

令和4年度大雪山国立公園連絡協議会総会

日時：令和4年5月13日（金）14:00～

場所：上川町役場大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）審議事項

- 1) 令和3年度事業報告について
- 2) 令和3年度会計報告について
- 3) 令和3年度会計監査について
- 4) 令和4年度事業計画について
- 5) 令和4年度予算について
- 6) 大雪山国立公園管理運営計画検討作業部会の開催結果について
- 7) 大雪山国立公園における協力金等検討作業部会の開催結果等について
- 8) 大雪山国立公園山岳トイレ検討作業部会の設置について
- 9) 大雪山国立公園連絡協議会規約の改正について
- 10) 役員の改選について

（2）報告事項

- 1) 表大雪地域／東大雪地域登山道維持管理部会からの取組状況の報告
- 2) 各構成員からの情報提供、情報交換について
 - ・入林者名簿について（上川中部森林管理署）
 - ・上ホロカメットク避難小屋の再整備工事について（上川総合振興局）

3. その他

4. 閉 会

配布資料

- 資料 1-1 令和 3 年度事業報告（案）
 - 別添 1 携帯トイレ普及キャンペーン
 - 別添 2 携帯トイレ普及目標設定、効果検証手法の検証

- 資料 1-2 令和 3 年度会計報告（案）

- 資料 1-3 令和 4 年度会計監査報告

- 資料 1-4 令和 4 年度事業計画（案）
 - 別添 3 大雪山国立公園協力金フォーラム

- 資料 1-5 令和 4 年度予算（案）

- 資料 1-6 大雪山国立公園管理運営計画検討作業部会の開催結果について
 - 別添 4 大雪山国立公園管理運営計画（案）

- 資料 1-7 大雪山国立公園における協力金等検討作業部会の開催結果等について
 - 別添 5 大雪山国立公園における協力金取組方針（案）
 - 別添 6 登山者用及び関係者用広報パンフレット

- 資料 1-8 大雪山国立公園山岳トイレ検討作業部会の設置について

- 資料 1-9 大雪山国立公園連絡協議会規約改正案

- 資料 1-10 役員の改選について

- 資料 2-1 表大雪地域／東大雪地域登山道維持管理部会事業報告
 - 別添 7 登山道維持管理に係る勉強会

- 資料 2-2 入林者名簿（上川中部森林管理署）

- 資料 2-3 上ホロカメットク避難小屋の再整備工事について（上川総合振興局）

事務局

所属	役職	氏名
<p>環境省大雪山国立公園管理事務所</p> <p>東川管理官事務所</p> <p>上士幌管理官事務所</p>	<p>所長</p> <p>国立公園保護管理企画官</p> <p>係員</p> <p>自然保護官補佐</p> <p>自然保護官補佐</p> <p>国立公園管理官</p> <p>自然保護官補佐</p> <p>国立公園管理官</p> <p>自然保護官補佐</p>	<p>広野 行男</p> <p>畠山 直樹</p> <p>西井 野乃香</p> <p>忠鉢 伸一</p> <p>入江 瑞生</p> <p>福濱 有喜子</p> <p>渡邊 あゆみ</p> <p>齋藤 佑介</p> <p>上村 哲也</p>

令和4年5月13日

大雪山国立公園連絡協議会総会出席者名簿

分野	構成員（構成機関（団体）名）	出席者（敬称略）	備考
関係 行政機関	北海道 上川総合振興局	保健環境部環境生活課主査（山岳担当） 中島 浩之	WEB
	北海道 十勝総合振興局	保健環境部環境生活課主事 村上 桐生	WEB
	富良野市	経済部商工観光課観光係 三好 舞咲	WEB
	上川町	産業経済課長 高野 尚 産業経済課長補佐 吉田 進	会場 会場
	東川町	副町長 平田 章洋 旭岳ビジターセンター所長 三島 光博	WEB
	美瑛町	商工観光交流課長観光振興係長 平田 敦史	WEB
	上富良野町	副町長 佐藤 雅喜	WEB
	南富良野町	欠席	—
	士幌町	産業振興課主査 澤崎 聖美	WEB
	上士幌町	欠席	—
	鹿追町	商工観光課長 松井 裕二	WEB
	新得町	産業課観光振興係長 花房 弘康	WEB
	上川中部森林管理署	次長 山本 幸治	WEB
		総括森林整備官 阿部 恭久	WEB
		地域統括森林官 石井 誠	WEB
	上川南部森林管理署	次長 長崎 秀光	WEB
		森林情報管理官（管理） 米田 和敏	WEB
		総務グループ（管理） 田辺 結葉	WEB
		上富良野森林官 三上 祥隆	WEB
	十勝西部森林管理署東大雪支署	事務管理官 前畑 慎一	WEB
係員 大志万奈々子		WEB	
北海道開発局	開発監理部開発連携推進課長 山本 清二	WEB	
	開発監理部開発連携推進課開発専門官 気田 賢実	WEB	
	開発監理部開発連携推進課上席開発計画専門官 足立 憲泰	WEB	
	常広開発建設部技術管理課技術管理課長 梅木 幸治	WEB	
	常広開発建設部技術管理課技術管理課長補佐 坂田 昌彦	WEB	
北海道運輸局	観光部次長 村上 浩之	WEB	
北海道地方環境事務所	所長 櫻井 洋一	会場	
	次長 福井 智之	会場	
	自然保護官 鳥井 朋恵	会場	
観光 協会	（一社）層雲峡観光協会	欠席	—
	（一社）ひがしかわ観光協会	代表理事 浜辺 啓	会場
	（一社）美瑛町観光協会	欠席	—

	(一社) かみふらの十勝岳観光協会	会長	青野 範子	会場
	(一社) ふらの観光協会	欠席		—
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会	欠席		—
交通 事業者	(株) りんゆう観光	営業主任	中村 俊	会場
	ワカサリゾート (株)	欠席		—
	道北バス (株)	取締役	福内 直樹	会場
	旭川電気軌道 (株)	運輸部次長	矢野 寿典	WEB
	十勝バス (株)	欠席		—
	北海道拓殖バス (株)	欠席		—
自然保護 団体	大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島 一男	会場
	十勝自然保護協会	欠席		—
研究者	北海道大学大学院 環境科学研究院 渡邊 悌二教授	教授	渡邊 悌二	WEB
	北海道大学大学院 農学研究院 愛甲 哲也准教授	准教授	愛甲 哲也	WEB
	北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院観光学高等研 究センター木村 宏教授	教授	木村 宏	WEB
登山道等維 持管理部会	NPOアース・ウィンド	会長	横須賀道子 青木 倫子	会場 会場
	山のトイレを考える会	代表 事務局長	小枝 正人 仲俣 善雄	会場 会場
	山樂舎BEAR	代表	佐久間 弘	WEB
	ひがし大雪自然ガイドセンター	代表理事	河田 充	WEB

事務局

所属	役職	氏名	
環境省大雪山国立公園管理事務所	所長	広野 行男	
	国立公園保護管理企画官	畠山 直樹	
	係員	西井 野乃香	
	自然保護官補佐	忠鉢 伸一	
	自然保護官補佐	入江 瑞生	
	東川管理官事務所	国立公園管理官	福濱 有喜子
		自然保護官補佐	渡邊 あゆみ
	上士幌管理官事務所	国立公園管理官	齋藤 佑介
		自然保護官補佐	上村 哲也

令和4年5月13日

大雪山国立公園連絡協議会総会出席者名簿

分野	構成員（構成機関（団体）名）	出席者（敬称略）	備考
関係 行政機関	北海道 上川総合振興局	保健環境部環境生活課主査（山岳担当） 中島 浩之	WEB
	北海道 十勝総合振興局	保健環境部環境生活課主事 村上 桐生	WEB
	富良野市	経済部商工観光課観光係 三好 舞咲	WEB
	上川町	産業経済課長 高野 尚 産業経済課長補佐 吉田 進	会場 会場
	東川町	副町長 平田 章洋 旭岳ビジターセンター所長 三島 光博	WEB
	美瑛町	商工観光交流課長観光振興係長 平田 敦史	WEB
	上富良野町	副町長 佐藤 雅喜	WEB
	南富良野町	欠席	—
	士幌町	産業振興課主査 澤崎 聖美	WEB
	上士幌町	欠席	—
	鹿追町	商工観光課長 松井 裕二	WEB
	新得町	産業課観光振興係長 花房 弘康	WEB
	上川中部森林管理署	次長 山本 幸治	WEB
		総括森林整備官 阿部 恭久	WEB
		地域統括森林官 石井 誠	WEB
	上川南部森林管理署	次長 長崎 秀光	WEB
		森林情報管理官（管理） 米田 和敏	WEB
		総務グループ（管理） 田辺 結葉	WEB
		上富良野森林官 三上 祥隆	WEB
	十勝西部森林管理署東大雪支署	事務管理官 前畑 慎一	WEB
係員 大志万奈々子		WEB	
北海道開発局	開発監理部開発連携推進課長 山本 清二	WEB	
	開発監理部開発連携推進課開発専門官 気田 賢実	WEB	
	開発監理部開発連携推進課上席開発計画専門官 足立 憲泰	WEB	
	常広開発建設部技術管理課技術管理課長 梅木 幸治	WEB	
	旭川開発建設部技術管理課技術管理課長補佐 坂田 昌彦	WEB	
北海道運輸局	観光部次長 村上 浩之	WEB	
北海道地方環境事務所	所長 櫻井 洋一	会場	
	次長 福井 智之	会場	
	自然保護官 鳥井 朋恵	会場	
観光 協会	（一社）層雲峡観光協会	欠席	—
	（一社）ひがしかわ観光協会	代表理事 浜辺 啓	会場
	（一社）美瑛町観光協会	欠席	—

	(一社) かみふらの十勝岳観光協会	会長	青野 範子	会場
	(一社) ふらの観光協会	欠席		—
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会	欠席		—
交通 事業者	(株) りんゆう観光	営業主任	中村 俊	会場
	ワカサリゾート (株)	欠席		—
	道北バス (株)	取締役	福内 直樹	会場
	旭川電気軌道 (株)	運輸部次長	矢野 寿典	WEB
	十勝バス (株)	欠席		—
	北海道拓殖バス (株)	欠席		—
自然保護 団体	大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島 一男	会場
	十勝自然保護協会	欠席		—
研究者	北海道大学大学院 環境科学研究院 渡邊 悌二教授	教授	渡邊 悌二	WEB
	北海道大学大学院 農学研究院 愛甲 哲也准教授	准教授	愛甲 哲也	WEB
	北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院観光学高等研 究センター木村 宏教授	教授	木村 宏	WEB
登山道等維 持管理部会	NPOアース・ウィンド	会長	横須賀道子 青木 倫子	会場 会場
	山のトイレを考える会	代表 事務局長	小枝 正人 仲俣 善雄	会場 会場
	山樂舎BEAR	代表	佐久間 弘	WEB
	ひがし大雪自然ガイドセンター	代表理事	河田 充	WEB

事務局

所属	役職	氏名	
環境省大雪山国立公園管理事務所	所長	広野 行男	
	国立公園保護管理企画官	畠山 直樹	
	係員	西井 野乃香	
	自然保護官補佐	忠鉢 伸一	
	自然保護官補佐	入江 瑞生	
	東川管理官事務所	国立公園管理官	福濱 有喜子
		自然保護官補佐	渡邊 あゆみ
	上士幌管理官事務所	国立公園管理官	齋藤 佑介
		自然保護官補佐	上村 哲也

令和 3 年度 大雪山国立公園連絡協議会 事業報告（案）

1. 大雪山国立公園登山道の維持管理に係る勉強会

登山道の荒廃が深刻な中岳裾合平線及び大雪山縦走線歩道の一部区間を対象に、環境省では過年度に整備された施設の評価、効果検証を行い、今後の施設整備の内容を決定するための測量設計調査に着手した。それに合わせて、中岳裾合平線登山道を事例に、登山道の持続的な維持管理の考え方、技術手法等について意見交換を行う勉強会を表大雪／東大雪登山道維持管理部会の構成員を対象に実施した。

日 時：令和 3 年 11 月 8 日（月）15：00～17：00

会 場：WebEX によるテレビ会議

参加者数：25 団体 36 名

2. 大雪山国立公園ビジョン普及事業

令和 2 年度に策定した大雪山国立公園ビジョン実現の手段として利用者参加型による協働型管理運営を進めていく中、令和 3 年度より上川地区登山道等維持管理連絡協議会の取組として白雲岳周辺登山道を対象とする協力金の試行的取組がスタートした。本取組の情報共有及び意見交換の場として「大雪山国立公園協力金フォーラム」を開催予定であったが、北海道のまん延防止法措置期間と重なり開催を見送ることとなった。本フォーラムについては令和 4 年 5 月 20 日（金）に改めて開催することとする。

3. 大雪山国立公園管理運営計画検討作業部会

大雪山国立公園ビジョンが策定されたことを受けて、その実行計画にあたる大雪山国立公園管理運営計画を検討するための作業部会を令和 2 年度に設置し、素案を検討してきたが、令和 3 年度については構成員からより具体的な意見をいただき、それを踏まえ修正した最終案について検討を行った。

4. 大雪山国立公園協力金等検討作業部会

大雪山国立公園の協力金による利用者参加型の取組を検討するため令和 2 年度より協力金作業部会を設置し、協力金取組方針（案）の検討を進めてきた。

令和 3 年度は、環境省及び上川地区登山道等維持管理連絡協議会と連携し白雲岳周辺登山道の利用者（利用予定者も含む）アンケートを実施し、今後協力金を継続するにあたっての課題等を踏まえ、大雪山国立公園の実情に沿った「大雪山国立公園における協力金取組方針（最終案）」を作成した。

5. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業**（1）携帯トイレ普及キャンペーン**

中岳温泉、銀泉台～赤岳において、仮設のテント式携帯トイレブースを設置して利用してもらうこと、山岳部での自作携帯トイレの配布や意識調査を実施のほか、

し尿排出を抑える直接的な効果があるキャンペーンを実施した（別添1）。

トムラウシ短縮登山口においては、本協議会との協力のもと、「南沼汚名返上プロジェクト」として協力金を収受し携帯トイレをセルフ配布、また登山者への携帯トイレアンケートが実施された。

（2）携帯トイレ民間流通体制の支援、携帯トイレ普及パートナーの拡大

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を促進するための大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの民間事業者による一括受注支援、パートナーシップ事業の拡大を引き続き行った。また、NTT東日本より災害用トイレの寄贈を受け、本協議会構成員内での普及啓発を目的として希望する構成団体に配布を行ってきた。

（3）携帯トイレ普及目標設定、効果検証手法の検討

平成30年7月に大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を發出して以降、大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの販売数も伸び、また、美瑛富士やトムラウシ南沼におけるアンケートにおいて携帯トイレ持参率も高い水準が維持され、機運が醸成されてきたものと考えられる。

普及宣言に基づく取組を一層推進するため、普及宣言の内容に応じた目標を定め、目標、効果検証シートを作成し記録を継続して行った（別添2）。

今後、長期的に記録を行い、取組の効果を検証できるよう運用を進めることとする。

6. ホームページの基本運営

大雪山国立公園連絡協議会のホームページのサーバーを維持し、基本情報等を引き続き発信するとともに、facebook、YouTubeを活用し、国立公園及び周辺のリアルタイムな自然情報・イベント情報の発信を進めた。

7. その他

○後援名義の使用

- ・東川町、東川町教育委員会、東川町大雪山国立公園保護協会主催「令和3年度大雪山フォーラム」（第1回令和3年10月2～3日）

＜登山道維持管理部会関係＞（予算関係事項のみ）

1. 登山道に関する一元的な情報発信

令和元年7月から運用を開始した大雪山国立公園登山情報「<http://www.daisetsuzan.or.jp/trail-news/>」の昨年度以上の情報を掲載するなど、充実化を図るとともに、令和2年度の運用結果及び関係者からの評価を踏まえて、ページの更新を行った。

2. 登山道維持管理の情報共有、作業品質の向上

大雪山国立公園の登山道の荒廃を解消するためには、質の高い補修作業を促進することが重要である。このため、大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルの運用に関する情報を集約する専用ホームページを設け、大雪山国立公園内で実施される登山道の補修計画、補修状況、検討結果などを、公開する体制を整えた。

3. 大雪山国立公園グレードマップの印刷、登山者への普及

大雪山グレード（利用体験ランク）及び携帯トイレ普及宣言を掲載した登山マップについて印刷した。また、登山者が確認できるように、各登山口にも配置した。

令和3年度会計報告(案)

資料1-2

令和3年度 収支決算書

1. 収入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
繰越金	588,247	588,247	0	
負担金	1,260,000	1,260,000	0	(内訳) 富良野市 72,000 上川町 243,000 東川町 144,000 上富良野町 99,000 美瑛町 126,000 南富良野町 63,000 士幌町 90,000 上士幌町 162,000 鹿追町 135,000 新得町 126,000
繰入金	0	0	0	
寄付金	0	75,781	75,781	トムラウシ短縮登山口携帯トイレ配布ボックス協力金
雑収入	8	10	2	預金利息
収入合計	1,848,255	1,924,038	75,783	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	細目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
総務費	会議費	0	0	0	
	通信費	45,000	4,536	▲ 40,464	郵送料
	雑費	0	0	0	
小計		45,000	4,536	▲ 40,464	
事業費	助成金	0	0	0	
	開催費	500,000	199,813	▲ 300,187	(内訳) 大雪山国立公園ビジョン展開事業 0 携帯トイレ普及宣言推進事業 199,813
	HP情報発信費	220,000	204,600	▲ 15,400	(内訳) 基本運営 204,600
	登山道維持管理部会事業費	520,000	357,275	▲ 162,725	(内訳) グレードマップ修正・印刷 199,760 登山道維持管理勉強会 157,515
	送金手数料	20,000	2,255	▲ 17,745	振込手数料
	予備費	543,255	39,600	▲ 503,655	
小計		1,803,255	803,543	▲ 999,712	
支出合計		1,848,255	808,079	▲ 1,040,176	

収支差額 ¥1,115,959 は次年度へ繰り越す

令和 3 年度 会計監査報告

令和 3 年度大雪山国立公園連絡協議会会計について、関係帳簿並びに預金通帳を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので報告いたします。

令和 4 年 4 月 1 9 日

大雪山国立公園連絡協議会 監事

鹿追町長

喜井 知己 

令和 3 年度 会計監査報告

令和 3 年度大雪山国立公園連絡協議会会計について、関係帳簿並びに預金通帳を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので報告いたします。

令和 4 年 4 月 1 9 日

大雪山国立公園連絡協議会 監事

美瑛町長

角和浩幸 

令和 4 年度 大雪山国立公園連絡協議会 事業計画（案）

1. 大雪山国立公園協力金フォーラム事業【予算 300 千円（前年度繰越事業）】

白雲岳避難小屋周辺登山道における協力金の試行的取組の情報共有及び意見交換の場として、令和 3 年度に開催予定であった「大雪山国立公園協力金フォーラム」を実施する。

2. 大雪山国立公園ビジョン展開事業【予算 300 千円】

大雪山国立公園における協力金取組方針が決定され、令和 4 年度以降においても白雲岳周辺登山道における協力金の取組が継続される予定であることから、大雪山国立公園全体へ取組を広げるための機運を醸成するとともに、将来的な一元的な管理運営体制の構築に向け意見交換を行うことを目的としたイベントを開催する。

3. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業【予算：330 千円】**（1）携帯トイレ普及キャンペーン**

携帯トイレを普及させるために、若い世代や未だ利用する機会のない人を対象に、登山中に利用する機会を提供し、携帯トイレの使用方法や快適性を理解してもらうことにより、抵抗感なく利用してもらうことが重要である。

今年度においても中岳温泉、銀泉台～赤岳において、仮設のテント式携帯トイレブースを設置するなど、携帯トイレの普及について推進するとともに、し尿排出を抑制するための効果的なキャンペーンを検討する。また、携帯トイレの利用環境を整えるため回収ボックスの追加設置などを各地域で促す。

さらに、トムラウシ短縮登山口で実施されている「南沼汚名返上プロジェクト」における携帯トイレ配布に伴う協力金については引き続き本協議会と協力体制を構築し、効果を検証する。また、収受した協力金により、キャンペーンに必要な備品（携帯トイレ用テント、消耗品等）を購入する。

（2）携帯トイレ民間流通体制の支援、携帯トイレ普及パートナーの拡大

大雪山携帯トイレ普及宣言を促進するための大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの民間事業者による一括受注支援、パートナーシップ事業の拡大を引き続き行う。

（3）携帯トイレ普及目標に応じた効果検証の試行

平成 30 年 7 月に大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を發出して以降、大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの販売数も伸び、また、美瑛富士やトムラウシ南沼におけるアンケートにおいて携帯トイレ持参率も高い水準が維持され、機運が醸成されてきたものと考えられる。

普及宣言に基づく取組を一層推進するため、普及宣言の内容（1. 携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。2. 登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。3. 登山者に

対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。4. 携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。)に応じた、目標(可能であれば数値で定めることができるものとする)の達成状況について検証可能な情報を収集し、普及宣言の効果を検証する取組を継続する。

4. 情報発信【予算：754千円】

(1) ホームページの運営

大雪山国立公園連絡協議会のホームページのサーバーを維持し、基本情報等を引き続き発信するとともに、facebook、Youtube等のSNSを活用し、国立公園及び周辺のリアルタイムな自然情報・イベント情報の発信を進め、国立公園の魅力度向上にも努める。

また、スマートフォンからのアクセスが多いことから、専用のプラットホームを構築し、必要とされる情報について検索しやすく閲覧しやすい環境づくりを行い、情報発信を強化する。

(2) 大雪山国立公園ポスターの作成

自治体、観光協会、交通事業者、ツアー事業者等との連携を図り、大雪山国立公園のPRを今後展開していくため、大雪山国立公園のポスターの作成を行う。印刷したポスターについては関係機関に配布する他、イベント等での活用を図る。

5. 登山道維持管理部会事業費【予算：600千円】

(1) グレードマップ及び協力金パンフレット印刷

グレードマップを増刷し、登山口等で引き続き配布を行う。また、協力金取組方針が策定されたことから、同方針の趣旨を一般登山者向け周知するためのパンフレットを新たに作成し配布を行う。

(2) 登山道維持管理部会(表大雪地域、東大雪地域)

表大雪地域及び東大雪地域登山道維持管理部会を各2回程度開催し、登山道等の荒廃の課題解決に向け、維持管理体制、維持管理手法及び維持管理にかかる費用確保の課題について一体的な協議を行い、未執行路線の事業執行について引き続き検討を行うとともに、一元的な管理運営体制の構築及び協力金の大雪山国立公園全体に展開する方策等について検討を進める。

(3) 登山道維持管理勉強会

登山道の荒廃に対する維持管理手法について関係者間で共通認識を持ち技術向上を図ることを目的に、現場における荒廃状況に対する適切かつ具体的な維持管理技術及び手法に関する知識を一層深めるための現地勉強会を実施する。

なお、本勉強会を通じ、今後に予定される大雪山国立公園登山道管理水準、大雪山国立公園登山道整備技術指針の見直しに向けた議論につながるようにする。

(4) 登山道維持管理データベース等の運用・構築

令和3年度に作成した、大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルに基づく、補修結果を蓄積するデータベースの運用・構築を進める。また、大雪山国立公園内の登山道や野営指定地の現況に関する画像及び動画データを共有するデータベースの整備についても検討を進める。これらに関し、登山道の維持管理の質的向上を図るための検討会を引き続き開催する。

(5) 登山道に関する一元的な情報発信【予算：ホームページの基本運営に含む】

大雪山国立公園登山情報「<http://www.daisetsu-zan.or.jp/trail-news/>」の運用を継続する。運用にあたっては、本ページを他のホームページやSNS等の媒体に掲載されるように調整を図るなど、さらなる展開に努める。

6. 大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会（令和4年度設置予定）

大雪山国立公園では、野営指定地や登山道上におけるし尿排泄の問題が改善に至っていない状況にあることから、新たに本作業部会を設置し、場所ごとの特性に応じ携帯トイレを利用しやすい環境づくりを進めるための検討を行うとともに、既設の常設トイレ等の再整備や改善策に関する検討を行う。

7. その他【予算計上しない継続案件】

- 北海道アドベンチャートラベル推進協議会への参加
- 後援名義の受付

令和4年度収支予算(案)

資料1-5

1. 収入の部

(単位:円)

科目	R3予算額 (A)	R4予算案 (B)	増減 (B)-(A)	備考
繰越金	588,247	1,115,959	527,712	
負担金	1,260,000	1,260,000	0	(内訳) 富良野市 72,000 上川町 243,000 東川町 144,000 上富良野町 99,000 美瑛町 126,000 南富良野町 63,000 士幌町 90,000 上士幌町 162,000 鹿追町 135,000 新得町 126,000
繰入金	0	0	0	
寄付金	0	70,000	70,000	トムラウシ短縮登山口携帯トイレ配布ボックス協力金
雑収入	8	41	33	預金利息
収入合計	1,848,255	2,446,000	597,745	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	細目	R3予算額 (A)	R4予算案 (B)	増減 (B)-(A)	備考
総務費	会議費	0	0	0	
	通信費	45,000	45,000	0	郵送料
	雑費	0	10,000	10,000	事務用消耗品
小計		45,000	55,000	10,000	
事業費	助成金	0	0	0	
	開催費	500,000	930,000	430,000	(内訳) 協力金フォーラム事業 300,000 (R3予算繰り越し事業) 携帯トイレ普及宣言推進事業 330,000
	情報発信費	220,000	754,600	534,600	(内訳) 大雪山国立公園ビジョン展開事業 300,000 基本運営 204,600 スマートフォンプラットホーム構築 400,000 大雪山国立公園ポスター作製費 150,000
	登山道維持管理部会事業費	520,000	600,000	80,000	(内訳) グレードマップ修正・印刷 200,000 協力金パンフレット印刷代 200,000 登山道維持管理勉強会 200,000
	送金手数料	20,000	20,000	0	振込手数料
	予備費	543,255	86,400	▲ 456,855	
	小計		1,803,255	2,391,000	587,745
支出合計		1,848,255	2,446,000	597,745	

令和3年度大雪山国立公園管理運営計画検討作業部会の開催結果等について

1. 作業部会の目的

- 大雪山国立公園ビジョンを実現するため、また、大雪山国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、大雪山国立公園管理運営計画の内容について、検討を行う。

2. 令和3年度の検討内容

- 大雪山国立公園管理運営計画（案）
（令和2年度の第1回～2回作業部会で検討を行った最終案について検討）

3. 開催状況

（1）第3回作業部会（令和3年12月6日）

- 大雪山国立公園管理運営計画書（案）について

4. 今後の予定

- 大雪山国立公園管理運営計画（案）について、今後、環境本省との調整を経て、令和4年度中に北海道地方環境事務所長が作成予定。

大雪山国立公園連絡協議会
大雪山国立公園管理運営計画作業部会名簿

機関、団体等
北海道地方環境事務所
北海道開発局開発監理部開発連携推進課
北海道運輸局旭川運輸支局
上川中部森林管理署
上川南部森林管理署
十勝西部森林管理署東大雪支署
(一社) 層雲峡観光協会
(一社) ひがしかわ観光協会
(一社) 美瑛町観光協会
(一社) かみふらの十勝岳観光協会
道北バス (株)
旭川電気軌道 (株)
大雪と石狩の自然を守る会
十勝自然保護協会
北海道大学大学院環境科学研究所 渡邊悌二教授
北海道大学大学院農学研究所 愛甲哲也准教授
北海道上川総合振興局
北海道十勝総合振興局
富良野市
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
上士幌町
鹿追町
新得町

合計 26 機関・団体

＜参考＞不参加の機関、団体

(一社) ふらの観光協会、NPO 法人南富良野まちづくり観光協会、(株) りんゆう観光、ワカサリゾート (株)、十勝バス (株)、北海道拓殖バス (株)、北海道大学院 国際広報メディア・観光学院 観光学高等研究センター 木村宏教授、南富良野町、士幌町

令和3年度大雪山国立公園協力金等検討作業部会の開催結果等について

1. 作業部会の目的

- 大雪山国立公園ビジョンを踏まえ、大雪山国立公園の特性に応じた協力金の取組方針及び利用者が国立公園の管理運営に参加する仕組みづくりについて、検討を行う。

2. 令和3年度の検討内容

- 「令和3年度白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金」の取組結果
- 「大雪山国立公園における協力金取組方針」（案）
- 「大雪山国立公園における協力金取組方針」の普及啓発資料（案）
- 令和4年度以降における検討体制

3. 開催状況

(1) 第3回作業部会（令和3年12月6日）

- 令和3年度白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金について
 - ・実施内容及び結果報告
 - ・協力金に関する登山者調査の結果について
- 「大雪山国立公園における協力金取組方針」（修正案）について

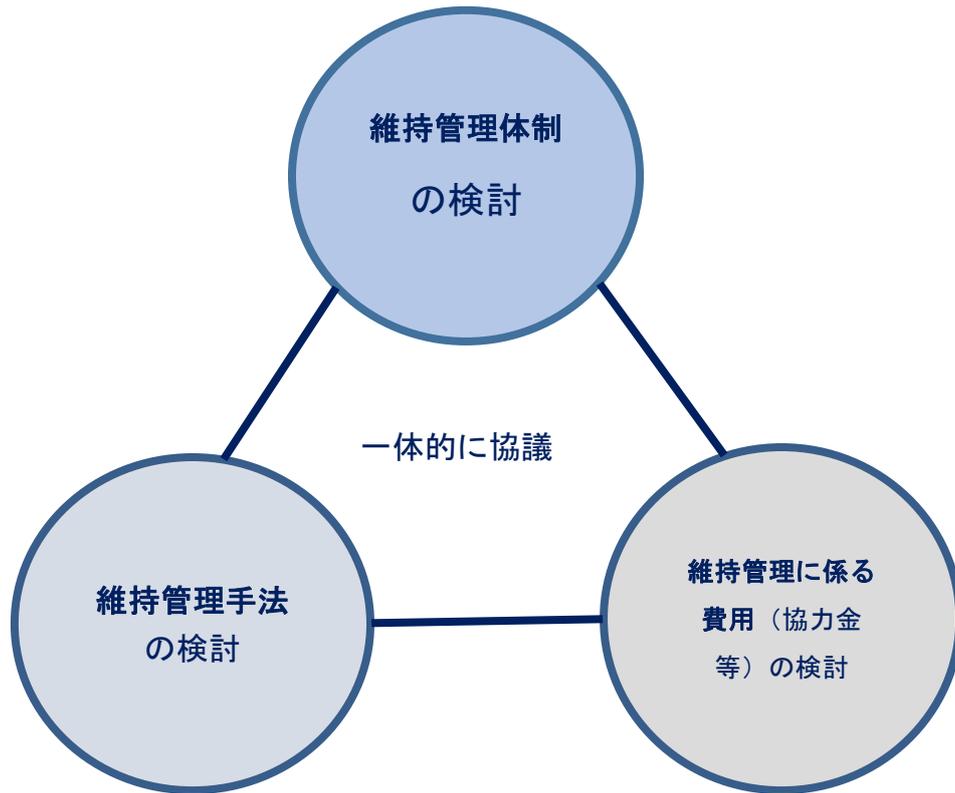
(2) 第4回作業部会（令和4年3月17日）

- 「大雪山国立公園における協力金取組方針」（最終案）について
- 「大雪山国立公園における協力金取組方針」の普及啓発資料（案）について
- 令和4年度以降における検討体制について

4. 令和4年度以降の進め方

- 本作業部会については、令和2年度～3年度の2箇年において管理方針の検討等を行い、一定の役割を終えたところであるが、今後も、同取組方針に基づく協力金等の取組について、個別・具体の検討や情報共有を行う場が必要。
- 令和4年度以降においては、協力金等の取組に関する検討の場を、常設部会である登山道維持管理部会（表大雪地域、東大雪地域）に移行する。
- 登山道等の荒廃の課題解決に向け、維持管理体制、維持管理手法及び維持管理にかかる費用確保の課題について、一体的に協議する体制を確保し、白雲岳避難小屋周辺登山道における試行的取組の定着化を図りながら、同方針に基づき、協力金の運用を大雪山国立公園全体に展開する方策等について、検討を実施する。

【登山道維持管理部会（表大雪地域、東大雪地域）での検討イメージ】



大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の設置について（案）

大雪山国立公園連絡協議会
令和 4 年 5 月設置

大雪山国立公園連絡協議会規約第 11 条に基づき、次の作業部会を設置する。

1. 作業部会の名称

大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会

2. 作業部会の目的

大雪山国立公園では、野営指定地や登山道上におけるし尿排泄の問題が改善に至っていない状況にあることから、場所ごとの特性に応じ携帯トイレを利用しやすい環境づくりを進めるための検討を行うとともに、既設の常設トイレ等の再整備や改善策に関する検討を行うもの。

3. 検討内容

- (1) 野外へのし尿排泄の問題が見られ改善が必要とされる野営指定地等における、携帯トイレを利用しやすい環境づくり（携帯トイレブースの設置、維持管理、回収体制の構築、利用者向けの情報発信）
- (2) 既設の常設トイレ等の再整備及び改善策
- (3) (1)、(2) の検討にあたって必要な事項

4. 検討体制

大雪山国立公園連絡協議会会長が指名した次の者により構成する（名簿別紙）。

- (1) 大雪山国立公園連絡協議会の構成員のうちの希望者
- (2) 登山道維持管理部会（表大雪地域、東大雪地域）の構成員及びオブザーバーのうちの希望者
- (3) (1)、(2) の他、会長が出席を求める者

5. 設置期間の考え方

本作業部会は、野外へのし尿排泄の問題が見られ改善が必要とされる課題箇所及び既設の常設トイレ等の再整備及び改善策について、基本的考え方及び対応方針が明らかにされるまでの間設置するものとする。

大雪山国立公園連絡協議会
大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会名簿

機関、団体等
北海道地方環境事務所
上川中部森林管理署
上川南部森林管理署
十勝西部森林管理署東大雪支署
かみふらの十勝岳観光協会
（株）りんゆう観光
道北バス（株）
大雪と石狩の自然を守る会
十勝自然保護協会
北海道大学大学院環境科学研究院 渡邊悌二教授
北海道大学大学院農学研究院 愛甲哲也准教授
北海道上川総合振興局
北海道十勝総合振興局
富良野市
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
士幌町
上士幌町
鹿追町
新得町
登山道維持管理部会構成員のうち参加希望者

合計 22 機関・団体及び登山道維持管理部会

大雪山国立公園連絡協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、大雪山国立公園連絡協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、大雪山国立公園の保全と利用の目標や将来像を示した大雪山国立公園ビジョンの実現を目指すため、会員相互の情報交換、連絡調整を図り、保全と適正な利用のための事業を実施することにより、大雪山国立公園の多様な関係者が協働した管理運営を行い、大雪山国立公園地域の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大雪山国立公園ビジョンに基づく方針、計画等の検討又は策定、大雪山国立公園ビジョンの達成状況の確認及び評価
- (2) 大雪山国立公園の管理運営に関する情報交換、連絡調整及び計画等の検討
- (3) 大雪山国立公園の保全及び適正な利用を推進するための事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第 4 条 本会は、別表に掲げる機関、団体等により構成する。

- 2 本会を構成する機関、団体等に幹事を置く。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任及び任期)

第 6 条 役員は、協議会において選任し、任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 選任された役員が任期中に第 4 条第 1 項に規定する機関の長の職でなくな

ったときは、役員を退任したものとみなし、その補充については、その職の後任者が役員に選任されたものとみなす。

ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務を分担し、会の運営にあたる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、年1回開催するほか、会長の招集により必要に応じて開催する。

- 2 総会は、予算、決算、事業計画、規約の改正、その他必要な事項を協議する。

(幹事会)

第9条 総会の議事に関する予備的協議、その他連絡調整を行うため、会長の招集により必要に応じて幹事会を開催することができる。幹事会には各機関、団体等の幹事及び事務局が出席する。

(部会)

第10条 第3条の事業の一部を実施するため、常設の部会を設けることができる。

部会の組織及び運営に必要な事項は、本会において規約を定める。

- 2 部会として、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会を設置する。

(作業部会)

第11条 第3条に掲げる事業に関して、一時的かつ専門的に調査、検討、協議を行う、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会に属する会員は、会長が指名する。
- 3 作業部会には、会長が会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 作業部会の庶務は事務局が行い、その経過及び結果を総会に報告するものとする。
- 5 作業部会は、第1項の調査又は検討が終了したときは解散する。

(事務局)

第12条 本会の事務局を環境省大雪山国立公園管理事務所に置く。

2 事務局は、会の庶務及び会計事務を行う。

3 事務局員は、大雪山国立公園管理事務所職員がその任にあたる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、負担金、委託金、寄付金、その他の収入を持ってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この規約は平成5年12月7日から施行する。

この規約は平成12年5月15日から施行する。

この規約は平成13年5月9日から施行する。

この規約は平成18年5月11日から施行する。

この規約は平成20年5月13日から施行する。

この規約は平成23年5月12日から施行する。

この規約は令和2年6月8日から施行する。

別表

分野	機関、団体等
関係行政機関	北海道地方環境事務所長
	北海道上川総合振興局長
	北海道十勝総合振興局長
	富良野市長
	上川町長
	東川町長
	美瑛町長
	上富良野町長
	南富良野町長
	士幌町長
	上士幌町長
	鹿追町長
	新得町長
	上川中部森林管理署長
	上川南部森林管理署長
	十勝西部森林管理署東大雪支署長
	北海道開発局開発監理部開発連携推進課長
北海道運輸局観光部長	
観光協会	(一社) 層雲峡観光協会
	(一社) ひがしかわ観光協会
	(一社) 美瑛町観光協会
	(一社) かみふらの十勝岳観光協会
	(一社) ふらの観光協会
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会
交通事業者	(株) りんゆう観光
	ワカサリゾート (株)
	道北バス (株)
	旭川電気軌道 (株)
	十勝バス (株)
	北海道拓殖バス (株)
自然保護団体	大雪と石狩の自然を守る会
	十勝自然保護協会
研究者	北海道大学大学院環境科学研究院 渡邊悌二教授

	北海道大学大学院農学研究院 愛甲哲也准教授
	北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院観光学高等研究センター 木村宏教授
ビジターセンター運営協議会等	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会
	ひがし大雪自然館運営協議会
	東川町【再掲】

大雪山国立公園連絡協議会

表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会 規約

(趣旨)

第1条 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会規約第10条第1項の規定に基づき、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の荒廃等の課題及びその対策について関係者で協議し、もって登山道の適正な維持管理に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山道の整備及び維持管理並びにそれに関連する登山道の利用や登山道周辺の自然環境等に関する情報交換、連絡調整
- (2) 登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本部会は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーをもって構成する。

(大雪山国立公園連絡協議会への出席)

第5条 本部会の構成員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第3条に規定する事業の報告や意見を述べる。

- 2 前項の出席者は2名以内とし、部会において選任する。任期は1年とする。

(運営)

第6条 本部会は、事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。

- 2 本部会を年2回程度開催し、必要に応じて随時、臨時部会を開催する。

(事務局)

第7条 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局を大雪山国立公園管理事務所に、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局を上士幌管理官事務所に置く。

- 2 事務局は、会の庶務を行う。
- 3 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は大雪山国立公園管理事務所及び東川管理官事務所職員が、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は上士幌管理官事務所職員がその任にあたる。ただし、事務局の業務を請負することを妨げない。

4 事務局員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第5条第1項に基づき出席する者を補佐する。

(会 計)

第8条 本部会の運営及び事業の実施に必要な経費は、大雪山国立公園連絡協議会の経費を充てる。

(その他)

第9条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の適正な維持管理のために、関係するその他の協議会との連携及び協力を図る。

付 則 この規約は令和2年6月8日から施行する。

付 則 この規約は令和2年11月4日から施行する。

付 則 この規約は令和3年5月14日から施行する。

付 則 この規約は令和4年〇月〇日から施行する。

表大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称
関係行政機関	北海道地方環境事務所 上川中部森林管理署 上川南部森林管理署 北海道上川総合振興局 富良野市 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 南富良野町
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	Asahidake trail keeper NPO アース・ウィンド NPO 法人かむい NPO 法人大雪山自然学校 勤労者山岳連盟（道央地区） 合同会社北海道山岳整備／一般社団法人大雪山・山守隊 山樂舎 BEAR 層雲峡ビジターセンター 大雪山倶楽部 大雪山国立公園パークボランティア連絡会 TREE LIFE 富良野山岳会 北海道山岳ガイド協会（表大雪地区）
自然保護関係団体	大雪と石狩の自然を守る会 山のトイレを考える会
調査・研究関係	山岳レクリエーション管理研究会 北海道大学大学院地球環境科学研究院 渡辺悌二教授 北海道大学大学院農学研究院 愛甲哲也准教授

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	旭川勤労者山岳会 ガイドオフィス風 株式会社りんゆう観光

	上川山岳会 上富良野十勝岳山岳会 黒松内銀竜草の会 公益社団法人日本山岳会北海道支部 美瑛山岳会 ワカサリゾート株式会社
自然保護関係団体	北海道高山植物保護ネット
調査・研究関係	山岳レクリエーション管理研究会

※関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順

東大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称
関係行政機関	北海道地方環境事務所 十勝西部森林管理署東大雪支署 北海道十勝総合振興局 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	NPO 法人かむい NPO 法人ひがし大雪自然ガイドセンター 合同会社北海道山岳整備／一般社団法人大雪山・山守隊 山樂舎 BEAR 新得山岳会 大雪山国立公園パークボランティア連絡会 十勝山岳連盟
自然保護関係団体	
調査・研究関係	北海道大学大学院地球環境科学研究院 渡辺悌二教授 北海道大学大学院農学研究院 愛甲哲也准教授

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体 利用・環境教育関係団体	株式会社北海道ネイチャーセンター 公益社団法人日本山岳会北海道支部 しほろ自然環境に親しむ会 北海道山岳ガイド協会（東大雪地区） ボレアルフォレスト
自然保護関係団体	
調査・研究関係	

※関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順

大雪山国立公園連絡協議会役員の改選について

	現役員	新役員
会 長	上川町長	
副会長	東川町長	
副会長	上士幌町長	
理 事	北海道地方環境事務所長	
監 事	美瑛町長	
監 事	鹿追町長	

令和3年度 登山道維持管理部会 事業報告

1. 目的

大雪山国立公園内の登山道の荒廃等の課題及びその対策について関係者で協議し、もって登山道の適正な維持管理に資することを目的に、以下の事業を行う。

- (1) 登山道の整備及び維持管理並びにそれに関連する登山道の利用や登山道周辺の自然環境等に関する情報交換、連絡調整
- (2) 登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2. 令和3年度に実施した主な事業

(1) 登山道補修技術懇談会（令和3年4月23日開催）

「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき実施された令和2年度の登山道の補修案件の中における参考事例の共有及び議論を通じた登山道補修技術の質的向上や、同様の取組を行う全国の各地域間での懇談及び情報交換を目的に開催。（昨年度総会資料2-3別紙（3）2）にて紹介済。）

(2) 登山道維持管理部会の運営

令和2年11月4日の大雪山国立公園連絡協議会の総会にて設立された登山道維持管理部会の第2回及び第3回会議を開催した。【別紙】

	第2回	第3回
表大雪地域	令和3年6月17日	令和3年12月10日
東大雪地域	令和3年6月22日	令和3年12月13日

また、第1回（令和2年12月開催）の各部会でそれぞれ決定した当番制度に従い、大雪山国立公園連絡協議会総会（令和3年5月14日開催）に、以下のとおり出席した。（各年度の当番については、参考資料参照。）

	総会への出席団体	
表大雪地域	NPO法人大雪山自然学校 （荒井氏、藤氏、社本氏）	山樂舎BEAR （佐久間氏）
東大雪地域	新得山岳会 （小西氏）	大雪山国立公園 パークボランティア連絡会 （黒田氏）

(3) 登山道補修技術勉強会（令和3年11月8日開催）

登山道維持管理部会での議論に資するよう、中岳裾合平線や大雪山縦走線を事例として、最新技術（UAV測量による登山道の3次元解析）も活用した整備・管理、対策工法、維持管理手法などについて意見交換した。（詳細は別添7参照）

(4) 登山道補修技術検討会（令和4年3月4日開催）

大雪山国立公園における登山道の適切な管理のため、補修案件について情報の共有・公開、技術の検討、事例の蓄積を行うことにより、補修・施工品質の確保・向上を図ることを目的とした検討会。今回会議では「歩道等維持管理作業実施手順マニュアル」の適正な運用に向けて、補修案件に対する技術的な検討や補修案件の記録方法、登山道維持管理データベースの充実等について検討を行った。議論の中では、どのような観点により補修案件を評価するのかなどについて、一定の基準を設けることの必要性についても指摘された。

(5) 登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業

- 1) 過年度に引き続き、大雪山国立公園連絡協議会ホームページにて、登山道の一元的情報発信を実施した。<http://www.daisetsuzan.or.jp/trail-news/> 発信件数は合計149回（前年度比135%）、ハイシーズン（7/11～10/10）の閲覧数は、102,045回(前年度比105%)であった。
- 2) 過年度に引き続き、「歩道等維持管理作業実施手順マニュアル」に沿って、補修作業を行った案件について、登山道維持管理データベースへの記録掲載を行った。（補修45件、モニタリング等10件）
- 3) 過年度に引き続き、大雪山グレード（利用体験ランク）や携帯トイレ普及宣言について登山者に周知するため、ご案内マップを16箇所の登山口に設置し、約3000部を配布した。また、最新情報を反映した改訂版の増刷（8,000部）を行った。

1. 主要議題

(1) 登山道荒廃の課題解決に向けて

- 登山道荒廃の課題解決に向けた重要なステップとして、国立公園の歩道事業の未執行区間の解消にかかるメリットや責任について、情報及び意見を交換した。
- 「行政機関が歩道事業を執行し、その歩道管理者との協力・連携関係をもとに民間団体等が協力金等を活用しながら維持管理を行っていく」という形が望ましいという前提のもと、今後も各行政機関が事業執行について検討できるよう支援していく一方で、事業執行に至るまでの対応として何ができるのかについても、上川地区における白雲岳協力金の取組事例を交えつつ協議を行った。
- また、各行政機関による事業執行を念頭に置きつつも、大雪山国立公園連絡協議会（以下、大連協という）や、今後の検討課題である公園管理団体が一元的な事業実施主体となる可能性についても模索していくこととした。

(2) 誘導標識の現状と老朽化等への対応について（表大雪地域を中心に）

- 大雪山国立公園全体として、標柱・標識の仕様や表示内容の再検討をして統一的な再整備を進めることが望ましいとの問題提起があり、意見交換を行った。
- 表示内容については、現在主流となっている距離表示に、おおよその時間表示を加えることについても議論となり、一部、試行的に実施されたことが紹介された。

(3) 各団体の活動状況について（新型コロナウイルスへの対応を含む）

- 各構成員、オブザーバー等から、令和3年度の活動実施について情報共有があり、法律面での助言や、改善に向けた意見交換など、団体・組織の枠を越えた有機的なつながりを維持・構築することができた。

2. 令和4年度に向けて

本部会は、大連協の作業部会において令和3年度にとりまとめられた「大雪山国立公園における協力金取組方針」に関しても個別・具体の検討や情報共有の場となる予定。これにより、過年度に議論されてきた維持管理体制や手法に関する議論に加えて、費用面についても議論が可能となり、より包括的かつ一体的な協議が期待できる。

【参考】大雪山国立公園連絡協議会への出席者

表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約第5条第1項に基づく出席者は、以下の通り。毎年、2団体ずつ、交代ですべての構成員が出席するように当番制度とした。

■表大雪地域登山道維持管理部会

年度	出席者	
1年目 (令和3年度)	NPO法人大雪山自然学校	山樂舎BEAR
2年目 (令和4年度)	NPOアース・ウィンド	山のトイレを考える会
3年目 (令和5年度)	層雲峡ビジターセンター	TREE LIFE
4年目 (令和6年度)	大雪山倶楽部	富良野山岳会
5年目 (令和7年度)	NPO法人かむい	勤労者山岳連盟（道央地区）
6年目 (令和8年度)	合同会社北海道山岳整備 ／一般社団法人大雪山・山守隊	大雪山国立公園 パークボランティア連絡会
7年目 (令和9年度)	北海道山岳ガイド協会 (表大雪地区)	

■東大雪地域登山道維持管理部会

年度	出席者	
1年目 (令和3年度)	新得山岳会	大雪山国立公園 パークボランティア連絡会
2年目 (令和4年度)	山樂舎BEAR	NPO法人ひがし大雪 自然ガイドセンター
3年目 (令和5年度)	合同会社北海道山岳整備 ／一般社団法人大雪山・山守隊	十勝山岳連盟

入林者名簿（※代表者のみ記載してください）

年 月 銀泉台 No. -

※この届は任意での記入をお願いしているものです。利用者の動向を知るための資料として、市町村などに情報を提供する場合があります。

安全のために登山計画は家族や職場に知らせるとともに、登山計画書を最寄りの警察署や交番に必ず提出しましょう。

登山計画書の提出はお済みですか？

道警登山計画 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/consult/yama-mail/tozan_mail.htmlコンパス登山計画 <http://www.mt-compass.com>

道警登山計画



コンパス登山計画

入山月日 Date	出発時間 Time	代表者名字 Name	市町村名 Municipality name	携帯トイレ の有無	人数			登山経路（該当する番号に○をつけてください。該当する 番号が無い場合には直接記入してください）	宿泊地 Overnight	下山予定 Outgoing	下山時間 Arrive
					男	女	計				
1	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
2	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
3	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
4	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
5	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
6	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
7	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
8	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
9	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
10	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
11	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
12	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
13	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
14	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:
15	:			有 無				1 第一花園往復 2 駒草平往復 3 赤岳往復 4 白雲岳往復 5 黒岳 6 緑岳 7 その他（登山口または下山口）			:

上ホロカメットク山避難小屋 建替え工事

ご協力のお願い

工事期間：2022年6月上旬～10月末



2022年、老朽化した上ホロカメットク山避難小屋の建替え工事を行います。工事に際しては野営指定地も撤去資材や建築資材の集積場所として使用します。そのため工事期間中は

- ① 避難小屋は利用できません。
- ② 野営（テント泊）も一切できません。

※避難小屋付帯トイレは使用可能です。

詳細な工事期間については、6月以降に発出予定の第2報でお知らせします。

10月には積雪状態になる現地は工事可能な期間が非常に限られています。既存小屋を撤去後、小屋を新築する工事を1シーズンで終わらせるため、ご不便をおかけして申し訳ありませんが、御理解と御協力をお願いいたします。



大雪山国立公園連絡協議会発行案内図(国土地理院数値地図を加工作成)を加工して作成

【問い合わせ先】

北海道上川総合振興局環境生活課 主査(山岳環境) TEL 0166-46-5922

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業 (1) 携帯トイレ普及キャンペーン

中岳温泉、銀泉台～赤岳において、仮設のテント式携帯トイレブースを設置



中岳温泉

令和3年7月14日～8月6日、9月8日～10月7日
52日間設置

※携帯トイレテントブース内に設置したカウンター数は開花時期14、紅葉時期76であった。過去3年設置した結果より開花時期よりも紅葉時期のほうがカウンター数値は多く、利用者も多いと考えられる。
設置位置について、強風等で飛ばされにくい岩陰に変更することを検討する。



銀泉台～赤岳

令和3年9月18日～26日
8日間設置

※赤岳9合目付近に設置。
※携帯トイレテントブース内に設置したカウンターの数は47であった。昨年度(27)よりも利用者が増加した要因として、登山者数の増に加え、携帯トイレブースの設置を周知してきたことにより、認知度が高まったことも要因の一つとして分析する。

自作した携帯トイレの配布による普及キャンペーン

昨年度に引き継ぎ、安く自作できる携帯トイレを市販資材を用いて作成し配布を行う普及キャンペーンを実施した。また、令和2年度に購入したピーボトルをパークボランティアに使用してもらい、違和感なく使用できたとの感想を頂いたため、今後ピーボトルの普及についても進めていきたい。

< 配布内容 >



写真左より
防臭ジッパー袋、防臭袋、ゴミ袋4.5l、凝固剤

黒岳石室前普及キャンペーン（実施日 令和3年8月7日）

昨年度に続き、安く自作できる携帯トイレを作成し、配布（およそ40名）、アンケート調査（28名）を黒岳トイレ前で実施した。周辺で休憩していた方の約8割に配布・ヒアリングを行った結果、携帯トイレを利用したことが無い人は50%以上にのぼり、使用后「かさばる」「重くなる」という事を理由に携帯トイレを持っていても利用しないという意見もいただいた。携帯トイレの利用で悩んでいること・困っていることについては、男女ともに「利用する場所が少ないこと」が一番多い回答であった。登山者からいただいた意見要望を基に、今後も携帯トイレの普及拡大に向けた啓発を実施し、今年度以降の携帯トイレブースの設置場所についても検討していきたい。



銀泉台普及キャンペーン（実施日 令和3年9月25～26日）

銀泉台にて既設トイレの最終案内と同時に、自作携帯トイレの配布を実施した。回収ボックスを確認した限り、当日実際に使用された方は多くはなかったが、使用した方の意見をいただいたため、自作携帯トイレの改善を図ったものを来年度以降周知し、今後も自作トイレの普及を図ることとした。

残念ながら活動日においても、登山道沿いで使用済ティッシュを発見したため、登山者一人ひとりの意識を改めていく必要がある。そのためには大連協としてもさらなる普及啓発の活動を進めていく必要があると思われる。



トムラウシ南沼汚名返上プロジェクトへの参画

「トムラウシ南沼汚名返上プロジェクト（事務局：北海道十勝総合振興局）」と連携し、トムラウシ短縮登山口バイオトイレに携帯トイレ配布ボックスを設置。登山者が協力金（1個当たり500円）を支払うことで、携帯トイレの持参を忘れた場合でも現地で入手できる取組を試行。平均398円を回収し、原価割れせずに補充することができた。今年度の協力金を原資に大連協携帯トイレ110個を追加購入し、来年度も施行を継続する予定のため、引き続き参画を行う。

【期間】 令和3年7月9日（金）～令和3年10月13日（水）

【結果】 携帯トイレ配布数：190個、回収金額：75,781円
（1個当たり平均：398円）

【参考】 携帯トイレ回収数 短縮登山口：1,153個 温泉登山口：300個



また、上記プロジェクトでは、携帯トイレ普及に関する啓発活動及び携帯トイレ普及の実態や利用者からの声を聞き取るアンケート調査も実施していることから、参画を行ってきた。

【期間】 令和3年8月8日（利用者のピークを見越して山の日に併せて実施）

【結果】 48名に対してアンケート実施。携帯トイレの所持率は約64%であった。

所持していない場合の理由のほとんどは「日帰りのため」であり、「携帯トイレが必要と知らなかった」と回答したのは1名のみ。携帯トイレに関する情報入手元は、ヤママップやヤマレコ等のSNSを含めたインターネットという回答が大半を占めた。今回のアンケート調査の結果から、携帯トイレに対する認知度は高い水準にあり、これまでの普及啓発活動の成果であると考えられる。来年度以降も、各関係機関と連携し、山のトイレ問題解決に向けた取り組みを進めていく。

携帯トイレ（非常時簡易トイレ）の寄贈について

大雪山国立公園携帯トイレの普及を推進する目的として、東日本電信電話株式会社北海道支店様より保管期限切れとして廃棄予定であった25,500個の非常時簡易トイレの寄贈を受けた。

寄贈にあたっては、登山用として希望する関係者に適切かつ有効的に活用することをご理解いただいた上で配付を行った。

寄贈を受けた製品

非常時簡易トイレ！ベンリー袋R（1箱 便凝固殺菌剤付100個入り）
（W260mm×H150mm×D370mm 重さ5.6kg）

活用方法

- 当協議会が実施する携帯トイレ普及宣言推進事業にて使用
（例 携帯トイレ普及キャンペーン時にお試し用として配布）
- ビジターセンター等の関連施設や登山口にて、携帯トイレのサンプルとして配布
- 寄贈を受ける構成員等自らが、大雪山国立公園内で行う業務や山行等で使用もしくは、携帯トイレ普及宣言を推進するために使用

活用にあたっての留意点

大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの受注支援を行っていることから、寄贈を受けた非常時簡易トイレの活用は、「お試し」として活用することで、携帯トイレそのものの普及販売につながる効果的な取組の一環として実施する。

携帯トイレの不適切な使用により、すでに回収に支障を来しているケースもあることから、回収ボックスの適正利用の啓発も強化する。

1箱
（W260mm×H150mm×D370mm 重さ5.6kg）

紐付き袋（縦49cm×横68cm）

凝固剤



大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言 目標設定、効果検証について

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の内容	宣言を実現するための取組事項 (目標設定、効果検証に係る)	活動実績 (アウトプット)					成果実績 (アウトカム)							
		指標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	指標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1. 携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。	○野営指定地等における野外し尿ゼロを目指す						⑦主要箇所における、巡視等1回あたりの野外し尿排出痕跡数	美瑛富士	3.7	3.1				
								トムラウシ	7.0	4.0				
2. 登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。	○携帯トイレブースの設置や維持管理	①携帯トイレブースの設置箇所数					⑧携帯トイレブース使用回数	美瑛富士	203	201				
			10	11					トムラウシ	532	640			
	○携帯トイレの回収体制の構築	②携帯トイレ回収ボックスの設置箇所数	12	13										
○利用者向け情報発信	③大雪山国立公園連絡協議会facebook、登山情報における携帯トイレ関係記事の発信数	25	34											
3. 登山者に対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。	○携帯トイレの持参の呼びかけ	④携帯トイレ普及キャンペーン実施箇所数	2	5			⑨登山者の携帯トイレ持参率		-	62%				
	○(常設トイレは適切に使用し、)携帯トイレは常設トイレがない箇所で使用。						⑩下山者数あたりの使用済み携帯トイレ回収数	トムラウシ	0.33	0.40				
4. 携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。	○携帯トイレ普及パートナーの拡大	⑤携帯トイレ普及パートナー数	8	8										
	○携帯トイレ販売箇所数の拡大	⑥大雪山国立公園オリジナル携帯トイレ卸数	2525	1655								⑪登山用品店等における携帯トイレ販売箇所数		31

大雪山国立公園協力金フォーラムの開催について

本フォーラムは、今年度より開始された白雲岳避難小屋周辺登山道における協力金の取組結果等について報告を行い、その使途や収受方法等について利用者から幅広い意見を聞くとともに、新たに作成された「大雪山国立公園における協力金取組方針」や「白雲ビジョン」を紹介し、協力金の取組を大雪山国立公園全体に広げていく機運を醸成することを目的として実施する。

令和4年3月17日に開催予定だったが、北海道のまん延防止法適用期間と重なったことから、より多くの参加が見込まれるように次年度に延期の判断を行ったところであるが、白雲岳避難小屋周辺登山道における協力金の取組については令和4年度も継続して実施する予定であることから、本フォーラムについてはより協力金に対するご理解と、より機運を高めることを目的として、下記日程で開催とする。

日 時：令和4年5月20日（金）13:30～（3時間程度）

場 所：上川町内

対 象：大雪山国立公園連絡協議会構成員、一般参加者

内 容（予定）：

1. 取組報告

- ・上川地区登山道等維持連絡協議会による協力金の取組
- ・白雲岳協力金の登山者アンケート結果
- ・大雪山国立公園における協力金取組方針
- ・「白雲ビジョン」について

2. 事例紹介

- ・中部山岳国立公園南部地域山岳部における利用者参加制度

3. パネルディスカッション

<テーマ>

白雲岳協力金の充実に向けた取組展開について

<コーディネーター>

●北海道大学大学院 教授 **渡邊 悌二 氏**

<パネリスト>

●（一社）トレイルブレイズハイキング研究所 専務理事 **勝俣 隆 氏**

●イラストレーター **鈴木 みき 氏**

- 特定非営利活動法人かむい 代表理事 濱田 耕二 氏
- 北海道上川総合振興局
- 上富良野町 副町長 佐藤 雅喜 氏
- 上川町
- 中部山岳国立公園管理事務所

4. その他

実施にあたっては、大雪山国立公園連絡協議会の予算（大雪山国立公園ビジョン普及事業 300 千円）において執行予定であったため、令和 3 年度より会計を繰越し、令和 4 年度に実施。



大雪山国立公園管理運営計画書 (案)

令和 年 月
北海道地方環境事務所

目 次

1. 管理運営計画作成の経緯	7
2. 大雪山国立公園の概況	8
(1) 風致景観及び自然環境並びに利用の概況	8
1) 大雪山国立公園の価値とあゆみ	8
ア 大雪山国立公園の価値	8
イ 大雪山国立公園の歩み	9
2) 現状と課題	10
ア 大雪山国立公園に影響を与える自然的・社会的環境の変化	10
イ 大雪山国立公園の課題	12
(2) 公園計画の概況	15
3. ビジョン	18
4. 管理運営方針	19
(1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園	19
1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全	19
2) 山麓地域—多様な景観要素の保全	19
(2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園	19
1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用	19
2) 山麓地域—利用体験の質の向上	19
(3) つながっていく国立公園	20
1) 来訪者に向けた情報発信	20
2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信	20
(4) みんなが協働して管理運営する国立公園	21
1) 協働型管理運営体制の維持	21
2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携	21
3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園	21

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	22
(1) 広大な山岳景観	22
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	22
2) 保全方針	22
3) 取組事項	22
4) 指導事項、遵守事項	22
(2) 連続する自然林生態系	22
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	23
2) 保全方針	23
3) 取組事項	23
4) 指導事項、遵守事項	23
(3) 峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉など多様な景観	23
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	23
2) 保全方針	23
3) 取組事項	23
4) 指導事項、遵守事項	24
(4) 野生動植物種とその生息・生育環境	24
1) 希少野生植物等	24
ア 保全すべき風致景観及び自然環境	24
イ 保全方針	24
ウ 取組事項	24
エ 指導事項、遵守事項	25
2) 希少野生動物等	25
ア 保全すべき風致景観及び自然環境	25
イ 保全方針	26
ウ 取組事項	26
エ 指導事項、遵守事項	26
(5) 文化景観および事業	27
1) 保全すべき風致景観及び自然環境	27
2) 保全方針	27
3) 取組事項	27
4) 指導事項、遵守事項	27

6. 適正な公園利用の推進に関する事項	29
(1) 山岳地域	30
1) 登山道等施設の整備、維持管理	30
ア 登山道等施設の整備に関する事項	30
イ 登山道等施設の維持管理に関する事項	30
2) 登山道等施設の適正な利用	31
ア 登山道以外への立入り	31
イ 野営	31
ウ ヒグマその他動物対策	32
エ 登山道等の荒廃防止、快適利用の確保のための利用マナー	33
オ 野外へのし尿排泄	34
カ ペット類の持ち込み	35
キ ドローン（無人小型航空機）の適正利用	35
ク 登山道の自転車利用、車馬動力船等の利用	36
3) 地域ルール	36
ア 取組事項	37
イ 指導事項、遵守事項	37
4) 登山者の安全確保	37
ア 火山活動	37
イ 有毒ガス地帯	37
5) 情報発信	38
ア 大雪山国立公園の価値の発信	38
イ 登山情報の発信	38
6) 冬期間の利用	38
ア スノーモビル	38
(2) 山麓地域	40
1) 利用施設の整備、維持管理	40
ア 利用施設の整備に関する事項	40
イ 利用施設の維持管理に関する事項	41
2) 利用施設の適正な利用	41
ア 公園利用マナー	41
イ ヒグマ、エゾシカその他動物対策	42
3) 地域ルール	42
ア 取組事項	43
イ 指導事項、遵守事項	43
4) 利用者の安全確保	43
ア 峡谷など落石発生箇所の利用	43
5) 情報発信	43
ア 大雪山国立公園の価値の発信【再掲】	43

イ 利用情報の発信	44
7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	45
(1) 公園事業取扱方針	45
1) 共通事項	45
2) 集団施設地区	53
ア 層雲峡集団施設地区	53
イ 勇駒別集団施設地区	55
ウ 糠平集団施設地区	57
3) 単独施設	59
4) 道路	67
ア 車道	67
イ 自転車道	70
ウ 歩道	71
5) 運輸施設	77
(2) 許可、届出等取扱方針	79
1) 特別地域（特別保護地区を含む）	79
2) 普通地域	85
8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	86
(1) 地域の関係者の連携－協働型管理運営体制の維持	86
1) 大雪山国立公園連絡協議会	86
2) 関係省庁、自治体等との施策の連携	87
3) 研究者その他関係者との連携	90
(2) 利用者と管理運営主体との連携－管理運営への利用者の参加	90
(3) 大雪山国立公園と周辺地域との連携	91
9. その他及び参考事項	92
(1) 管理運営計画の変更	92
(2) 関係資料	92

関係資料

- 資料 1 法令に基づき保護されている植物等 (5(4)1) 関係)
- 資料 2 法令に基づき保護されている動物等 (5(4)2) 関係)
- 資料 3 野営指定地位置図 (6(1)2) イ関係)
- 資料 4 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言 (6(1)2) オ関係)
- 資料 5 特に風致景観保護の必要性が極めて高い地区 (7(1)1) の 4. (1)⑫関係他)
 - 資料 5-1 層雲峡地区
 - 資料 5-2 吹上温泉
 - 資料 5-3 天人峡温泉
 - 資料 5-4 然別湖周辺
- 資料 6 大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領 (7(1)3) 関係)
- 資料 7 大雪山国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例
 - 資料 7-1 糠平地区 (平成 12 年環境庁告示第 48 号)
 - 資料 7-2 然別湖畔地区 (平成 14 年環境省告示第 41 号)
- 資料 8 大雪山国立公園内の法面緑化方針

1. 管理運営計画作成の経緯

本管理運営計画は、「国立公園管理運営計画作成要領」（平成26年7月環自国発第1407074号）第4に基づき、総合型協議会である大雪山国立公園連絡協議会を活用し作成したものです。

令和2年6月に同協議会で決定した大雪山国立公園のビジョンを踏まえ、同11月に、同協議会の元に管理運営計画検討作業部会を設置し、令和2年12月から令和3年12月にかけて計3回の作業部会を開催し、そこでの意見を反映し作成しました。

特に、大雪山国立公園連絡協議会に参加する地域の関係者が、大雪山国立公園ビジョンを実現するため、本管理運営計画に基づき協働して大雪山国立公園の管理運営にあたる必要があるため、作業部会の間にも、意見を聴く機会、調整する機会を設けて関係者の意見を十分反映させるよう努めました。

その後、令和〇年〇月にパブリックコメントを実施、令和〇年〇月に大雪山国立公園連絡協議会における了解を経て、令和〇年〇月に策定されました。

2. 大雪山国立公園の概況

(1) 風致景観及び自然環境並びに利用の概況

1) 大雪山国立公園の価値とあゆみ

ア 大雪山国立公園の価値

大雪山国立公園（十勝川源流部原生自然環境保全地域も含む。ただし、2. (2) 公園計画の概況、5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項、6. 適正な公園利用の推進に関する事項、7. 公園事業及び行為許可の取り扱いに関する事項においては、除く。）の広大で原生的な山岳景観は、日本でここだけにしかない、北海道、そして大雪山国立公園関係 10 市町が持つ優れた資源です。

広大な山岳景観は、中生代に海底に堆積¹した日高累層群が隆起し、その上に、新生代（主に第四紀）の火山活動により溶岩や火砕流が噴出して広大な高地が形成された²ことによるものです。この高地は表大雪地域、東大雪地域に共通する基盤ですが、表大雪地域では火山噴出物が厚く堆積したため広大で平坦な高山帯が形成され、東大雪地域では多くの樹海が形成されました。

また、山岳景観が広大であるため、その中に含まれる景観要素の多様性も際立っています。現在も噴煙を上げる旭岳や十勝岳などの活火山、十勝三股をはじめとする大きなカルデラのほか、大雪山の名にふさわしいたくさんの雪や雪氷現象、周氷河地形などが見られます。エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウなどの大雪山の固有種を含む高山植物のお花畑のほか、高層湿原も各地に見られます。ヒグマやナキウサギなどの哺乳類、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなどの高山蝶をはじめとする昆虫など多種多様な動物が生息しています。森林は、針広混交林、針葉樹林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯が垂直に分布し、各地の利用拠点では、峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉が見られます。

さらに、これらの景観要素には国際的な観点からも特徴あるものがあります。例えば、大雪山は周氷河地形が大規模に残された場所の南限であると考えられ、また、カムチャッカ半島、東シベリア、千島列島といった各地に成立する北方林が大雪山では同所的に見られます³。

大雪山国立公園の山麓部には、多くの温泉が湧いています。それぞれの開湯の歴史を背景として独特な温泉地の景観が形成され、国立公園の利用拠点となっています。温泉に入ることによって、大雪山国立公園の火山活動を感じながら、保養を楽しむことができます。また、高山帯には登山道が整備されており、風景探勝や登山を通じてこれらの広大で原生的な山岳景観を体験できます。

このように、大雪山国立公園は生物多様性、生態系、地形・地質、利用のいずれについても優れた価値を持ち、さらにこれら以外の多様な観点からも高い評価を得ています。大雪山国立公園は、学術上の貴重性の観点から国の特別天然記念物に指定され、森林保護上の重要性の観点から森林生態系保護地域が設定されています。また、地形・地質の観点からは、とちち鹿追ジオパーク（及び十勝岳ジオパーク）が日本ジオパー

¹ これらの堆積はおおよそ 1 億 4000 万年前（日本シームレス地質図 <https://gbank.gsj.jp/seamless/download/downloadIndex.html>）。

² これらの堆積はおおよそ 500 万年～100 万年前（小嶌・野上ほか編 2003「日本の地形 2 北海道」東京大学出版会 p118,129）。

³ 沖津進 2002『北方植生の生態学』古今書院

クに認定されたほか⁴、文化の観点からは、大雪山を含むストーリーが「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～」として日本遺産⁵に認定されました。

2003（平成 15）年には世界自然遺産の候補地の選定の検討対象となり、顕著な価値があるとの意見（環境省・林野庁による平成 15 年世界自然遺産候補地に関する検討会）もあったほか、大雪山国立公園を含む各地で様々な枠組みへの認定、登録に向けた取組が進められています。

これらの動きそのものも、国立公園の優れた価値のあらわれであると言えます。

イ 大雪山国立公園の歩み

大雪山国立公園は 1934（昭和 9）年に指定されましたが、大雪山が有する価値を発掘して活かす取組は、それ以前から行われてきました。

国立公園制度ができる遙か以前の 1911（明治 44）年、当時の愛別村長、太田龍太郎が現在の層雲峡を「霊山碧水」と名付けて国立公園として経営すべきとの建白書（意見書）（石狩川上流霊域保護国立公園経営の件）を逓信大臣に送付したのが最も古い記録です⁶。また、1924（大正 13）年には実業家や研究者（小泉秀雄など。大雪山コラムも参照）が中心となり大雪山調査会が結成され、学術研究が大きく進展しました。その成果をもとに利用者向けの登山案内書やパンフレットが作成され、高山植物保護地域の設定運動等が行われました。

大雪山国立公園は、日本の中で先駆けて、自然資源の価値を科学的に明らかにし、保全を図ってきた特色ある地域であることを改めて認識する必要があります。

第二次世界大戦後 60 年くらいは、戦後の復興、高度経済成長、その後のバブル経済等を背景として、大雪山国立公園内においても、観光をはじめとする産業と自然保護との調整が大きな課題となった時代でした。

大雪山の裾野はエゾマツやアカエゾマツを中心とする森林で覆われていました⁷が、1954（昭和 29）年の洞爺丸台風は大雪山に甚大な被害をもたらしました。これを機に風倒木の搬出、処理等によって林業が急速に隆盛し、風倒地以外での伐採も進みました。こうしたことによって、森林の蓄積量は半分以下となり、またトドマツが多くなるなどかつての森林とは異なる林相に変化しました⁸。また、硫黄等の鉱物資源の採掘、農業、生活用水等の確保のためのダム建設、観光道路の建設、電源開発（設備の

⁴ 日本ジオパーク委員会により、とち鹿追ジオパークは 2013（平成 25）年 12 月に認定、十勝岳ジオパークは 2021（令和 3）年 10 月に認定。

⁵ 大雪山を最も神々の国に近く、自然の恵みをもたらす、カムイミントラ～神々の遊ぶ庭～として崇拝してきたことを含むストーリーで、文化庁により 2018（平成 30）年 5 月認定。

⁶ 笹川良江編・太田龍太郎著 2004 『「大雪山国立公園」の生みの親 太田龍太郎の生涯—復刊「霊山碧水」—』北海道出版企画センター

⁷ 北海道 1975 「大雪山自然生態系総合調査 中間報告（第 1 報）—十勝川流域—」 p34、同 1976 「大雪山自然生態系総合調査 中間報告（第 2 報）—石狩川流域—」 p180

⁸ 石狩川源流域においては、風倒跡に成立した森林は、風倒前の優占種であったエゾマツやアカエゾマツに代わり、トドマツが優占する林分やカンバ類やヤナギ類が優占する林分となっており、また、材積も、風倒被害を受けていない原生保護林の材積（620 m³/ha）と比べて 20～55%となっているという（北海道森林管理局 2015 「石狩川源流森林総合調査（第 4 次）報告書」 p7-8,27-28）。被害率が石狩川源流域より低かった十勝川源流域においても、十勝川源流部原生自然環境保全地域の林分が 400 m³/ha の材積を有しているのに対し、その周辺の林分の材積は 200 m³/ha 未満となっているという（長池卓男・久保田康裕 2000 「自然保護区管理と森林施業—大雪山国立公園を事例に—」 遺伝 54 巻 9 号,p59）。

建設のほか資源調査を含む)等の計画が進みました。

一方で、自然保護運動の盛り上がりにより大雪山国立公園の価値に及ぼす影響が著しい建設計画は中止されました。

21世紀に入り持続可能な社会の構築が社会全体の課題となりました。

2006(平成18)年には全国の国立公園に先駆けて、原生的な雰囲気の有無など、自然環境に合わせて登山体験を享受できるような登山道の整備や維持管理を目指した、登山道の管理水準(現在の「大雪山グレード」)が定められました⁹。

2007(平成19)年に策定した大雪山国立公園管理計画では、重要な自然環境を厳正に保全しつつ体験するために必要な利用空間を確保して自然とのふれあいを増進するといった、保護と利用をバランスよく両立させるワイズユースの考え方が打ち出されました。

また、この頃から表大雪地域の一部を中心として携帯トイレを普及する取組が始まりました。この動きは、2018(平成30)年には大雪山国立公園連絡協議会と道内の山岳関係18団体が共同で「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を発出することに結実し、官民が連携して大雪山国立公園全体で携帯トイレを普及する方針が対外的に発信されました。「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」により、これまで大きな問題とされていたトムラウシ南沼野営指定地や美瑛富士避難小屋周辺に携帯トイレブースの増設や新規設置が行われたほか、関係団体が協力して行う維持管理や普及啓発に向けた動きが進んでいます。

本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、自然環境保全をはじめとする環境問題は、経済や社会の課題と相互に密接に関連し、複雑化しています。大雪山国立公園では2007(平成19)年に策定された管理計画の考え方を継承しつつも、今後の管理運営においては、地域社会の課題解決に国立公園が寄与するといった発想のもとで関係者が連携していくことも重要となっています。

2) 現状と課題

ア 大雪山国立公園に影響を与える自然的・社会的環境の変化

(ア) 気候変動

人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出により、気候変動が生じ、気温が上昇し、また、極端な降水や熱波が頻繁に発生する可能性も非常に高くなっています。大雪山国立公園では、高山植生の生育適地の減少、紅葉の色づきの低下、山岳地域での降水量の増加、ササや亜高山帯森林植生の拡大が予測されています。

これにより、紅葉の色づきの低下による観光への影響や、降水量の増加による登山道の侵食、荒廃の深刻化が懸念されます¹⁰。さらに、近年、大雪山国立公園内でも局地的な集中豪雨により、登山口へアクセスする道が崩壊する被害も生じています。

⁹ 平成27年度改定。

¹⁰ 国立研究開発法人国立環境研究所「平成29年度生物多様性分野における気候変動への適応策検討業務報告書」(平成30年3月)

また、暖冬の影響によりエゾシカの分布が拡大し、大雪山国立公園の高山植生についても、採食や踏圧による植生や景観の変化が見られています。

(イ) 人口減少と高齢化、ライフスタイルの変化及び価値観の多様化

大雪山国立公園関係市町の人口は減少傾向であり、人手不足が生じています¹¹。国立公園に関係するNPOや地域活動団体、観光、交通等の業界でも同様に、特に施設の維持管理を行う関連業界（例えば、建築、土木、電気等）で担い手不足が深刻です。

ライフスタイルの変化と価値観の多様化はレジャーの多様化ももたらしました。

余暇活動の参加人口のうち、国内観光旅行は2011（平成23）年以降連続して1位であるものの、その数は減少しています。一方、余暇活動の内容は多様になっています¹²。旅行形態についても、団体旅行から個人旅行へ変化し、個人の指向や好みに合ったスタイルに変化しました。

温泉地に団体で宿泊して景勝地を探勝する旅行形態を前提としてサービスを提供する宿泊施設や事業者は苦戦する一方、その場所でしか見られない特色のある資源を発掘して活用した特定の地域がSNS等で話題になり、その地域の旅行者数だけが伸びるといった二極化の状況も生じています。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化の背景には、近年の情報通信技術の急速な進展もあると考えられます。利用者は旅行や登山に必要な情報の多くをスマートフォンから得るようになりつつあります。また、ドローンなどの無人小型航空機（UAV、以下「ドローン等」という。）の小型化により、調査研究や趣味で活用できる機会が増える一方、利用者間でトラブルも生じています。このように、近年の様々な情報通信技術の進展により、大雪山国立公園に関する情報の入手方法や利用方法も変化しています。

(ウ) 外国人利用者の増加

政府による観光立国の実現に向けた取組を背景に、我が国の外国人観光客数は急速に増加しています。また、国立公園においては、訪日外国人利用者数を2020（令和2）年までに1,000万人にすることを目標とした、「国立公園満喫プロジェクト」が2016（平成28）年に立ち上がり、官民連携でのインバウンド対応の取組が今まさに進められています。

北海道を訪れる外国人の数はこれまで年間60～70万人で推移してきましたが、2013（平成25）年に100万人を超え、現在300万人に到達する勢いです¹³。統計情報がある層雲峡地区においても、ここ数年で、外国人宿泊者数は年間20万人を越え、層雲峡ビジターセンターの利用者についても外国人が3千人程度から6千～7千人に増加しました。山岳地域、山麓地域を問わず、数多くの外国人旅行者

¹¹ 2014（平成26）年に有効求人倍率が1倍を超えた。

¹² 公益財団法人日本生産性本部 レジャー白書概要発表資料 2009～2018

¹³ 北海道経済部観光局資料

が大雪山国立公園に訪れるようになったといえます。山岳地域では冬期も含めた外国人利用者が増加する一方、遭難事故の増加が問題となっています。

政府は観光を我が国の基幹産業に成長させて観光先進国を目指す等¹⁴、観光政策を重視することとしており、今後もさらなる訪日外国人の増加が予想されます。

(エ) 感染症等をはじめとした社会情勢の影響等

令和2（2020）年2月以降、我が国においても新型コロナウイルス感染症が拡大し、大雪山国立公園の山麓地域では利用者が減少し、観光をはじめとする様々な産業に深刻な影響を与えています。一方、登山が感染の原因となる「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けながら楽しむことができるレジャーとして注目を集めた結果、初心者の増加など山岳地域の利用者層が変化しつつある中で、適切な利用の呼びかけや利用施設の感染防止対策等、管理運営上の対応も必要となりました。

これまでも、大雪山国立公園は、各地で生じた大規模な震災、北海道で生じた台風や豪雨災害により、利用者の減少などの影響を受けてきました。今後も、感染症を含めた予測できない様々な社会変動が頻繁に生じる可能性があります。

これらの社会変動は、大雪山国立公園の管理運営に関係するすべての者にとってリスクである一方、新たな利用の創出などのチャンスを見いだせる場合があります。今後は、社会変動によって生じる負の影響を最小限に抑えつつ、大雪山国立公園が有する人々を惹き付け来訪者を魅了する自然資源を最大限に活用していく考え方が重要です。

そのため、大雪山国立公園の関係者は、社会変動があっても大雪山国立公園ビジョンを共通の目標として再確認しつつ、コミュニケーションを図りながら、大雪山国立公園が有する潜在的な魅力をさらに活かす方策を見出し、社会変動を乗り越えていくことが必要です。

イ 大雪山国立公園の課題

気候変動、人口減少と高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、技術の進展、外国人利用者の増加といった自然的・社会的変化に対応し、次の課題を解決していく必要があります。

(ア) 山岳地域の荒廃

①保全上の課題

i) 植生等の変化

大雪山国立公園では、気候変動を背景とした気温や積雪の変化、エゾシカの分布拡大、ササの拡大などにより、高山植物のお花畑が減少し、生物多様性への影響が懸念されています。

また、近年、外来生物法に基づく特定外来生物であるセイヨウオオマルハナ

¹⁴ 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたい日本へ―」（2016（平成28）年3月）

バチが大雪山国立公園の高山帯で確認されることもあります。仮に定着してしまえば、在来マルハナバチが駆逐され、高山植物の生育に大きな影響が出る¹⁵ことが懸念されています。また、大雪山国立公園には延長約 300km の登山道があります。登山者の踏圧や近年の局地的な集中豪雨などにより荒廃が進むと、登山道が拡幅したり、登山道外へ土砂が流出したりします。これにより、登山道沿いの高山植生が減少・衰退しています。登山者がし尿を排するために登山道から外れて歩くことでも、高山植生が衰退しています。

ii) 地形や土壌の侵食

登山者の踏圧や集中豪雨などにより荒廃が進み、登山道が拡幅したり、登山道外に土砂が流出したりすることにより、被植階状土をはじめとする周氷河地形が消失した場所も見受けられ、地形や土壌の侵食も課題です。

②利用上の課題

i) 施設の荒廃と老朽化

大雪山国立公園の登山道は、火山噴出物に由来することから脆弱であり、登山利用による一定の荒廃は避けられず、対策をせず放置すると荒廃が止まらない区間もあります。

現在、国立公園内の登山道の約 75%が保全上の課題がある区間とされています。

荒廃した登山道は歩きにくく、利用体験の質の低下につながります。なお、登山者は歩きやすい場所を求めて登山道の脇を歩き、さらに登山道の拡幅が進むなど、自然環境保全上の課題と密接に関連しています。

また、老朽化した避難小屋については、一部において再整備や改修が進められていますが、登山利用を支える基盤施設として今後も計画的な整備が必要であり、誘導標識等についても、盤面の文字等が消失するなど機能していない状況が見られるため、早急な改善が必要となっています。

ii) し尿の問題

トイレの無い野営指定地や避難小屋を中心として、野外のし尿処理が問題となっています。登山道から外れて植生帯へ踏み込むことによる自然環境保全上の課題があるほか、排泄物やトイレトペーパーが放置されることによる景観の悪化や利用体験の質の低下が生じています。

iii) 情報提供

大雪山国立公園では、特に誘導標識や案内板の多言語表記が不十分であり、外国人利用者の利用に問題が生じています。また、登山利用に関する情報を集約して発信する必要性が増してきています。近年、日本人、外国人を問わず、

¹⁵ 巣の乗っ取り等の直接的な駆逐以外にも、在来マルハナバチの繁殖の阻害、盗蜜による高山植物の種子生産や繁殖の阻害の可能性がある（北海道地方環境事務所「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」（平成 30 年 2 月））。

多くの登山者が情報を得ているスマートフォンを通じて大雪山国立公園の登山道に関する基礎的な情報を、実際に現地へ来る前に多言語により得ることができるようにする必要があります。

iv) 利用者間、利用者・管理者間で生じる問題

ドローンなど近年進展している新しい技術は、これまで山岳地域で利用されたことはないため、原始的な自然環境になじまないと考える利用者に不安や不快感を与え、利用者間でトラブルになる場合があります。また、大雪山国立公園における利用のルールやマナーに対する理解が不十分な外国人利用者が、登山道を外れて歩く、野営指定地以外にテントを張るなどの行動をとり、管理者との間でトラブルになるケースも生じています。

これらの①保全上の課題と②利用上の課題は、国立公園の問題であるばかりか、地域社会としての課題でもあります。例えば、登山道の荒廃、施設の老朽化、し尿の問題は、地域の観光資源の劣化とも言えますし、また、これらにより登山者数が減少することは、各市町の観光客の減少につながります。山岳地域の荒廃がさらに進行すれば山麓での湧水を活用した取組等もイメージダウンして地域の産業にも影響が及ぶ可能性があります。

これらの課題に十分対応できない理由は、社会の人口が減少して高齢化するなど時代が変化していく中で、公共事業も削減され行政において予算や体制を確保することが困難になってきていること、これまで維持管理の担い手となってきた山岳会の会員の高齢化による担い手不足などが原因と考えられます。

一方、大雪山国立公園の利用に関する調査では、協力金の支払いについて積極的な意思を有している利用者が一定程度いることが明らかになっています¹⁶。また、大雪山に繰り返し訪れ、登山道の補修や維持管理、清掃活動を行うイベント等にも参加するような大雪山のファンが増えてもいます。

利用者の参加・協力には、協力金・寄付金など任意で自主的な金銭の協力と、ボランティア作業など任意で自主的な労力の提供があります。

大雪山国立公園の維持管理のために参加・協力したい人がお金や労力を提供するなど、多様な課題に対応するための新たな発想が必要です。

(イ) 利用拠点の低迷

①体験型利用の取組

利用者数が減少して事業者の経営が行き詰まった結果、廃屋が増えるなど、利用拠点が低迷していることも大きな課題です。大雪山国立公園の従来の景勝地の多くが閑散としています。

その原因として、各利用拠点で旅行形態の変化に応じた対応が模索されてい

¹⁶ 平成 28 年度大雪山国立公園協働型管理体制検討業務報告書 p75-76、平成 30 年度大雪山国立公園自動車利用適正化対策業務報告書

るものの、近年の旅行形態の変化に未だ十分に対応しきれていないことが考えられます。

近年、団体で自然の景勝地を周遊するスタイルから大きく変化し、旅行は個人の指向や好みにあわせて行われ、その楽しみ方も、遊べる、学べる、癒されるといった体験できるもの（コト消費）が人気で、旅行先で見る対象も、その土地でしか見られないものであるのか、“本物”であるのかという点が重視されます。これらに加え、旅行者がスマートフォンで写真を撮り SNS で発信したくなるような見栄えも重要となってきます。

そのため、既存の景勝地を再評価し、活かしてきれていない観光資源を発掘し、それらがなぜこの土地でしか見られないのかなどのストーリーを整理、磨き上げた上で発信し、旅行者に体験をしてもらい満足感を得ていただくことが重要です。景観要素が際立って多い大雪山国立公園であれば、十分に可能と考えます。

②情報提供

体験型利用の取組を行う前提として、旅行前の人に情報を届けることや、利用者が現地を訪れた際に対象地や体験活動にアクセスするための情報発信が必要です。さらに、大雪山国立公園を訪れてからも、ビジターセンターや宿泊施設、野外の案内板等、近年増加する外国人旅行者が満足できる、多言語による適切な表示を含む情報提供が必要です。

(2) 公園計画の概況

大雪山国立公園の風景形式は、溶岩台地等の上に火山が噴出する地形を基盤とし、高山帯生態系から自然林生態系が連続して広がる風景です。

当該風景形式の中でも、本公園の風景は、地形の基盤となる溶岩台地等が標高の高い地域に極めて大規模に広がるため、その上に噴出する火山の数も多くなり、また、高標高地にある高山帯生態系の高山植物（湿原植物・雪田植物等を含む）から低標高地にある自然林生態系の針葉樹林帯や針広混交林の自然植生までが連続して広大に広がるため、規模の大きさ（雄大さ）、原生性、偉大さ、美しさの観点から我が国で傑出しています。さらに、連続する高山帯生態系及び自然林生態系については自然度も高く、高山帯生態系については、氷河期にシベリア、千島列島、本州から多くの高山植物が移入して形成されたことから、その種類が非常に多彩となり、この点においても原生性、偉大さ、美しさが傑出しています。本公園の傑出性の高い景観の特徴を簡潔に表現すれば「北海道の真ん中に広がる大屋根—カムイミントラ神々の遊ぶ庭—」といえます。

以上から、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」に掲げる要件を満たし、国立公園として指定されています。

また、溶岩台地等、火山、高山帯生態系、自然林生態系から成る原生的で広大な傑出性の高い山岳景観を保全し、大雪山を畏敬や畏怖の対象としてきたアイヌ文化を踏まえつつこのような山岳景観を損なわないよう、層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷等を主たる利用拠点として、登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然散策、温泉入浴等を主な利用形態とした、適切な利用を推進するため、公園計画が定められています。

規制計画については、①大雪山、ニセイカウシュッペ山、十勝岳及びニペソツ山の各火山地形や石狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に分布する高山植物群落、②ハイマツ群落及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域、③高層湿原・湿地性わい性アカエゾマツ群落等、④噴気・泥流跡等の火山現象を呈する地域、⑤柱状節理の峡谷・滝を有する地域を特別保護地区としてとして厳正に景観を保護します。

特別保護地区に準ずる景観を有する地域として、①すぐれた火山、山岳地形を有する地域、②原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域、③柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域、④高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原、湿地性わい性林等のうち原生的な自然景観を有する地域、⑤高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域、⑥すぐれた天然林を有する地域、⑦エゾナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域、⑧噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域を、第1種特別地域として現在の風致を極力維持しています。

第2種特別地域については、①良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域、②公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域、③集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域、④主要公園利用道路（車道）沿線で周囲が第3種特別地域（予定）又は普通地域である地域、⑤現在一般のスキー利用（ツアースキーを除く。）がなされており、今後ともそれを認めることが適当な地域とし、在の風致を維持するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることとしています。

また、森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域とする。

そのほか、特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とします。

事業計画のうち利用施設計画については、規制計画により保護される傑出した景観を損なわない範囲で、また、大雪山国立公園を適切に利用する中で、利用者が傑出した景観を体感、理解する上で必要なものについて定めています。

利用のための施設を集团的に整備する集団施設地区については、主要な利用拠点である層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷の3か所としています。また、大雪山国立公園の利用形態である、登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然散策、温泉入浴等に対応した単独施設を設けています。道路（車道・自転車道・歩道）については、これまで未だ、整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いも

のについては、計画から削除して、現在の公園計画に至りました。現在の公園計画では、大雪山国立公園周辺地域から大雪山国立公園の利用拠点へ至る重要な道路、大雪山国立公園内の利用拠点間を移動する重要な道路について、景観探勝の要素も考慮に入れながら定めています。

（※本項は、「大雪山国立公園指定書、公園計画書」（平成 31 年 3 月）をもとに作成。）

3. ビジョン

大雪山国立公園では、荒廃や低迷を食い止め優れた価値を守ること、課題を解決することで自然環境や生物多様性の状態、利用体験の質を現状以上に豊かなものとすることを目指します。これにより、みんなが大雪山国立公園を誇りに感じ、世界の人々を魅了する山岳国立公園にしていきます。

具体的には、次の（１）～（４）の姿を目指していきます。

このビジョンは、令和２年６月に、大雪山国立公園連絡協議会を構成する多様な地域関係者が参画し検討が行われた上で、決定されたものです。

- （１）大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園を実現する
 - １）山岳地域—大雪山グレードに応じた保全を進める
 - ２）山麓地域—多様な景観要素の保全を進める

- （２）魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園を実現する
 - １）山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用を進める
 - ２）山麓地域—利用体験の質の向上を進める

- （３）つながっていく国立公園を実現する
 - １）来訪者に向けた情報発信を進める
 - ２）大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信を進める

- （４）みんなが協働して管理運営する国立公園を実現する
 - １）協働型管理運営体制を維持する
 - ２）管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携を進める
 - ３）みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園を実現する

これらをひとことで表現すると、次のとおりです。

**まもり、活かし、つなげよう
みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園**

4. 管理運営方針

(1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園

1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全

登山道の荒廃や登山者の踏み荒らしによる植生、地形や土壌の改変・消失を回復させます。これらは、大雪山グレードに応じて原生的な自然環境が維持された地域から優先的に取り組みます。

気候変動やエゾシカの影響等による植生の変化を監視して、気候変動への適応に関する取組を検討します。また、セイヨウオオマルハナバチを始めとする外来生物の侵入、定着から、高山生態系を保全します。

これらにより、広大な原生的山岳景観、火山を基盤として広大さを形作る特徴的な地形と、その上に大規模に広がる生物多様性が守られた国立公園を目指します。

2) 山麓地域—多様な景観要素の保全

峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉など、山麓地域の多様な景観要素を守り、特に利用施設から見える重要な景観要素については、その周辺の自然環境とともに良好な景観が確保された状態を目指します。

(2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園

1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用

大雪山グレードに応じた登山道の管理により登山道の荒廃が解消され、周辺自然環境に調和した案内板、誘導標識等が整備され、野営指定地や避難小屋においては施設の更新と管理が行き届いた状態を目指します。

また、携帯トイレの普及、携帯トイレ関係設備の充実、既存の常設トイレの効果的な利用などにより、野外へのし尿排出をなくし、し尿の問題を解決します。

また、ドローンをはじめとする技術の進展等により新たな山岳地域における利用形態が生じ、利用者間又は利用者・管理者間で問題が生じるような時は、関係者間で対応を検討して解決し、快適に利用できる空間を維持します。

これらにより、大雪山グレードに応じた利用が行われ、大雪山の原生的で雄大な山岳景観を満喫できる状態を目指します。

2) 山麓地域—利用体験の質の向上

層雲峡温泉、愛山溪温泉、大雪高原温泉、旭岳温泉、天人峡温泉、白金温泉、吹上温泉、十勝岳温泉、トムラウシ温泉、然別湖、ぬかびら源泉郷、士幌高原などすべての利用拠点において、その場所に滞在することを主要な目的とする旅行者を増やします。

そのために、大雪山国立公園の資源（温泉、峡谷、湖、雪等の景観要素のほか、これらを眺望したり体験したりできる歩道、園地、乗り物、施設¹⁷等。）を、世界中で大雪山国立公園でしか体験できない“本物”を感じるストーリーを持つコンテンツに磨き上げ、SNSに発信したくなるような新たな体験の仕方が提案され、それを支える

¹⁷ 施設については国立公園の公園計画（利用施設計画）に位置付けられたものに限る。

体制を各利用拠点で整えます。

また、これら利用拠点の宿舎等、施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進することを通じて、大雪山国立公園の利用拠点が、地域循環共生圏¹⁸の中核としての役割を果たして自然と共生していくイメージ（付加価値）を付け、それを利用者に浸透させます。

これらにより、山麓地域の利用体験の質の向上を目指します。

(3) つながっていく国立公園

1) 来訪者に向けた情報発信

旅行や登山の準備段階において、大雪山国立公園に入ってから出るまでの間に必要な情報についてインターネット等を通じて、わかりやすく得られる状態を目指します。また、各利用拠点を中心としてネットワークを形成し、質の高い利用体験がいつ、どこで、又はどの施設にコンタクトを取ればできるかという情報が発信できる状態を目指します。

旅行者や登山者が実際に大雪山国立公園に来訪した際には、各施設等で必要な情報に接することができ、求める情報にアクセスしやすいよう、窓口や案内板やサインの表記が充実した状況を目指します。

また、増加する外国人利用者に対しても、必要な情報が多言語で発信されることを目指します。

情報発信を充実させることにより、利用者の満足度の向上だけでなく、山岳地域においては、遭難の減少や安全確保が実現します。

2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信

大雪山国立公園の持つ優れた価値、荒廃や低迷を食い止め課題を解決するための取組、目指す姿が実現した状態を、大雪山国立公園に関わるすべての人々に発信するとともに、日本国内さらには世界に発信し続けることで、大雪山国立公園の価値が理解され、共有された状態を目指します。

これにより、大雪山国立公園が地域の誇りとなるばかりでなく、世界の人々を魅了し何度でも訪れてみたいと思う国立公園を目指します。

¹⁸ 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018（平成30）年4月に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。

(4) みんなが協働して管理運営する国立公園

1) 協働型管理運営体制の維持

国立公園に関わる多様な立場の機関、団体が参画する協働型の管理運営体制を維持し、大雪山国立公園の目指す姿を実現する取組を進めます。

2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携

大雪山国立公園ビジョンは、大雪山国立公園の利用者、関係するあらゆる人々（みんな）と共有し、浸透させます。そして、みんな目指す姿を実現するための取組を実施します。具体的には、大雪山国立公園の管理運営に参加・協力したい人がお金や労力を提供できる仕組みが整った状態を目指します。

また、大雪山国立公園周辺の旭川地域、帯広地域は、大雪山国立公園にアクセスする拠点です。国立公園外の地域から大雪山を見ると、雄大な山々が連なる素晴らしい景観を見ることができます。旭川地域、帯広地域などの地域も、大雪山国立公園にとって重要な地域であると考え、今後は、両地域との連携をさらに推進し、両地域においても大雪山国立公園の情報が発信される状態を目指します。

3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園

大雪山国立公園を取り巻く自然的、社会的環境は今後も急速に変化していくことが予想されます。今後の変化に柔軟に対応しながら目指す姿を実現していくためには、みんなが学び、成長していくことが重要です。

大雪山国立公園ビジョンを実現するために必要な具体的な取組を実施できる人材を育成する観点から、学びを支援する体制が整った状態を目指します。

みんなで、これらの目指す姿が実現した国立公園を、後世まで地域の宝として守り続け、将来世代に引き継いでいきます。

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

本項では、風致景観及び自然環境の保全に関する事項を記載しています。「保全すべき風致景観及び自然環境」において、保全の対象とすべき風致景観及び自然環境を整理して明確にした上で、「保全方針」を定めています。

「取組事項」は、保全方針に従い、風致景観及び自然環境の保全に関して取り組むべき事項を明記しています。

「指導事項、遵守事項」は、大雪山国立公園の利用者、自然公園法に基づく行為許可の申請者等を対象として、保全方針に従い指導を行う事項です。また、大雪山国立公園の利用者等にとっては、国立公園の利用にあたり遵守すべき事項として位置付けられます。なお、本項に基づき利用者に対して指導を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に基づき、自然公園法の目的を実現するために実施する行政指導に該当します。

（1）広大な山岳景観

1）保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の広大な山岳景観は、日高累層群の上に、火山活動により溶岩や火砕流が噴出して広大な高地（溶岩台地）が形成されたことによるものです。表大雪地域ではこれらの基盤の上にさらに火山堆積物が厚く堆積して広大で平坦な高山帯が形成され、活火山、周氷河地形（構造土、植被階状土等）、永久凍土が見られます。この周氷河地形・永久凍土環境は極めて大規模であり、日本の高山帯の中でも大雪山にしか存在しない貴重な地形もあり、重要です。また、とりわけ東大雪地域ではこれらの基盤に多くの樹海が形成され、カルデラ地形がみられます。これらが、大雪山国立公園の優れた価値の源泉となる風景の基本構成であり、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2）保全方針

大雪山国立公園の広大な山岳景観の厳正な保護と生物多様性の保全を図り、大雪山国立公園の価値に及ぼす影響が著しい行為を防止します。

3）取組事項

- ①大雪山国立公園に関わるすべての人々にその優れた価値を発信し、普及を図ります。
- ②大雪山国立公園の有する優れた価値を保全するため、自然公園法を適切に運用します。

4）指導事項、遵守事項

- ①「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の指導事項、遵守事項に同じ。

(2) 連続する自然林生態系

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園は、日高累層群とその上の広大な高地（溶岩台地）を基盤としていることから、高山帯から山麓地域に至るまでの裾野もまた、広大です。この広大な裾野は、針広混交林、針葉樹林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯と垂直方向に連続しながら変化する特色ある森林で覆われています。特に、登山道等の利用施設から山裾を見渡すと人工物のない遠大に広がる森林を見ることが出来ます。

これらの広大で連続する森林景観、連続する自然林生態系が、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2) 保全方針

高山帯から山麓地域に至るまでの森林の連続性を確保します。

過去に広大で連続する森林の一部であった開発跡地などにおいては、かつての森林植生を考慮しつつ、森林植生の復元を図ります。

3) 取組事項

①植栽など森林植生の復元活動を実施します(十勝三股地区、ミュビゲラの森など)。

4) 指導事項、遵守事項

①森林植生の復元活動への理解、活動への参加を促します。

(3) 峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉など多様な景観

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の山麓地域には、峡谷、柱状節理、湖、滝、温泉などの特徴的な景観要素が多数みられます。その多くは火山活動に由来しています。温泉のほか、柱状節理は大規模な火砕流の堆積により形作られたものであり、河川の侵食により大規模な柱状節理の断面を見ることができるようになった峡谷もあります。天然の湖には火山の形成により川の水がせき止められてできたものもあります（然別湖）。

火山活動は大雪山国立公園の広大で原生的な山岳景観を形作った重要な要素であり、これに由来する多様な景観要素は、保全すべき風致景観及び自然環境です。

2) 保全方針

峡谷、柱状節理、湖、滝、自然噴出する温泉などの特徴的な景観要素について、厳正に保全します。利用施設から特徴的な景観要素を望見した際に、景観要素と一体的に見える周辺の風致景観については、特に保全を図ります。

3) 取組事項

①自然公園法に基づく行為許可や公園事業に関する許認可を適切に運用します。

②特徴的な景観要素やその周辺に生息又は生育する外来生物（ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ、ルピナスなど）の防除対策を実施します。

4) 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法に基づく行為許可や公園事業の手続きの中で指導された事項を遵守すること。
- ②外来生物を放逐しないようにすること。

(4) 野生動植物種とその生息・生育環境

1) 希少野生植物等

ア 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園に生育する大規模な高山植物群落（お花畑）、湿原植物群落、法令により保護の対象となっている植物種（指定植物（※分布の範囲が限定される種（固有種）、分布の限界種（東西南北の限界）、特殊な条件の立地（岩壁、風衝地など）に生育する種を含んでいる。）、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、文化財保護法に基づく天然記念物、北海道文化財保護条例に基づく道指定天然記念物、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種）、環境省レッドリスト掲載種（※資料編参照）は、大雪山国立公園の生物多様性を構成する重要な要素であるため、保全すべき風致景観及び自然環境です。

また、上記の植物群落及び植物種が生育するために必要な自然環境も、これらの植物群落や植物種と一体的に保全すべき風致景観及び自然環境です。

イ 保全方針

「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた植物群落や植物種及びその生育環境を厳正に保護することを通じて、大雪山国立公園の生物多様性を保全します。

そのために、希少野生植物等の盗掘、違法採取の防止、登山道からの踏み出し（し尿排泄のためなど）による植物の踏みつけ、登山道の荒廃（法面侵食）や複線化による生育環境の喪失等を防止します。

また、外来植物による在来植物の駆逐、在来植物の生育環境の変化を防止し、特に、外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）による植物生育への影響を防止します。

大雪山国立公園においても気候変動による植生の変化（高山植物群落の縮小、ササの拡大）が見られます。一方、能動的な植生管理により気候変動により喪失した植生を回復させる研究も行われています。気候変動の影響により急速に変化した植生を特定した上で、周辺地域に対する影響を慎重に見極めながら、必要に応じその変化が始まる以前の状況まで回復させることを検討します。

さらに、エゾシカの食害から希少野生植物等を中心に植生の保全をします。

ウ 取組事項

- ①自然公園法の運用を通じ、「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた植物群落や植物種及びその生育環境を保護するとともに、利用者に保護への配慮を求めます。
- ②盗掘、違法採取防止のための普及啓発（情報発信を含む）、監視パトロールを実施します。
- ③「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の登山道以外への立ち入り、登山道の

侵食防止等の項に掲げる取組事項を実施します。

- ④「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」（平成 30 年 6 月、北海道地方環境事務所）に基づき、防除の取組を実施します。
- ⑤山岳地域に侵入した外来植物について、防除の取組を実施します。
- ⑥国立公園等の保護区における気候変動への適応策の手引き」（平成 31 年、環境省自然環境局）や重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000、環境省生物多様性センター）に基づき、気候変動の影響を監視するモニタリングを実施します。また、気候変動の影響により急速に変化した植生を対象として、必要性、効果が得られる見込みがある場合には、その変化が始まる以前の状況まで回復させる取組について検討し、関係者、利用者の理解を得ながら実施します。
- ⑦山岳地域におけるエゾシカの生息状況を把握するためのモニタリングを実施した上で、広大な山岳地域において希少野生植物等をエゾシカの食害から守るための保護管理方策を検討します。

エ 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の遵守により、希少野生植物等を保全すること（※希少野生動植物等は、関係法令によっても保全されているので留意すること。「8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項」「（1）地域の関係者の連携－協働型管理運営体制の維持」「1）関係省庁、自治体等との施策の連携」を参照）。
- ②自然公園法により採取が規制されていない植物であっても、植物の採取を行わないようマナーを徹底すること。
- ③高山帯でセイヨウオオマルハナバチを確認した場合は、環境省、北海道などの関係機関、北海道生物多様性保全活動連携支援センターが運営するウェブサイト「新セイヨウ情勢」〈<https://seiyou-busters.net/>〉への情報提供を促します。
- ④登山を行う前に、登山靴に付着した土（他の地域の植物の種が含まれる可能性がある）を落とすこと。
- ⑤「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」に掲げる指導事項、遵守事項の実施を求めます。

2) 希少野生動物等

ア 保全すべき風致景観及び自然環境

法令により保護の対象となっている動物種（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、文化財保護法に基づく天然記念物、北海道文化財保護条例に基づく道指定天然記念物、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種）、環境省レッドリスト掲載種、その他分布の範囲が限定される種（固有種）、分布の限界種（東西南北の限界）（※資料編参照）、上記1）の希少野生植物等の生育を支える上で重要な動物（マルハナバチ類）などは、大雪山国立公園の生物多様性を構成する重要な要素であるため、保全すべき風致景観及び自然環境です。

また、上記の動物が生育するために必要な自然環境、特にヒグマを頂点とする動物種の重要な生息環境である連続する自然林生態系も、これらの動物種と一体的に保全

すべき風致景観及び自然環境です。

イ 保全方針

「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた野生動物種及びその生息環境を厳正に保護することを通じて、大雪山国立公園の生物多様性を保全します。

そのために、希少野生動物等の違法捕獲を防止します。法令に基づき捕獲が規制されている動物（特別保護地区の動物を含む）の中でも、ウスバキチョウやアサヒヒョウモン等の高山蝶、ナキウサギ等のほ乳類、高山に生息する昆虫類など、利用者の関心が高いものは、厳正に保護します。また、外来生物（特にセイヨウオオマルハナバチ）による在来生物（特に大雪山高山帯に生息するマルハナバチ類）への影響を防止します。

希少な猛禽類をはじめとする動物については、工作物の新築行為等による生息への影響を防止します。

また、山麓地域において利用者の関心が高い、法令により保護されていないオオイチモンジ、オサムシ類等の昆虫については、個体群の保全が図られるよう留意します。

ウ 取組事項

- ①自然公園法運用を通じ、「保全すべき風致景観及び自然環境」に掲げた動物種及びその生息環境を保護するとともに、利用者に保護への配慮を求めます。
- ②違法捕獲防止のための普及啓発（情報発信を含む）、監視パトロールを実施します。
- ③希少野生動物の生息の可能性が高い箇所等において行為が行われる場合は、必要に応じその生息状況等についての調査を求め、生息が確認された場合は、当該個体の保護の観点から必要な措置（繁殖時期を避けて工事を実施すること、繁殖地として明らかな地区の回避、生息のために必要と考えられる環境の保全等）を講じることを求めます。また、生息環境の変化により当該地域における個体群の絶滅が懸念されるような場合などには、自然公園法などの手続きにおいて、必要に応じて、生息状況をモニタリングすること等の条件を付します。
- ④「大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方」（平成 30 年 6 月、北海道地方環境事務所）に基づき、防除の取組を実施します。
- ⑤「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の項に掲げる取組事項を実施し、動物の写真撮影等へ対応します。

エ 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の遵守により希少野生動物等を保全すること（※希少野生動物等は、関係法令によっても保全されているので留意すること。「8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項」「(1)地域の関係者の連携－協働型管理運営体制の維持」「1)関係省庁、自治体等との施策の連携」を参照）。
- ②自然公園法により捕獲が規制されていない動物であっても、動物の捕獲を行わないようマナーを徹底すること。
- ③「ウ 取組事項」の③で求められる措置を適切に実施すること。

- ④高山帯でセイヨウオオマルハナバチを確認した場合は、環境省、北海道などの関係機関、北海道生物多様性保全活動連携支援センターが運営するウェブサイト「新セイヨウ情勢」〈<https://seiyou-busters.net/>〉への情報提供を促します。
- ⑤動物の写真撮影をする者に対しては、動物の生息への影響を回避することを目的として「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の項に掲げる指導事項、遵守事項の実施を求めます。

(5) 文化景観及び事業

1) 保全すべき風致景観及び自然環境

大雪山国立公園の利用拠点の温泉地は、大正、昭和の時代に開湯され、100年にも及ぶ歴史を有しています。この歴史を背景として、温泉地の独特の景観が形成されており、これらも大雪山国立公園の文化景観として保全すべき風致景観です。

なお、大雪山の登山は、開湯された温泉地を拠点として始まりました。層雲峡、黒岳、旭岳、天人峡に至る登山道は2023（令和5）年に開通100周年を迎え、登山道も文化的価値をもつものと言えます。登山をきっかけとして大雪山が有する価値が認識されることとなり、1918（大正7）年に小泉秀雄が「北海道中央高地の地学的研究」を発表、1924（大正13）年には「大雪山調査会」が結成され、学術研究が進展しました。

また、アイヌ民族の自然環境に対する認識、アイヌ民族の歴史や文化を表現したアイヌ語の地名が付けられた自然環境、文学中に表現された自然環境についても、大雪山国立公園の文化的価値をもつものと言えます。

2) 保全方針

温泉地の良好な文化景観の維持を図ります。

また、廃屋など温泉地の景観を阻害する要因は改善し、温泉地の景観のさらなる魅力向上を図ります。

3) 取組事項

- ①層雲峡、勇駒別、糠平集団施設地区においては、主要利用拠点として重点的に景観の維持、改善を図る取組を進めます。
- ②山麓地域の各利用拠点において、温泉地のさらなる魅力向上を図るため、各地区の魅力的な資源を活かしたストーリーづくりを進めるとともに、そのストーリーに基づいた景観形成を進めます。
- ③地元自治体による大雪山文献書誌発信事業等の取組を促進します。

4) 指導事項、遵守事項

- ①施設の整備にあたっては、温泉地の景観を阻害しないよう、適切な意匠、規模及び配置を指導します。
- ②広告物の設置、掲示、表示にあたっては、温泉地の景観を阻害しないよう、適切な意匠、設置等の数及び配置を指導します。

③文化景観の保全の観点から、利用拠点における「6. 適正な公園利用の推進に関する事項」の指導事項、遵守事項の実施を求めます。

6. 適正な公園利用の推進に関する事項

本項では、適正な公園利用の推進に関する事項を記載しています。山岳地域及び山麓地域のそれぞれについて、利用方針を定めています。

「取組事項」は、利用方針に従い、適正な公園利用の推進に関して取り組むべき事項を明記しています。

「指導事項、遵守事項」は、大雪山国立公園の利用者を対象として、利用方針に従い指導を行う事項です。また、大雪山国立公園の利用者にとっては、国立公園の利用にあたり遵守すべき事項として位置付けられます。なお、本項に基づき利用者に対して指導を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に基づき、自然公園法の目的を実現するために実施する行政指導に該当します。

（1）山岳地域

本項において、山岳地域とは、大雪山グレードが適用される登山道の登山口から先の地域とします。大雪山国立公園の山岳地域における利用方針を次のとおり定めます。

- ・大雪山国立公園の優れた価値を守る（山岳地域の荒廃等の課題を解決することを含む）ことが重要であるとの認識のもと、利用はその範囲内で行うこととし、かつ、利用体験の質を現状以上に豊かなものにすることを目指します。
- ・そのために、大雪山グレードに応じた保全と利用を推進します。

<取組事項>

- ①大雪山グレードを普及するとともに、登山情報の一元的な発信を実施します。
大雪山グレードは、自己責任で行動判断を行うときの難易度等の目安を示すもので、登山情報の発信は、登山者に対して力量にあった登山を推奨する際に前提として必要となるものです。
- ②利用者が協力金、ボランティアを含め多様な方法で国立公園の管理運営に参加する機会を設けること、また利用者が積極的に管理運営に参加することを、管理運営の大雪山スタイルと呼び、これを実現します。

<指導事項、遵守事項>

- ①登山にあたっては、大雪山グレードの確認、危険の認識、自己責任で力量にあった登山を指導します。
- ②登山者自らが登山情報を収集し、遭難防止対策を実施（登山届の提出等）すること。
- ③ガイドツアーについては、大雪山グレード、登山道の適正利用を普及啓発する質の高いものへの参加を推奨します。
- ④利用者が協力金、ボランティアを含め多様な形で国立公園の管理運営に参加する管理運営の大雪山スタイルについて、利用者の理解を求めます。

1) 登山道等施設の整備、維持管理

ア 登山道等施設の整備に関する事項

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園全体の登山道を対象として、事業執行者の配置の見直し、登山道未執行区間の解消に重点的に取り組み、適正な整備、維持管理ができる基盤を整えます。
- ②登山道の整備は、「大雪山国立公園登山道管理水準」(保全対策ランク、大雪山グレード)、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき、過剰な整備を行わないよう十分に配慮し行います。
- ③避難小屋については、登山道の維持管理拠点等の強化が求められる今後の役割も踏まえ、利用実態を把握したうえで計画的な整備を実施し、老朽化した案内板、誘導標識及びその他の施設の更新にあたってはデザインの統一化を検討します。
- ④案内板、誘導標識及びその他の施設は原則として多言語表記にします。多言語表記については、日本語及び英語を基本とし、必要に応じてその他の言語を追加します。また、デザインに配慮するため、二次元コードの活用も検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- 特になし。

イ 登山道等施設の維持管理に関する事項

(ア) 取組事項

- ①既に事業執行されている(管理者が設定されている)登山道であっても、課題のある区間については管理の適正化を図ります。
- ②登山道の荒廃の解消、案内板及び誘導標識の適切な維持管理、野営指定地及び避難小屋の適切な維持管理を進めます。
- ③登山道の補修は、「大雪山国立公園登山道管理水準」(保全対策ランク、大雪山グレード)、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づいて行います。登山道の補修方法については、技術的に確立されているとは言えないため、登山道の補修活動によって得られた新たな知見を「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に追加するなどの見直しを継続的に行います。特に、気候変動による降水等の変化に伴う土壌侵食に対して、より効果的な維持管理手法について検討を行います。
- ④登山道の補修手順を示した「登山道維持管理作業実施手順マニュアル」、登山道の補修作業結果をインターネット上に掲載して蓄積する「大雪山国立公園登山道補修データベース」(いずれも大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会が作成)を運用することで、PDCA サイクルによる登山道の適切な維持管理を進めます。また、この取組を通じて、「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき登山道補修ができる技術を持つ人材を育成します。
- ⑤登山道管理者による維持管理にあたっては、登山者の安全確保を適切に図ります(登山道や施設周辺の枯損木の処理等)。

(イ) 指導事項、遵守事項

○特になし。

2) 登山道等施設の適正な利用

ア 登山道以外への立入り

(ア) 取組事項

登山中のし尿の排泄、休憩、写真撮影等を目的として、登山道以外に立ち入ることにより、植生の踏みつけ、破壊、裸地化が生じています。また、植被階状土など周氷河地形も損壊することとなります。このため、登山道以外に立入らないことが必要です。なお、高山植物を踏みつけることについては、場合によっては自然公園法で規制されている植物の損傷に該当する可能性もあります。

以上を踏まえ、次の取組を進めます。

- ①登山道以外に立ち入ることの問題点に関する理解を促進し、下記(イ)指導事項(登山者は、登山道以外には立ち入らない)の遵守を求めするため、次のような方法により普及啓発を行います。
 - ・利用拠点(ビジターセンター等)、標識、パンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等、国立公園事業者によるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ②立入りが懸念される箇所植生等を保護するためのロープを設置します。
- ③利用者指導を実施します。
- ④悪質な場合は、高山植物の損傷行為として刑事告発を含めてしかるべき対応を検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①登山者は、登山道以外には立ち入らないこと。

イ 野営

(ア) 取組事項

定められた地点以外での野営を規制することは、無秩序な野営による植生の破壊を防ぐことで自然環境の荒廃を防止する効果、ヒグマの誘引を防ぐことで事故を防止し安全な利用を推進する効果があります。このため、関係行政機関(環境省、林野庁、北海道及び市町)の合意として野営指定地を定める取組を継続します。

- ①次の場所を野営指定地として定め、山岳地域においては野営指定地以外で野営しないよう指導します。
 - ・黒岳、裏旭、白雲岳、忠別岳、ブヨ沼、ヒサゴ沼、トムラウシ南沼、沼ノ原大沼、前天狗、小天狗のコル、双子池、美瑛富士、上ホロカメットク
- ②多くの野営指定地で管理者が設定されておらず、利用状況の把握がされず荒廃が進む箇所が見られることから、各野営指定地に管理者を設定し、利用実態を

踏まえ野営指定地の範囲を明確化するなど、野営指定地の管理の適正化を図ります。

- ③野営指定地の配置については、利用者の動向や多様化する利用者への安全性の確保、自然環境への影響等を議論した上で、適正化を図ります。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①登山者は、野営指定地外ではテントを張り、野営しないこと。

ウ ヒグマその他動物対策

(ア) 取組事項

ヒグマは大雪山国立公園の全域にわたって生息し（登山道からヒグマの姿が見られることもあり、また、各登山道において糞等の痕跡もしばしば見られます。）、登山者とヒグマの行動圏は重複しています。

このため、「北海道ヒグマ管理計画」（平成29年3月、北海道策定）で示された考え方により対応し、あつれきを生じさせないようにする必要があります。ヒグマは通常、人間を恐れて避ける性質があるため、登山者はヒグマに自らの存在を示し、突発的な遭遇事故を生じさせないことが重要です。また、ヒグマ（その他の動物も含む）は、登山者の放置したゴミ、登山者による餌付けにより問題個体化することがわかっており、問題個体を生じさせないことが重要です。

そこで、ヒグマに出合わない対策、ヒグマやその他の動物を誘引しない対策、人身事故を防止する危急時における対策を徹底するため、次の取組が必要です。なお、大雪高原温泉地区に関しては、地域ルールを作成して対応しています。

- ①下記（イ）指導事項の遵守を求め、ヒグマ事故を防止するため、次のような方法により普及啓発を行います。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）、パンフレットによる周知
 - ・インターネットを通じた発信（ヒグマに関する基礎的な情報、ヒグマの生息情報等）。
- ②人への警戒行動が見られない等の問題個体になりうる可能性のある個体に対して十分な経過観察を行い、人身事故に発展しかねない状況が発生した場合には、対応マニュアルに基づき関係者と連絡調整や協議を行った上で、事故防止の対応を行います。
- ③大雪山国立公園におけるヒグマ情報の収集、提供のネットワーク化について検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①ヒグマに自らの存在を知らしめることを通じて、ヒグマに出会わないための対策（鈴の携行を励行する、できる限り複数人で登山をする。）を実施すること。
- ②ヒグマに出会った際の対応を適切に行うこと（走って逃げない、集団で寄り集まる、とられたものを取り返すことをしない等）。
- ③野生動物（キツネ、シマリス等）に餌を与えないこと。

- ④ゴミの持ち帰りを徹底すること。
- ⑤野営指定地内のテントにおける食料管理を徹底し、登山道上に長時間荷物を放置しないこと。

エ 登山道等の荒廃防止、快適利用の確保のための利用マナー

(ア) 取組事項

大雪山国立公園の登山道は、火山噴出物に由来することから脆弱であり、登山者が通常に歩行してもその踏圧により侵食が発生し、登山利用により一定の荒廃が生じることが避けられません。その上さらに、登山道を走ったり、ストックにキャップを付けずに利用したりすると、通常よりも侵食が加速していくと考えられます。大雪山国立公園内ではこれまではあまり見られなかったパラグライダー、ハングライダーなどの機材を用いた利用も見られるようになりました。これらの利用については、施設や他の利用者の安全を脅かす可能性がある、原始的な自然環境に相応しくないといった観点から、他の利用者が不快に感じる場合があります。

また、大雪山国立公園では、従来から、自己責任によりいわゆるバリエーション登山（沢登り、岩登り、定められた登山道外での登山）や夏スキーなども実施されてきました。これらは、登山道外における利用であることから、従来に比べ事例が著しく増加した場合、または、動植物、地形、土壌の保全に対する配慮を欠いた場合は、自然環境に対する著しい影響が想定されます。

このため、登山道利用に関するマナーを呼びかけ、登山道等の荒廃防止、快適な利用の確保を図る必要があります。また、バリエーション登山などについても、実態を注視する必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①登山道等の荒廃防止、快適な利用の確保のための利用マナーについて、次のように普及啓発を行います。特に、利用者が問題点を分かりやすく理解できるようにします。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、パンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ②利用者に対する適切な指導を実施します。
- ③大雪山国立公園における登山では通常利用しない機材を用いる場合、利用者の安全確保が困難な場合、利用者に著しい迷惑をかける恐れがある場合は中止するよう指導します。
- ④バリエーション登山など、登山道外における利用の実態について、情報収集を行い、自然環境に影響が生じうる場合は、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会の枠組みを活用し、対応を検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①ストックを利用する場合は、キャップをつけること。
- ②登山道は走らないこと。
- ③タバコを吸う場合は携帯用灰皿を利用し、他の登山者の近くでは吸わないこと。
- ④大雪山国立公園内ではパラグライダー、ハングライダーなどの機材を用いた利用は、原則として行わないこと。
- ⑤歩道から雪渓に直接到達できなくなった時点で、その雪渓上でのスキーを止めること。

オ 野外へのし尿排泄

(ア) 取組事項

大雪山国立公園では、野営指定地や登山道上における野外のし尿の排泄の問題が、以前より指摘され改善には至っていない状況です。登山者がし尿を排泄するために、人目につかない場所を求め、野営指定地及び登山道周辺を歩き回るため、植生の踏みつけや裸地化なども生じています。

そこで、2018（平成30）年7月に大雪山国立公園連絡協議会及び山岳関係18団体により携帯トイレ普及宣言（※資料に掲載）が発出され、大雪山国立公園では同宣言に基づき、携帯トイレの普及、野外へのし尿の排泄防止に向けた取組が進められています。

なお、大雪山国立公園は、広大で気象条件も厳しく施設の維持管理が困難でその費用も高額になる傾向がある上に、本州に比べて相対的に利用者が少ないことから登山者の費用負担による施設の管理が困難です。そのため、現時点では、常設トイレよりも携帯トイレの方が、野外へのし尿の排泄防止に対して有効な手段となっています。また、携帯トイレは、常設トイレに比べて他の登山者が触れたものと同じものに触れる機会が少なく、その分感染症罹患のリスクが低といったメリットもあります。今後も、新たな感染症が発生する可能性を考慮し、継続的、長期的に、携帯トイレの利用環境が確保され続けていくことが重要です。

ただし、汚物搬出等の維持管理の効率的な手法や管理体制、利用者を含む費用負担の目途がたつなどし、常設トイレの持続的な維持管理が可能となった場合には、既存の汲取り費用が高額な常設トイレの更新を検討し、その次には、新たな常設トイレの設置も検討されることが重要です。

以上を踏まえ、次の取組を実施します。

- ①大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言に関する普及啓発を次のように実施します。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、チラシやパンフレットによる周知。
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス。
 - ・インターネットを通じた発信
- ②携帯トイレを使用しやすい環境づくり（ブースの設置や維持管理、回収体制の構築、利用者向けの情報発信）を実施します。
- ③大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーなどの取組を活用し、携帯トイレの

普及を進めます。

- ④携帯トイレに関する利用者指導を実施します。
- ⑤常設トイレの設置については、既存トイレの再整備の必要性も含め、維持管理に必要な体制や費用等の課題を総合的に勘案し可能性を検討します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言に基づき行動すること。具体的な行動は次のとおり。
 - ・携帯トイレを持参すること。
 - ・常設トイレを適切に使用し、常設トイレがない箇所では携帯トイレを使用すること。
 - ・特に宿泊地など登山者が集まる場所や水源地では、携帯トイレを確実に使用し、野外へのし尿の排泄防止を徹底すること。
 - ・登山道の途中などし尿の問題が深刻化していない場所でも、携帯トイレを使用し、持ち帰るよう努めること。

カ ペット類の持ち込み

(ア) 取組事項

山岳地域（山麓地域を除く）にペット類を持ち込むことにより、鳴き声、においなどが大雪山国立公園に生息又は生育する野生生物への脅威となり、また、野生生物が伝染病に感染する可能性もあります。さらに、必要以上にヒグマを興奮させてしまう危険性もあります。そのため、グレードを定め保全を行っている山岳地域（山麓地域を除く）にペット類が持ち込まれないようにします。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①ペット類を持ち込むことの問題点について利用者の理解を促進するため普及啓発を次のように実施します。
 - ・利用拠点（ビジターセンター等）における情報発信、標識、チラシやパンフレットによる周知
 - ・運輸施設、宿泊施設等の国立公園事業施設におけるアナウンス
 - ・インターネットを通じた発信
- ②ペット類の持ち込み防止に関する利用者指導を実施します。利用者指導の中で理解が得られにくい場合は、ペットへの脅威（ダニ、伝染病の可能性）があることも説明して理解を求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①山岳地域にペット類を持ち込まないようにすること。

キ ドローン（無人小型航空機）の適正利用

(ア) 取組事項

無人小型航空機（UAV、以下「ドローン」という。）は自然環境の調査研究、観

光振興、防災、報道等の多様な目的で利用されています。一方、利用者の安全確保、自然体験の質の低下、野生生物への影響、自然環境に対する影響（特に墜落、回収不能の事案）が懸念されています。

そのため、ドローンを利用するにあたっては、土地所有者の了解を必ず得た上で、懸念される事態が生じないような一定の配慮が必要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①ドローンを飛行させようとする者に対して、懸念される事態が生じないよう、事前に指導を行います。
- ②ドローンの適正利用について、利用者への指導を実施します。利用者指導を実施する中で、必要な手続きをとっていないこと、注意事項を遵守していないことを確認した場合は、ドローンの使用を中止するよう求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①ドローンを飛行させる場合は、大雪山国立公園の土地所有者（主に国有林及び道有林）が定める手続きを行い、その指示に従うこと。
- ②上記の手続きに加え、飛行場所を管轄する環境省大雪山国立公園管理事務所又は管理官事務所に連絡し、注意事項を受けること。

ク 登山道の自転車利用、車馬動力船等の利用

(ア) 取組事項

自然公園法第20条第3項第17号及び同法第21条第3項第10号に基づき、大雪山国立公園特別地域の乗入れ規制区域及び特別保護地区内では、車馬・動力船の使用、航空機の着陸が規制されています。

一方、乗入れ規制区域以外の区域において、十勝岳望岳台周辺で自転車が利用されることにより、登山道の荒廃が促進し、通常に利用している登山者の安全が脅かされる事例も生じています。また、山岳地域の湖、沼において、手漕船等で遊覧するなど、静謐さ等を確保すべき原生的な風致景観にそぐわない利用がなされる可能性もあります。

そのため、乗入れ規制区域内の車馬、動力船の利用規制を徹底することに加え、乗り入れ規制区域外であっても、風致上の支障がある場合は、自転車の利用自粛等を求めることが必要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①乗入れ規制区域について、案内看板やインターネット等で周知を図ります。
- ②乗入れ規制区域外であっても、原生的な風致景観の保全上問題のある車馬や船の利用がある場合は、適切に利用するよう求めるとともに、必要に応じて利用しないように求めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①十勝岳望岳台周辺等登山道の荒廃等が懸念される箇所では、登山道で自転車利用をしないこと。

- ②学術調査研究、風致景観の保全を目的とした事業、国立公園その他土地の管理、救助活動以外の場合は、山岳地域の湖、沼において手漕船等を用いないこと。

3) 地域ルール

ア 取組事項

大雪山国立公園では、地域の実情に即して、大雪高原温泉地区管理運営計画、大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画、東川町エコツーリズム全体構想等、登山道の利用等に関する地域ルールが定められています。

イ 指導事項、遵守事項

地域ルールで定められた事項を遵守すること。

4) 登山者の安全確保

ア 火山活動

(ア) 取組事項

大雪山国立公園では、気象庁により「大雪山」「十勝岳」が活火山として位置づけられ、噴火警戒レベルが運用されています。活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条に基づき、大雪山火山防災協議会、十勝岳火山防災協議会が設置され、避難計画などが定められています。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に基づき、北海道、東川町、美瑛町、上富良野町等の地域防災計画において、具体的な防災対応が策定されています。

これらの法律、計画に基づく対応に従い、公園利用者の安全確保を図ることが必要であるため、次の取組を実施します。

- ①必要に応じて、国立公園の登山情報として、火山関係情報を発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①噴火警戒レベルに応じて定められている「住民等の行動及び登山者・入山者等への対応」（以下「入山規制等」という。）を遵守すること。
- ②入山規制等及びその詳細については、地域防災計画に基づき設置される災害対策本部の指示に従うこと。

イ 有毒ガス地帯

(ア) 取組事項

登山道に近接している、姿見の池噴気口、御鉢平カルデラ（有毒温泉）、大雪高原温泉沼めぐり登山コース中の噴気現象（ヤンベ温泉）は、熱水や有毒ガスが生じるため、危険です。

そのため、利用者が立ち入らないようにする必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①パンフレットや地図を作成する際には、危険箇所を明示するとともに、立ち入らないように記載します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①有毒ガス地帯には立ち入らないこと。

5) 情報発信

ア 大雪山国立公園の価値の発信

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいて基礎的な情報を整理し、SNS を中心に適時適切に魅力を発信することで、大雪山国立公園の価値を利用者と共有します。
- ②大雪山国立公園の価値を利用者と共有することは、協力金など利用者が国立公園の管理運営に参加する上で極めて重要であるという認識のもと取組を進めます。
- ③大雪山国立公園を核として実施される、脱炭素社会の実現や持続可能な利用につながる様々な取組について、積極的に情報発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

イ 登山情報の発信

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園連絡協議会の「大雪山国立公園登山情報」のホームページを運用し、インターネットを通じた登山情報の発信を強化します。
- ②大雪山グレードの確認及び危険の認識を促し、自己責任で力量にあった登山を推奨し、遭難を防止すること等は、山岳地域における利用方針を実現する上で極めて重要であるという認識のもと、取組を進めます。
- ③ビジターセンター、登山口に設置されている登山事務所、ロープウェイ駅舎は、登山者が登山情報を見ることが出来る最後の場所であるため、重要な情報については、これらの場所に共通して情報が提供できるようにします。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①登山者が自ら、登山情報を積極的に収集し、安全確保に努めること。

6) 冬期間の利用

ア スノーモビル

(ア) 取組事項

自然公園法第 20 条第 3 項第 17 号及び同法第 21 条第 3 項第 10 号に基づき、大雪山国立公園特別地域の乗入れ規制区域及び特別保護地区内（以下、単に「乗入れ規制区域」という。）では、スノーモビルの利用が規制されています。国有林及び道有林においてもスノーモビルによる入林については自粛が求められています。乗入れ規制区域に至ることができる道路の除雪終点地点等において、レジャー利

用を目的としたスノーモビルの利用が見られるほか、乗入れ規制区域近辺での利用も見られます。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①関係機関によるスノーモビル規制調整会議、スノーモビル乗入れ規制合同パトロール等を実施し、関係機関と連携して情報の共有、普及啓発にあたる体制を維持します。乗入れ状況の把握については、監視カメラを設置するなどの取組を実施します。
- ②スノーモビル乗入れ規制の周知看板を設置し、パトロールの実施状況をインターネットで発信するなど、普及啓発を進めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①自然公園法の許可を得た場合及び土地管理者の許可等を得た場合以外、スノーモビルで大雪山国立公園に乗入れをしないこと。

(2) 山麓地域

本項において、山麓地域は、利用拠点を中心として、大雪山グレードが適用される登山道の登山口よりも手前のすべての地域とします。大雪山国立公園の山麓地域における利用方針を次のとおり定めます。

- ・層雲峡温泉、愛山溪温泉、高原温泉、旭岳温泉、天人峡温泉、白金温泉、吹上温泉、十勝岳温泉、トムラウシ温泉、然別湖、ぬかびら源泉郷、士幌高原などすべての利用拠点において、また、各利用拠点周辺の園地、歩道等を一体的に活用することで、利用体験の質の向上を目指します。
- ・これら利用拠点のコンテンツの磨き上げ（この場所でしかできない自然体験型の利用の創出、その価値付け、情報発信）により、滞在することを主要な目的とする旅行者を増やします。
- ・また、国立公園の利用拠点が、地域循環共生圏の中核としての役割を果たして自然と共生していくイメージ（付加価値）を付け、それを利用者に浸透させます。

1) 利用施設の整備、維持管理

ア 利用施設の整備に関する事項

(ア) 取組事項

- ① 集団施設地区を中心として、利用拠点機能を向上させるための再整備の方策や様々な改善策について、令和3年における自然公園法改正に伴う利用拠点整備に係る新たな制度の活用も視野に、幅広い関係者の参画を得ながら検討を行います。
(参考) 集団施設地区における直近の計画
 - ・層雲峡集団施設地区：層雲峡プラン 65（上川町）、層雲峡集団施設地区整備基本方針（平成9年）※2000（平成12）年度に完了。
 - ・勇駒別集団施設地区：勇駒別集団施設地区基本計画（平成19年度）
 - ・糠平集団施設地区：大雪山国立公園東大雪地域整備基本計画（平成22年度）
- ② 各集団施設地区又は利用拠点における方策については、その特性に応じて個別に検討します。
- ③ ただし、施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進します。
- ④ また、いずれの整備においても、文字表記の多言語化、情報通信技術の最大限の活用を図ります。
- ⑤ なお、集団施設地区以外の単独施設の老朽化等への対応等、個別に必要な再整備や補修、維持管理については、利用者の事故防止及び利便性確保を考慮し、公園事業取扱い方針を参照しながら進めます。また、廃屋化した施設については、新たな民間事業者の導入を前提とした撤去に関する補助事業も活用しつつ、必要な対応を進めます。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①地域の関係者は、各集団施設地区などの活性化、再整備の方策を検討する際は積極的に参加すること。
- ②各施設において、老朽化等への対応など必要な整備については、個別に進めること。また、施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進すること。
- ③いずれの整備においても、文字表記の多言語化、情報通信技術の最大限の活用を図ること。

イ 利用施設の維持管理に関する事項

(ア) 取組事項

- ①層雲峡ビジターセンター、旭岳ビジターセンター、ひがし大雪自然館については、地域と連携して管理運営する体制を継続します。
- ②各ビジターセンターのほか、既に整備された施設の維持管理において、長寿命化、維持管理の効率化を図ります。また、文字表記の多言語化の状況、情報通信技術の活用状況を確認し、必要な対応をとります。
- ③利用方針を実現するための活性化、再整備の方策の検討を契機として、また、その他社会状況やその変化にあわせて、提供するサービスの変更を検討して実施します。
- ④ビジターセンター相互の情報交換、連携を進めます。また、国立公園の利用施設以外の施設で情報提供の機能がある施設（防災シェルター、除雪センター等）との連携を図ります。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①下記2)アに掲げるマナーを遵守し、施設の適切な利用により維持管理に貢献すること。

2) 利用施設の適正な利用

ア 公園利用マナー

(ア) 取組事項

1976（昭和51）年に開始された「クリーン大雪」運動以来40年以上が経過し、その当時に比べて利用施設周辺に見られるゴミは減少するなど、公園利用マナーは改善されました。ただし、集団施設地区、園地、歩道などの利用施設を中心に、利用者数が多い地域や時期に、マナーの問題が顕在化することがあります。また、増加する外国人利用者に公園利用マナーが十分に理解されていないこと、ドローン等新たな利用をはじめとする社会環境の変化等により、利用者間のトラブルなど新たな問題も発生するようになりました。

このため、公園利用マナーを明確にし、継続的に利用者に伝えることが必要です。特に、外国人利用者など文化的な背景が異なる者に対しても、マナー遵守の

必要性が丁寧に伝わることが重要です。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①関係機関、団体、ビジターセンターのほか、国立公園事業者からマナーに関する情報を提供して、周知を図ります。その際、多言語による情報提供を行うようにします。
- ②大雪山国立公園パークボランティア活動やその他の枠組みを活用し、清掃活動を実施します。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①ゴミを捨てないこと。
- ②動植物を捕獲・採取しないこと。
- ③施設を大切に使用すること（毀損、汚損などをしないこと。）。
- ④決められた場所（園地、歩道等）以外へは立ち入らないこと（危険な箇所や、林業、酪農、その他生活の妨げになる箇所もあるため。）。
- ⑤ペットは適切に管理し、他の利用者を不快にさせないこと。
- ⑥喫煙は決められた場所で行うこと。
- ⑦野外にし尿を排泄しない。
- ⑧キャンプ場など定められた箇所以外ではたき火はしないこと。
- ⑨ドローンの飛行については、6（1）2）キを遵守すること。

イ ヒグマ、エゾシカ、その他の動物対策

(ア) 取組事項

集団施設地区、その他の利用拠点において、ヒグマが目撃されることがあります。利用者や地域住民が、ごみを捨てる、餌付けを行う行為など野生動物を誘引するような対応は、人と動物との共存において問題が生じる可能性が高くなります。また、ヒグマのみならずエゾシカ・キタキツネ等の野生動物と自動車の衝突事故も発生しています。餌を求めて野生動物が道路に出ようになると、エゾシカ以外の動物についても交通事故が発生しやすくなります。

そのため、これらの問題については、公園利用マナーとは別に、大雪山国立公園の保護と利用に深刻な影響を及ぼしうる重大な問題として認識し、マナーの徹底を図る必要があります。

以上のことから、次の取組を実施します。

- ①マナーに関する情報を提供して、周知を図ります。その際、多言語による情報提供を行います。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①野生動物（ヒグマ、キツネ等）に餌を与えないこと。
- ②野生生物との衝突を防止するため、スピードを出しすぎないなど安全運転を行うこと。

3) 地域ルール

ア 取組事項

大雪山国立公園高原温泉・銀泉台地区自動車利用適正化対策連絡協議会が、高原温泉地区及び銀泉台地区において、9月中旬～下旬の紅葉時期にマイカー規制を実施しています。

イ 指導事項、遵守事項

- ①マイカー規制等地域の取組を遵守すること。

4) 利用者の安全確保

ア 峡谷など落石発生箇所の利用

(ア) 取組事項

大雪山国立公園には、層雲峡峡谷線、タウシュベツ川橋梁など、利用の対象となる資源でありながら、落石、崩落、倒木等による事故のリスクがあるものがあります。このような資源については、これまで管理者において必要な対策措置を講じた上で不特定多数の利用を認めるか、又は、不特定多数の安全な利用を確保することができないことを理由として閉鎖する措置をとることが多くありました。

しかし、近年は各地で、利用する上で一定の事故リスクがある資源を、高付加価値の資源として捉え直し、リスク管理、利用者とのリスクコミュニケーションを図りながら利用する例も増えています。

今後は、利用の対象となる資源に事故の発生リスクがある場合、①管理者において必要な対策措置を講じた上で不特定多数の利用を認める、②閉鎖する措置をとる、③高付加価値の資源として捉え直し、資源のリスク管理、利用者とのリスクコミュニケーションを図りながら利用することを選択肢として、管理者及び地域の関係者が検討し、方針を決定することが重要です。

例えば、層雲峡峡谷線道路（小函自転車道）について、過去に事故が発生し、今後も落石等による災害が懸念されることから通行止めとしていますが、不特定多数の一般的な利用については、安全が確保されるまで行わないことが必要ですが、③の選択肢について、検討を行うことも重要です。

(イ) 指導事項、遵守事項

- ①利用者は、管理者が事故のリスクを回避又は低減するために定められた資源利用の取扱いを遵守すること。

5) 情報発信

ア 大雪山国立公園の価値の発信【再掲】

(ア) 取組事項

- ①大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいて基礎的な情報を整理し、SNSを中心に適時適切に魅力を発信することで、大雪山国立公園の価値を利用者と共有します。

②大雪山国立公園の価値を利用者と共有することは、協力金など利用者が国立公園の管理運営に参加する上で極めて重要であるという認識のもと、取組を進めます。

③大雪山国立公園を核として実施される、脱炭素社会の実現や持続可能な利用につながる様々な取組について、積極的に情報発信します。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

イ 利用情報の発信

(ア) 取組事項

①大雪山国立公園連絡協議会のホームページ、SNS において、大雪山国立公園に行く動機となりうるような、利用に役立つ情報を掲載します。

②大雪山国立公園連絡協議会の構成員や関係者のホームページ、SNS コンテンツの充実に努め、大雪山国立公園連絡協議会のホームページにそれらへのリンクを設けることで、情報発信の強化を図ります。

(イ) 指導事項、遵守事項

特になし。

7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（令和元年 9 月 30 日付け環自国発第 1909302 号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする（一部重複して記載している事項を含む。）。

1) 共通事項

本管理運営計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定時以降に開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。

項 目	取 扱 方 針
1. 公園事業施設の基本的要件	①不特定の国民一般に供される施設であること。（予約の受け付け又は料金の設定等に関して、会員等により特定の者を優遇してはならない。ただし、分譲型ホテル等については「国立公園事業取扱要領」（令和元年 9 月 30 日付け環自国発第 1909302 号）による。）
	②国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供すること。
	③国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。）
	④良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。
	⑤施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観や自然環境を害することのないよう配慮すること。
	⑥周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに老朽化して危険又は不要な工作物を撤去するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。
	⑦施設に表示する文言については、多言語表記を検討すること。
2. 施設の位置等	①敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。
	②敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。
	③道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に行わない場合はこの限りでない。
	④勾配 30 パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。ただし、大規模建築物やトンネル抗口付近の附帯施設の場合で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。
	⑤敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。

項 目	取 扱 方 針
3. 建物のデザイン等	①高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。
	②建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるよう工夫する。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。
	③屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観を害してしまう場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。 また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和及び落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。 また、10㎡以下程度の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、片流れを許容する。
	④屋根の色彩 焦げ茶色を標準とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、この限りでない。
	⑤壁面の材料 原則として自然材料（木材、石材）を使用する。全面使用ができない場合は、デザインとして木材による付柱や石材の張り付けを検討する。
	⑥壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、木材の素材色を許容する。木材に塗装する場合は、茶色系統に限る。 壁面に石材を使用する場合は、素材色のままとする。煉瓦を使用する場合は、煉瓦の素材色を許容する。 自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を使用する場合で、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、素材色を許容する。 塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあって、全面的に使用するのは好ましくない。）、淡い茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。
	⑦車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物 極力主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、①～⑥と同様に取り扱う。

⑧野生鳥類への配慮

大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。

(注) バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。

項 目	取 扱 方 針
4. 道路	
(1) 車 道	<p>①基本的考え方 道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場などの適切な整備及び道路からの景観の保全に留意する。</p> <p>②線形改良 自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など可能な措置をとる。</p> <p>③冬期交通の安全確保 冬期にも通行させる道路にあつては、スノーシェッド、スノーポール等必要な安全施設の設置を認める。</p> <p>④残土処理 残土は、原則として国立公園外に搬出するものであること。ただし、本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤コンクリート構造物の表面処理 トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の配慮をする。</p> <p>⑥法面 新設する法面の高さは最大でも 20 メートル以下程度に抑える。ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。</p> <p>⑦法面の緑化 法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。</p> <p>⑧法面構造物 地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、地形、地質条件及び気象条件等の条件を踏まえ、モルタル吹き付けは行わず、風致景観を保全するための一定の措置がとられた工法を選定する。</p> <p>⑨落石防止網 落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</p> <p>⑩擁壁等構造物 周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されるブロック積み又はコンクリート構造物については、表面に自然石を使用するか、自然石に模した仕上げとする。 落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</p>

⑪附帯施設

側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。

標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物の掲出又は表示」(P■：ページ確定後記入)の項に準じて取り扱う。

安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。

⑫特に風致景観の保護の必要性が高い地区

特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料4のとおり）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。

⑬照明

道路照明の光色については、白色及び黄色系のものとする。

項 目	取 扱 方 針
(2) 歩 道	<p>①基本的考え方 「大雪山国立公園登山道管理水準」(平成 27 年 6 月、北海道地方環境事務所)で定められた利用体験ランク(大雪山グレード)に応じた整備、補修及び維持管理を図る。 歩道の整備、補修及び維持管理は、「大雪山国立公園における登山道技術指針」(平成 28 年 3 月、北海道地方環境事務所)に基づいて実施する。 また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。</p> <p>②整備 整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。</p> <p>③標識類 関係機関と調整を図り、必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便等を図る。 誘導標識、案内看板に地図を表示する場合は、大雪山グレードを明示する。</p> <p>④幅員 山岳地域の登山道は、歩行の用に供する幅を原則として 1.5 メートル以内とする(待避箇所、休憩箇所等を設ける場合を除く)。 利用拠点周辺の探勝歩道については 1.5 メートルを原則とし、利用者の数に応じて 2.5 メートル程度までの幅員を許容する。</p> <p>⑤管理 歩道として管理する区域については、高山植物の保護及び侵食防止対策等の実施を踏まえて路線又は区間毎に決定する。枝払い、下草刈り等は、歩道として管理する区域の範囲内で実施する。高山帯の登山道の管理者は、洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境に影響を与えないようロープ張りや補修を行う等、適切な措置を講ずる。</p>
5. 園地	園路や園地等を整備する際には、使用する施設の材料(修景を含む。)には原則自然材料を用いることとするが、積雪等湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いることができるものとする(ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。)。

項 目	取 扱 方 針
6. 附帯施設 (建築物を除く。)	<p>①駐車場</p> <p>原則として、各事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等に配慮する。さらに、極力駐車場内に小規模な緑地帯や樹木枡を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置及び既存樹木の保存を行う。</p>
	<p>②排水処理</p> <p>事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽（処理水のBODは、設計上20ppm以下）を設置する。</p> <p>ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあっては、放流先の指定や三次処理の実施など特別の配慮を行う。</p>
	<p>③給水、排水又は引湯のための配管</p> <p>原則として、地下埋設とする。</p>
	<p>④看板、誘導標識、表示板等</p> <p>看板、誘導標識、表示板等は必要最小限とする。</p> <p>支持物（支柱、台座等）、表示面には、原則自然材料を用いることとするが、積雪等湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いることができるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）。なお、裏側が利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。</p> <p>夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明（白色、黄白色等に限る。）を許容する。</p> <p>動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは認めない。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として行為許可の規定を公園事業についても適用する。</p> <p>海外からの利用者の来訪状況に応じ、多言語表記に努める。</p>
	<p>⑤電線</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料4のとおり）及び各集団施設地区内の公園事業施設にあっては、原則として、地下埋設とする。</p>
	<p>⑥貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの</p> <p>極力利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。</p>

2) 集団施設地区

ア 層雲峡集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>当集団施設地区の年間利用者数に比べ、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にあるため、滞在型又は体験型の利用を目指した整備を図る。</p> <p>橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。</p>
2. 宿舎	<p>当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峡峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の宿泊地として利用されているが、今後は層雲峡集団施設地区を観光の目的地とした滞在型及び体験型の宿泊拠点を目指した整備及び管理運営を図る。</p> <p>宿舎は、宿泊施設整備計画区及び中央整備計画区内に限り整備することとし、宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。</p> <p>①宿泊施設整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア) 建ぺい率は50パーセント以下とする。</p> <p>(イ) 敷地（飛び地で敷地が存在する場合もこれに含む。以下同じ。）内の緑地は極力確保する。</p> <p>(ウ) 総延床面積 敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000 m²以下とする。</p> <p>(エ) 営業部床面積（総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積）は、20,000 m²以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。</p> <p>(オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5階以下とする。</p> <p>(カ) 宿泊収容力は、1宿舎当たり1,000人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。</p> <p>(キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は10メートル以上とする。ただし、敷地境界からの距離について、防災上及び地形上等やむを得ない場合はこの限りでない。 なお、すでに超えている場合は、建替えの時点で原則10メートル以上の後退距離を設けるものとする。</p> <p>(ク) 外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全に留意する。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないように配慮する。</p> <p>(ケ) 各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全に配慮する。</p> <p>(コ) 特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。</p> <p>②中央整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア) 地上部の階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋</p>

	<p>で窓のあるものについては建築物の階数に含める。</p> <p>(イ) 建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。</p> <p>(ウ) 建ぺい率は80パーセント以下とする。ただし、既にこの基準を超えている場合は現況以下とする。</p> <p>(エ) 建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(オ) 建築物と道路との間には、極力樹木を植えることとする。</p>
3. 休憩所	<p>休憩所は、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱とする。</p>
4. 野営場	<p>自然ふれあい施設整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。</p> <p>当該地区は、大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多いことから、これらの利用実態を踏まえた対応を図る。</p>
5. 駐車場	<p>環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲の緑化に特に配慮する。</p>
6. 給・排水施設	<p>上川町が給・排水施設を整備している。</p> <p>施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、眺望に配慮した整備を行うものとする。</p>
7. 博物展示施設	<p>当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。</p>

イ 勇駒別集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>集団施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、環境省や北海道が園地及び園路を、東川町が冬季間はクロスカントリーコースとして利用される園路、休憩舎、駐車場等を整備している。</p> <p>再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討するとともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集団施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の除草払い等きめ細かい管理を実施する。</p>
2. 宿舎	<p>本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔において民間のホテル等が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>①建築物の規模、壁面後退等</p> <p>(ア) 建築物の高さは、棟ごとに 20 メートル以下とする。</p> <p>(イ) 隣接する公園事業施設の建築物との間隔は 50 メートル以上とし、また、原則として道道端から 20 メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、極力道路から後退させるものとする。</p> <p>(ウ) 外部のデザインは単純な形態とし、原則として自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> <p>屋根の形状は、原則として切妻とする。</p> <p>(エ) 附帯施設としての駐車場は宿舎の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。</p>
3. 博物展示施設	<p>本地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として環境省が整備している。</p> <p>なお、エコツーリズムに関する幅広い情報提供や活動を支援していく施設として、自然環境教育活動やガイドの拠点としての機能も踏まえた管理運営を図る。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。</p>
4. 野営場	<p>公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。</p> <p>また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。</p>

5. 駐車場	<p>旭岳方面への登山及び周辺の自然探勝のための基地となることから、北海道が駐車場を整備し、環境省により整備されたビジターセンターの利用者にも利用されている。高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に車両が路上駐車することのないように、必要な措置を行うとともに、既存の駐車場への誘導等を関係機関と連携して実施するなど利用の適正化に必要な取組を行う。</p> <p>再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。</p>
6. 排水処理施設	<p>東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

ウ 糠平集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が湖畔園地を整備している。</p> <p>糠平宿舎事業施設及び一般国道 273 号の隣接地においては、来訪者や地域住民の休憩・交流の拠点及び国道を通行する利用者を温泉街へ誘引する役割をもつ公園として、上士幌町及び環境省が中央園地を一体的に整備している。</p> <p>また、中央園地や糠平宿舎事業施設と湖畔園地を接続する自然探勝路及び寺の沢河畔園地を上士幌町が整備している。</p> <p>現状施設の改修等に当たっては、湖畔園地においては糠平湖の展望を妨げないよう留意し、中央園地等においては小公園的な園地にふさわしいものを整備する。</p>
2. 宿舎	<p>東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、整備されている。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業施設の収容人員が 30 人以上 800 人以下であること。 ②建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から 3.0 メートル以上、敷地境界線から 1.5 メートル以上それぞれ離れていること。 ③宿舎として利用される建築物が 30 メートル以下、その他の建築物が 13 メートル以下の高さであること。 ④建築面積の敷地面積に対する割合が 60 パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が 360 パーセント以下であること。 ⑤宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。
3. 野営場	<p>糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。</p> <p>現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。</p>
4. 駐車場	<p>当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。</p>
5. 自動車運送施設	<p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関の施設が整備されている。</p> <p>営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。</p>
6. 給水施設	<p>糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。</p>

7. 博物館	<p>本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。</p> <p>規模は現状程度とし、ひがし大雪博物館は機能をひがし大雪自然館に移転したことから、施設及び周辺地域の利活用について検討を進める。</p>
8. 博物展示施設	<p>東大雪地域全体の自然体験や自然環境保全に関する解説・活動拠点として、環境省と上士幌町による合築施設（ひがし大雪自然館）が整備されている。</p> <p>施設の維持管理については、環境省と上士幌町が連携して適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点としての機能を踏まえた管理運営を図る。</p>

3) 単独施設

名 称	事業の種類	取 扱 方 針
愛山溪温泉	宿 舎	<p>永山岳及び北鎮岳方面、沼ノ平方面、松仙園への登山利用並びに温泉周辺の自然探勝及び湯治利用の拠点として利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。</p>
銀河流星ノ滝	園 地	<p>銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
大函	園 地	<p>柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台及び駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
黒岳	宿 舎	<p>黒岳から御鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、簡易宿舎が整備されている（許可工作物）が、老朽化が進んでいる。</p> <p>再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を原則少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する</p>
銀泉台	園 地	<p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山口であり、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等（許可工作物）を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
白楊平	園 地	<p>ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。</p> <p>施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。</p>
白雲岳	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、環境省が避難小屋を整備している。</p> <p>大雪山グレード5の原生的な自然に立ち入るためのゲート施設として利用者に対して適切な情報提供を行う。また、周辺登山道の荒廃に対応する拠点施設としての機能も踏まえた管理運営を図る。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>

石北峠	園地	<p>北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
高原温泉	園地	<p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点であり、北海道及び上川町等が管理する土地が駐車場スペースとなっている。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制が行われている。</p> <p>草地園地は、休日など利用者が集中して駐車場が不足する場合に駐車場としても使用できるようにする。また、積極的に植樹を行い駐車場及び草地園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。</p>
	宿舎	<p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点である。</p> <p>施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、原則都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。</p>
	博物展示施設	<p>大雪高原温泉沼めぐり登山コースの利用拠点であり、高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するために定められた同コースの利用ルールを周知するなど、利用者に対するレクチャーが行われ、適切な情報提供や知識の普及が行われている。</p> <p>公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努める。</p>
忠別岳南	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
姿見の池	園地	<p>姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畑となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。</p> <p>高山植物保護のため、上川総合振興局、東川町大雪山国立公園保護協会等の協力により、園路にはロープを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</p> <p>施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。</p>
	避難小屋	<p>旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

天人峡	園地	羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆便所、四阿等を整備している。 現況施設を適切に維持管理するものとする。
	宿舎	忠別川の柱状節理の岸壁からなる渓谷景観が優れた地域に位置し温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されている。 整備に当たっては、地域の特色である渓谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建築物の規模 建築物の高さは、27メートル以下とする。 イ デザイン及び材料 外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。
	駐車場	天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。 附帯施設として整備されている公衆トイレは撤去されており、再整備の必要がある。
白金温泉	園地	白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。
美瑛富士	避難小屋	美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。 避難小屋に隣接して、携帯トイレブースを環境省が設置している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。
十勝岳	避難小屋	十勝岳の北西2.5キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、林野庁が設置している。 施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。
望岳台	園地	十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場等を整備している。 案内板等が老朽化し、園地の範囲が不明確になっていることから、園路の範囲を記した案内板や園路にはロープを張る等、施設の再整備を図り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。
吹上温泉	園地	本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。 吹上の湯として有名な露天風呂があり、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。 施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。

	宿 舎	<p>自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。</p> <p>近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。</p> <p>自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物は2階建て以下とする。</p> <p>イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を原則とることとする。</p>
	野営場	<p>十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。</p> <p>当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。</p>
十勝岳温泉	園 地	<p>富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、上富良野町が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>園地周辺にある宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。</p> <p>今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。</p>
	宿 舎	<p>登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されている。</p> <p>今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①建築物は3階建て以下とする。</p> <p>②建ぺい率の制限は特に設けないが、道路からの壁面後退距離を原則とることとする。</p> <p>また、当地区の自然探勝の利用を推進するため、展示など情報発信機能を持たせることを検討する。</p>
士幌高原	園 地	<p>東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高連峰等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。</p> <p>眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。</p>
	野営場	<p>隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。</p> <p>周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。</p>

三国峠	園地	<p>ニペソツ山、ウペペサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。</p>
幌加温泉	宿舎	<p>天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等として利用されている。</p> <p>自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①高さは、13メートル以下であること。</p> <p>②道路からの壁面後退距離を原則とること。</p> <p>③増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。</p>
糠平ダム	園地	<p>糠平ダムのほぼ全景、ウペペサンケ山及び石狩連峰の展望地点である。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、展望に支障が生じないよう適切に維持管理するものとする。</p>
糠平温泉	スキー場	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、別紙3「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」によるものとする。</p>
幌鹿峠	園地	<p>糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、峠標識等の既存施設の適切な維持管理を図る。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。</p>
然別峡	園地	<p>良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。</p>
	宿舎	<p>良好な自然林に囲まれた静寂な温泉である。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>
	野営場	<p>然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。静寂な雰囲気を持つ自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>
山田温泉	宿舎	<p>北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ自然環境に恵まれた宿舎を、鹿追町が整備している。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。</p>

然別湖北岸	野営場	<p>然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、林野庁等が施設を整備している。</p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。</p>
然別湖畔	園地	<p>然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。</p> <p>当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の維持管理を適切に行う。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
	宿舎	<p>然別湖畔に宿舎が整備されている。</p> <p>対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設の規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。また、施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から原則離れていること。</p> <p>②宿舎として利用される建築物の高さは、32メートル以下、その他の建築物の高さは、13メートル以下であること。</p> <p>③建築面積の敷地面積に対する割合は、60パーセント以下であること。</p> <p>④宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。</p>
	舟遊場	<p>良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、手こぎボート、カヌー等が設置されている。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を持続するため、棧橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。</p> <p>また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入するよう指導する。</p>
	駐車場	<p>当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	給水施設	<p>公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	排水施設	<p>然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>

白雲橋	博物展示施設	当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。
扇ヶ原	園地	然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。 現状の施設は、糠平然別線道路（車道）事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。 施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は原則道路側に設置するものとする。
ヒサゴ沼	避難小屋	大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せ適切な管理を行う。 ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。
トムラウシ温泉	園地	トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。 現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。
	宿舎	トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、トムラウシ望岳台園地など周辺の良い自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。 施設の規模は現状程度とし、既存施設の適切な維持管理を図るものとする。
	野営場	トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。 良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とする。
トムラウシ望岳台	園地	トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、林野庁が案内板（許可工作物）を整備している。 展望の障害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。
白雲望岳台	園地	新得町からトムラウシ温泉に向かうトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、林野庁が展望台及び案内板（許可工作物）を整備している。 周辺樹木の生長により展望が失われていることから、自然景観を損なわない範囲で、必要最低限の整備を図る。
上ホロカメットク山	避難小屋	十勝連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。 周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。 トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。

十勝三股	園地	<p>東大雪の山々を展望し、十勝三股地区の植生復元を主体とする環境教育を行うための園地として、環境省が園路を整備している。</p> <p>山岳景観の眺望を確保することとし、新たな場所での建物等の新規整備は行わず、植生復元や環境教育・歴史教育等を行うための、必要最低限の整備を行う。</p>
------	----	--

4) 道路

ア 車道

名称	取扱方針
層雲峡ルベシベ線 (一般国道 39 号)	<p>旭川及び網走方面から層雲峡集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。</p> <p>また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設（ロックシェッド等）の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。</p>
愛山溪線	<p>一般国道 39 号の安足間から愛山溪温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。</p> <p>未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。</p>
銀泉台線	<p>一般国道 273 号の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設（ガードロープ）を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
高原温泉線	<p>一般国道 273 号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。</p> <p>また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
勇駒別線	<p>旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。</p> <p>道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。</p> <p>冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。</p>
天人峡線	

<p>(国立公園界～天人峡温泉入口の区間 (道道天人峡美瑛線))</p>	<p>本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる溪谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノーシェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>また、道路に並行する忠別川は、河川氾濫を起こし、度々、道路が被災していることから、必要な対策を図るものとする。</p>
<p>(天人峡入口～天人閣の区間 (町道天人峡道路))</p>	<p>本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。</p> <p>改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。</p>
<p>美瑛望岳台線</p>	<p>本線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。</p>
<p>十勝岳山麓線</p>	<p>本線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
<p>十勝岳温泉線</p>	<p>本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。</p> <p>当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。</p>
<p>士幌高原線</p>	<p>士幌高原及び白雲山登山口へと到達する利用車道であり、白雲山登山口より北側の区間は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道として計画・整備されていたが、平成11年3月に未開削区間の工事の取りやめが表明され、現在では白雲山登山道の一部として利用されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、不要な舗装については撤去を検討する。</p>
<p>大雪ダム糠平上士幌線</p>	

<p>(一般国道 273 号の区間)</p>	<p>本公園の最大の拠点である層雲峡集団施設地区と東大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。</p> <p>当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。</p> <p>また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。</p>
<p>(町道糠平線の区間)</p>	<p>糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの一般国道 273 号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
<p>(町道幌加線の区間)</p>	<p>一般国道 273 号から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
<p>糠平然別線</p>	<p>然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、今後、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区において改良を行う場合には、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。</p>
<p>然別峡線</p>	<p>然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
<p>トムラウシ温泉線</p>	<p>新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。</p> <p>北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p> <p>新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。</p> <p>改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

イ 自転車道

名 称	取 扱 方 針
層雲峡峡谷線	<p>小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。</p> <p>落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。</p>
糠平湖畔線	<p>本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道(歩道と共用)として糠平湖畔沿いの一般国道273号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

ウ 歩道

名 称 【事業執行者】※注1	取 扱 方 針
原始ヶ原線 【未執行】	<p>富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を經由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コース(天使の泉、広原の滝を經由する。)と滝コース(不動の滝、勝竜の滝を經由する。)の2コースがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>整備、補修、維持管理(※注2)に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意することとし、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
層雲峡ニセイカウシュッペ山線 【未執行】	<p>層雲峡集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を經由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一望できる登山道として利用者が多い。</p> <p>朝陽山からニセイカウシュッペ山までは、過去の歩道跡がなくなり自然状態に復しているため、当該区間の整備にあたっては、自然環境の保全の観点から整備方法等について検討する。</p> <p>当該区間以外の整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を原則避ける。</p>
層雲峡勇駒別線 【環境省・北海道・民間事業者】	<p>層雲峡集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を經由するコースと中岳を經由するコースがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、案内板、指導標、誘導柵等が整備されている。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。</p> <p>一部には、植生保護のため木道等が整備されているが、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるため高山植物保護及び侵食防止のため緊急に対策を講ずる必要がある。</p>
層雲峡銀河流星ノ滝線 【未執行】	<p>層雲峡集団施設地区から銀河流星ノ滝への探勝歩道として整備を検討する。</p> <p>整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
紅葉谷線 【上川町】	<p>層雲峡集団施設地区から紅葉谷への探勝歩道として整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
雲井ヶ原線 【未執行】	<p>愛山溪温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。</p> <p>自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>
愛山溪北鎮岳線 【環境省・北海道】	<p>愛山溪温泉から永山岳及び比布岳を經由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として整備されている。</p> <p>登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、補修等を実施する。</p> <p>また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。</p>

<p>松仙園線 【環境省】</p>	<p>愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への登山道として整備する。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。</p> <p>登山者がぬかるみを避けて登山道周辺の植物を踏みつけないよう登山道からの排水、簡易木道の設置等の維持管理をきめ細やかに行う。</p> <p>「松仙園地区適正利用推進計画」(平成29年2月、北海道地方環境事務所)に基づき定められた利用ルールを遵守するよう指導する。</p>
<p>沼ノ平姿見の池線 【環境省・北海道】</p>	<p>沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を經由し、姿見の池を結ぶ登山道として整備されている。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。</p> <p>登山利用者の事故防止、高山植物保護及び浸食防止のため、補修等を実施する。</p>
<p>当麻岳線 【未執行】</p>	<p>比布岳歩道分岐点から当麻岳を經由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道がある。</p> <p>自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を検討する。</p>
<p>中岳裾合平線 【環境省・北海道】</p>	<p>中岳南歩道分岐点から中岳温泉を經由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ登山道として整備されている。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。</p> <p>登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、補修等を実施する。</p>
<p>大雪山縦走線 【環境省・北海道・未執行】</p>	<p>北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を經由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として整備されている。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。</p> <p>沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行い、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を実施する。</p>
<p>銀泉台白雲岳線 【北海道】</p>	<p>銀泉台からコマクサ平及び赤岳を經由し、白雲岳への登山道として整備されている。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>高原温泉小泉岳線 【林野庁】</p>	<p>高原温泉から緑岳を經由し、小泉岳への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>

<p>高原温泉高根ヶ原線 【北海道】</p>	<p>高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への登山道として整備されている。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。</p> <p>このため、「大雪高原温泉地区管理運営計画（案）に基づき定められている登山道の利用ルールを遵守するよう指導する。</p> <p>沿線の自然の改変を極力避けるため自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、湿原部分湿原植物の保護を図るため整備、補修、維持管理を適切に行う。</p>
<p>ヤンベタツプ五色岳線 【環境省・北海道・未執行】</p>	<p>ヤンベタツプ川合流点から沼ノ原を經由し、五色ヶ原への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>
<p>勇駒別周回線 【東川町】</p>	<p>勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝歩道として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
<p>天人峡勇駒別線 【未執行】</p>	<p>天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための探勝歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>羽衣敷島の滝線 【北海道・未執行】</p>	<p>天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の探勝歩道があるが、現在、危険箇所があるため通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員 2.5 メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5 メートル以内とする。</p>
<p>天人峡化雲岳線 【林野庁】</p>	<p>天人峡温泉から小化雲岳を經由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>美瑛富士線 【未執行】</p>	<p>白金温泉から潤沢林道を經由し、美瑛富士への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

<p>白金温泉十勝岳線 【北海道・未執行】</p>	<p>望岳台から十勝岳避難小屋を経由し、十勝岳への登山道として、北海道が整備している。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、高山植物保護、侵食防止及び登山利用者の事故防止のため、ロープ張り等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
<p>望岳台十勝岳温泉線 【未執行】</p>	<p>望岳台歩道分岐から吹上温泉を経由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道がある。 現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
<p>美瑛岳線 【未執行】</p>	<p>望岳台歩道分岐から雲ノ平を経由し、美瑛岳への登山道として既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。</p>
<p>三段山線 【上富良野町】</p>	<p>吹上温泉歩道分岐から三段山を経由し、十勝岳温泉への登山道として整備されている。現道の一部は危険な箇所があることから、整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行うものとする。</p>
<p>富良野岳上ホロカメツトク山線 【北海道】</p>	<p>十勝岳温泉から上ホロカメツトク山及び富良野岳への登山道として整備されている。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、安政火口までは軽登山ルートとしてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。</p>
<p>十勝三股ニペソツ山線 【未執行】</p>	<p>十勝三股及び幌加温泉からニペソツ山への登山道として、既設歩道がある。 近年登山者の増加が著しいことから、登山道侵食が深刻化している。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。また、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>石狩連峰縦走線 【未執行】</p>	<p>十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を経由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>糠平ウペペサンケ山線 【未執行】</p>	<p>糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けることとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>

<p>糠平天宝山線 【未執行】</p>	<p>糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
<p>然別峡ウペペサンケ山線 【未執行】</p>	<p>然別峡からウペペサンケ山への登山道として既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>南ペトウトル山線 【未執行】</p>	<p>然別湖畔単独施設地区から、南ペトウトル山への登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>天望山周回線 【林野庁・未執行】</p>	<p>トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を經由して、トウマベツ川河口及び士幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>駒止湖東ヌプカウシヌプリ線 【未執行】</p>	<p>駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を經由して東ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設歩道がある。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>西ヌプカウシヌプリ線 【未執行】</p>	<p>扇ヶ原展望台から西ヌプカウシヌプリへの登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>
<p>トムラウシ山線 【環境省・未執行】</p>	<p>トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設歩道がある。利用者の増加にともない事故も増加したため、一部ルート付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行うとともに、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>トムラウシ温泉周回線 【未執行】</p>	<p>トムラウシ温泉から霧吹の滝を經由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝歩道として、歩道等を整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>

<p>曙橋十勝岳線 【未執行】</p>	<p>新得町屈足曙橋からトノカリ林道を経由して十勝岳への登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>曙橋沼ノ原線 【未執行】</p>	<p>新得町曙橋からヌプトムラウシ林道を経由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>北海道自然歩道線 【北海道・未執行】</p>	<p>北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、一部区間が整備されている。 長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、既存の歩道を最大限活用し、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>

※注1…事業執行者については、案内標識等のみ整備する場合を除き、歩道の一定区間を管理している事業執行者のみを掲載している。

※注2…本項における「整備」は、自然公園法第10条第2項に基づく協議を行い新たに歩道を整備する場合、同条第6項に基づく協議を行い施設の規模及び構造を変更する場合等を意味する。また、「補修」は、施設の規模及び構造を変更しない範囲で歩道を修繕すること、「維持管理」は、巡視等による施設の点検を実施すること、ロープ張り、目印の設置や撤去など日常の管理をすることを意味する。

5) 運輸施設

事業の種類	位置	取扱方針
索道運送施設	層雲峡 (ロープウェイ)	<p>層雲峡集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。</p>
	黒岳 (リフト)	<p>上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。</p> <p>リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。</p> <p>また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。</p> <p>コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。</p>
	旭岳 (ロープウェイ)	<p>旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。</p> <p>建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。</p> <p>従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限ってスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあつては、通称Sカーブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあつては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。</p>
自動車運送施設	然別湖畔	<p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。</p> <p>施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。</p>

船舶運輸施設	然別湖周遊線	<p>然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。</p> <p>船舶運送に必要な施設である栈橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。</p> <p>また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。</p> <p>遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。</p>
--------	--------	---

(2) 許可、届出等取扱方針

1) 特別地域（特別保護地区を含む）

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第 33 項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 12 年 8 月 15 日付け環境庁告示第 48 号（糠平地区）及び平成 14 年 6 月 13 日付環境省告示第 41 号（然別湖畔地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い 4 地区（資料 4 のとおり）の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物の新築等	
(1) 建築物	<p>①基本方針 層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、原則として、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を認めない。</p> <p>②規模及び後退距離等 規模は必要最小限とする。公益上必要な建築物として許可基準上規模の上限が定められていない特別保護地区及び第 1 種特別地域内の建築物であっても第 2 種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。 また、主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、原則として後退させることとし、利用施設又は道路から望見されないように修景植栽を実施する。</p> <p>③建築物のデザイン 建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。 ・形態は単純を旨とする。 ・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は極力自然材料（木材及び石材）を使用する。 ・10 m²以下程度のごく小規模な建築物を除き傾斜屋根（片流れを除く。）とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の勾配は10分の2以上とする。 ・屋根の色彩は焦げ茶色とする。 ・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いによることができない場合は、この限りでない。 <p>④附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付道路及び駐車場については、「(2)車道」の項及び「(2)公園事業取扱方針. 5 附帯施設. ①駐車場」(P■)の項の記述に準じて取り扱う。 ・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、原則主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び色彩と同様のものとする。 <p>⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料4のとおり)については、建築物の新築を原則許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。</p>
(2) 車道	<p>①基本方針</p> <p>林道・作業道等、施設への取付道路及び工事用仮設道路以外の道路は、原則として新設を認めない(ただし、拡幅線形等の改良は除く。)</p> <p>特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても原則として新設を認めない。ただし、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、別途調整を図る。</p> <p>②線形</p> <p>地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、曲線半径や道路勾配等は、原則現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物(トンネルを除く。)が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。</p> <p>③景観保全</p> <p>主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。</p> <p>④法面等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設する法面の高さは最大でも13メートル以下程度に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することもあるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。 ・法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。 ・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工及び軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。 <p>⑤擁壁等構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 ・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団籠とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、原則として表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。ただし、擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されないものについてはこの限りではない。 ・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。 ・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。 <p>⑥附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。 ・標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物等掲出又は表示」(P■)の項に準じて取り扱う。 ・安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合は、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。 <p>⑦残土処理</p> <p>残土は、原則として国立公園外に搬出するものであること。ただし、本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料4のとおり)については、林道・作業道等及び工事中仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事中仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。</p>
(3) 治山及び砂防施設	<p>①層雲峡峡谷地区以外の特別保護地区については原則として認めない。主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。</p>

	<p>②主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石材や木材等により修景する措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。</p> <p>③魚類や両生類の生息に重要な箇所にはダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。</p> <p>④特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料4のとおり）については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。</p>
(4) 鉄塔・電柱	<p>①基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更する場合は、この限りでない。 ・その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的（国の機関又は地方公共団体が設置主体になる場合、国の機関又は地方公共団体の要請、要望に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設を整備する場合。）のもの以外は認めない。その場合、原則公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。 <p>②鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見した場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出ってしまう場合は淡い灰色とする。</p> <p>③鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることであり、局舎については、建築物の項に準じて取り扱う。</p> <p>④電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。 なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。</p> <p>⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料4のとおり）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、原則として地下埋設とする。既設のものについても原則として、更新の際に地下埋設とする。</p>
(5) その他	<p>基本方針</p> <p>屋外において自動販売機及び公衆電話ボックスを設置することは、層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内以外では認めない。既存の自動販売機及び公衆電話ボックスは極力近接の公園事業施設に併設するよう指導する。</p>
2. 木竹の伐採	<p>①基本方針 (施業として行う伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮

	<p>設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者が連絡を取り合って適切に対応する。 <p>(施業以外の伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。 <p>②シマフクロウ、キンメフクロウ、ミュビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあっては生息が、クマゲラ等にあっては営巣木等が確認された場合は、生息等の情報提供があった場合には、速やかに森林管理者に情報を提供し、施業について関係機関で対応を検討する。</p> <p>③特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料4のとおり）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採の方法や伐採量を最小限に止めるよう、特段の配慮を求める。ただし、工作物（林道・作業道等を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、展望施設からの眺望の確保を図る場合であって、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。なお、同地区内の第2種特別地域については、原則として単木択伐とする。</p>
<p>3. 土石の採取等</p>	
<p>(1) 温泉ボーリング</p>	<p>温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。</p>
<p>(2) 調査ボーリング</p>	<p>地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、原則として認めない。ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成27年10月2日環自国発第1510021号）(2)ウ.に示す優良事例に該当し、自然環境の保全や公園利用上の支障がないものについては、個別に判断する。</p>
<p>(3) 採石</p>	<p>①基本方針 許可基準どおりの取扱いとする。</p> <p>②河川砂利の採取を行う場合については、許可基準に基づき認めるものとするが、その場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。 (イ) 作業を行う箇所の下流部2キロメートル以内の河川沿いに主公園利用施設（大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡）がないこと。 (ウ) 湖沼（然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖）に流れ込む流域の湖から2キロメートル以内の場所でないこと（ただし、地質や実績等から濁水

	<p>が発生しないことが明らかである場合を除く。)</p> <p>(エ) 希少両生類、希少水生昆虫、特異な魚類（ミヤベイワナ等）等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。</p> <p>の各要件をすべて満たすこととする。</p> <p>③砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、②の要件を満たす必要はないものとするが、濁水を原則として発生させないための措置を講じる。</p>
4. 水位水量の増減	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。 ・ 既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で許可内容の変更を検討する。
5. 広告物等の掲出 設置又は表示	<p>①基本方針</p> <p>基本として許可基準どおりの取扱いとする。ただし、所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とするよう指導する。</p>
	<p>②形態、デザイン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持物（支柱、台座等）、原則自然材料を用いることとするが、積雪等湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いることができるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）なお、裏側が利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。 ・ 表示面に使用する色彩は原則として茶色（木材及び石材の場合は素材色で可）、白色及び黒色を使用することとし、それ以外の色彩を使用する場合は、2種類以下とする。その場合、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。 <p>ただし、色彩については地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りでない。</p>
	<p>③照明は集団施設地区以外においては使用しない。</p>
	<p>④営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。</p>
6. 土地の形状変更	<p>基本方針</p> <p>農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。</p>
7. 植物の採取又は 損傷、落葉落枝の採 取、動物の捕獲又は 殺傷及び動物の卵の 採取又は損傷	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。 ・ 採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。 ・ 公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。 ・ 採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可

	を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。
8. 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 許可基準に基づき許可されるもの（地方公共団体が行う行事として指定以前から行われていたものを含む。）を除き許可しない。

2) 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物の新築等	
(1) 建築物	建築物の高さは20メートル以下とする。
(2) 道路	分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を行わないよう指導する。
2. 土石の採取及び土地の形状変更	河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が1ha以上のもの、さらに1ha以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては行わないよう指導する。また、産業廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことからこれを行わないよう指導する。
3. 広告物	いわゆる野立て看板については、設置しないよう指導する。 広告物の規模については、特別地域内の許可基準を準用する。

8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(1) 地域の関係者の連携—協働型管理運営体制の維持

1) 大雪山国立公園連絡協議会

我が国の国立公園制度は、土地所有に関わらず区域を定めて指定し、公用制限を課す地域制の国立公園として発展してきました。これは、国立公園の管理運営において、環境省が広範な関係者と連携、調整を図りながら、協働による国立公園の管理運営を進めることを前提とした制度と言えます。

特に、近年、風致景観の保全については、気候変動等による変質する自然環境への対応、外来生物対策など、自然公園法に基づく許認可の運用だけでは対処できないこと、適正な利用の推進については、地域経済と密接な関係を持つ観光を担う民間団体や公園事業者等と協働しなければ実現できないことが認識されるようになり、全国の国立公園で協働型管理運営体制の構築が進められています。

大雪山国立公園においても、既存の大雪山国立公園連絡協議会（1993（平成5）年設立）が、2020（令和2）年6月に拡充、改組されて総合型協議会として位置付けられ、また、「大雪山国立公園ビジョン まもり、活かし、つなげよう みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園」が策定され、協働型管理運営体制が構築されました。

大雪山国立公園連絡協議会の拡充、改組にあたり、既存の環境省、北海道、市町に加え、他の関係行政機関、観光協会、交通事業者、自然保護団体、研究者が構成員に加わりました。また、同協議会のもとに、登山道維持管理部会が設置され、関係行政機関のほか、民間の維持管理関係団体、利用・環境教育関係団体、自然保護関係団体、調査・研究関係者・団体が参加し、本協議会及び部会により、官民連携の体制が構築されました。

総合型協議会としての大雪山国立公園連絡協議会の役割は、大雪山国立公園における山岳地域の荒廃、利用拠点の低迷といった課題を目に見える形で解決し、大雪山の自然環境が守られ、より豊かなになった国立公園、魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園など、大雪山国立公園ビジョンを実現することを目的として、大雪山国立公園全体を対象とした方針、計画等を検討、策定し、それを実行していくことです。

大雪山国立公園連絡協議会には、国立公園に関する主要な関係者がそろっており、これら方針、計画等の検討、策定、実行が効率的に実施できる体制となっています。大雪山国立公園ビジョン実現のために、協働型管理運営体制を維持、発展させていくことが必要であり、情報公開を積極的に進め、関係者参加し意見交換がしやすくなるよう様々な機会を確保します。

一方、大雪山国立公園には、大雪山国立公園連絡協議会以外に、特定地域を対象として、当該地域における個別の課題について協議するものとして、例えば、次のような協議会などがあります。

（施設や登山道の維持管理に関するもの）

上川地区登山道等維持管理連絡協議会、新得地区登山道等維持管理連絡協議会、然

別自然休養林保護管理協議会、美瑛富士トイレ管理連絡会、層雲峡地区自然ふれあい利用協議会、ひがし大雪自然館運営協議会など

(特定の課題について議論し、取組を実施するもの)

東川町大雪山国立公園保護協会、表大雪地域スノーモバイル乗入れ規制調整会議、東大雪地域スノーモバイル乗入れ規制調整会議、大雪高原温泉地区ヒグマ対策連絡会議、大雪山国立公園大雪高原温泉銀泉台地区自動車利用適正化対策協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会、とち鹿追ジオパーク推進協議会など

これらの個別の協議会は、広大な大雪山国立公園の中で特定の地域を対象としたものであり、その数も多いため、大雪山国立公園連絡協議会に組織上整理統合などすることなどは、それぞれの役割が異なることから、また、費用対効果の観点からも、望ましいものではありません。

しかし、これらの協議会には、大雪山国立公園連絡協議会の事務局である環境省大雪山国立公園管理事務所をはじめとして、その構成員が参加しています。そのため、大雪山国立公園ビジョンや、大雪山国立公園連絡協議会の動きを、それぞれの構成員が浸透させる、または、個別の協議会の動きを必要に応じて大雪山国立公園連絡協議会で報告、共有するなど、協議会間の連携を図ることが重要です。

2) 関係省庁、自治体等との施策の連携

ア 国有林施策との連携

大雪山国立公園は、90%以上が国有林となっています。国有林の区域においては、その管理経営の方針と整合を図りながら、連携した公園管理を推進します。

国有林野施業実施計画では、施業、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林及び緑の回廊の名称及び区域、レクリエーションの森の名称及び区域が定められています。大雪山国立公園においては、原生的な天然林を保存することにより自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする「森林生態系保護地域」、自然環境が十分保存された天然林を主体とした地域固有の生物群集等の保存を目的とする「生物群集保護林」、希少化し、遺伝資源の保護などが必要とされる「希少個体群保護林」、森林レクリエーションを楽しんでもらう「レクリエーションの森」、大雪山森林生態系保護地域と日高山脈森林生態系保護地域を結ぶ「大雪・日高緑の回廊」が設定されています。それぞれの国有林野施策と整合を図りながら連携した自然の保全と利用を図ります。

また、国有林の管理に関する法令を遵守することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理にあたっては、土地使用許可申請、入林届などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、森林管理署と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

国有林内において、5(4)2)に記載する鳥類の生息や営巣が確認された場合に

は、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について調整を図り適切な対応を検討します。

イ 道有林施策との連携

大雪山国立公園は、約3%が道有林となっています。道有林の区域においては、その整備・管理の方針と整合をとりながら、連携した公園管理を推進します。

道有林の整備・管理計画においては、森林が優先して発揮すべき機能・担うべき機能の向上を目的に森林を区分し、適切な整備及び保全を図っています。大雪山国立公園においては、国土の保全と水資源のかん養を目的とした「水源涵養林」、国立公園特別保護地区により保全された区域の森林で、一部では原則として自然の推移にゆだねて生物多様性を保全することを目的とした「保健・文化機能等維持林」などが設定されています。それぞれの道有林施策と整合を図りながら連携した自然の保全と利用を図ります。

また、道有林の管理に関する法令を遵守するよう指導することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理にあたっては、土地使用許可申請、入林承認申請などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、上川総合振興局南部森林室と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

道有林内において、5(4)2)に記載する鳥類の生息や営巣が確認された場合には、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について関係機関との調整を図り適切な対応を検討します。

ウ 天然記念物、文化財施策との連携

大雪山国立公園は、約10%強が特別天然記念物となっています。大雪山は、1971(昭和46)年に、学術上極めて貴重であるとの観点から、保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域である天然保護区域として天然記念物の指定を受けました。さらに、1977(昭和52)年にその価値が世界的にまた国家的に高いものとして特別天然記念物に指定変更され、区域に存在する動植物、地質鉱物等は厳重な自然の保護が図られています。大雪山国立公園の中でも特別保護地区と重複する地域が指定されており、原始的な自然の保護が図られています。

また、ウスバキチョウやダイセツタカネヒカゲ等の高山蝶やクマゲラ、イヌワシ、シマフクロウ等の鳥類が種として天然記念物に指定されているほか、1968(昭和43)年に然別湖のオショロコマ生息地が北海道の天然記念物に、1951(昭和26)年に羽衣の滝が北海道の史跡名勝に指定されています。

さらに、2015(平成27)年から、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に活用する取組を支援する

取組が文化庁において開始されました。2018(平成30)年に大雪山国立公園の一部は、日本遺産「カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界」として認定されました。

国立公園内において、これらの天然記念物、文化財の適正な保護が図られるよう関係機関と連携して対応していきます。

また、天然記念物、文化財施策に関係する法令を遵守するよう指導することは、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」の各項に掲げる「保全方針」に基づき風致景観及び自然環境の保全を図る上でも重要であることから、関係法令の遵守について相互の連携を図ります。

さらに、登山道等施設の整備、維持管理にあたっては、天然記念物の現状変更申請などの手続きが必要な場合があります。登山道等施設の整備、維持管理の実施者は、各市町及び北海道の文化財保護担当部局と連絡調整を密にし、必要な手続きが円滑に行われるよう努めます。

エ 関係自治体との連携

過去に、国立公園の管理運営に地方自治体の考え方が反映されにくいと認識されてしまい、一部の地方でその問題が顕在化したこともありました（「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会－中間取りまとめ－」（2012（平成24）年3月23日）などを参照）。このことは、全国的に協働型管理運営体制の構築が進められるようになった背景のひとつとなりました。

一方、大雪山国立公園において、協働型管理運営体制が構築できた要因のひとつには、国立公園における取組が、自治体が抱えている地域課題の解決にも寄与するという点を重視したことが挙げられます。

引き続き、国立公園の管理運営を通じて地域社会の課題解決に貢献できるよう、構想力、調整力を発揮し、自治体との良好な関係を維持し、協働型管理運営体制の最も重要な基盤として、連携を一層深めることが重要です。

オ その他の枠組みとの連携

大雪山国立公園における風致景観の保全、適正利用の推進に関係するその他の枠組みとしては、日本ジオパーク（日本ジオパークネットワークによる。）が挙げられます。現在、とちぎ鹿追ジオパーク（及び十勝岳ジオパーク）が認定済で、美瑛及び上富良野地域、旭川周辺地域において検討が進められています。

また、「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができます。大雪山国立公園では、集団施設地区における良好な街並み形成に活用できる可能性があるため、国立公園の景観の保護について連携を図ります。

その他、2018（平成30）年4月に閣議決定された第五次環境基本計画に基づく「地域循環共生圏」、その他のさまざまな枠組みについて大雪山国立公園ビジョン実現の観点から有効なものについては、積極的に活用し、それらの施策と連携することが期待されます。

3) 研究者その他関係者との連携

大雪山国立公園を対象とした自然科学、社会科学、人文科学などの研究が進められることは重要であり、大雪山国立公園の管理運営においても、研究の成果を活用し、科学的根拠をもった取組が進められることとなります。

これまで、大雪山国立公園研究者ネットワークがあり、拡充、改組前の大雪山国立公園連絡協議会と連携した取組が進められてきましたが、近年では、各研究者の所属機関の業務が多様化するなど研究環境の変化によりネットワーク組織を維持することが難しくなったこと、特に自治体に研究の意義が伝わりにくいと感じられてしまったことなどから、十分な活動ができていないのが実情です。

そのため、当面の間、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会における研究報告会などの取組を継続しつつ、大雪山国立公園と研究者との連携について、今の時代に相応しい連携のあり方を引き続き模索、検討していくことが必要です。

(2) 利用者と管理運営主体との連携—管理運営への利用者の参加

大雪山国立公園ビジョンを実現するためには、このビジョンが利用者と共有され、利用者が国立公園の管理運営に参加することが重要です。

これまで、大雪山国立公園の山岳地域における管理運営は、公的資金による事業を基本として、現地の作業については自治体等の行政機関と関係が深い山岳会等の組織力に頼ってきたと言えます。

しかし、①大雪山国立公園の登山道の約75%は保全上の課題がある区間とされ、対処すべき荒廃の規模が極めて大きく、仮に上記の従前の体制が十分であっても対応しきれるものではありません。②その上、近年社会の人口が減少して高齢化が進み、より多くの公的資金を社会保障関係費用に充てる必要が生じ、山岳会等の会員も高齢化し作業の担い手も不足してきました。

今後も、投入できる公的資金は減少することが見込まれますが、大雪山国立公園を適切に管理運営することにより、価値の高い自然環境を将来世代まで継承することはすなわち国民全体が利益を享受するということであり、また、国立公園の山岳地域の施設は社会資本であるという側面があるため、その整備や維持管理に一定の公的資金は必要です。

しかし、大雪山国立公園を利用することに起因して生じる課題への対応や、利用者のニーズに合わせたきめ細やかで質の高いサービスの提供といった部分については、利用者自身でよりよい利用環境をつくることも必要であると考えられます。

そこで、大雪山国立公園では、利用者が国立公園の管理運営に参加し、利用者とともに大雪山国立公園ビジョンを実現することを目指します。

利用者の参加方法には、補修や維持管理作業などへのボランティアとしての参加、協力金の支払い、寄付、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会に参加している登山道等の維持管理を行う民間団体の支援など、多様な方法が考えられます。

特に、協力金については、大雪山国立公園連絡協議会において、協力金に関する取組方針を検討し、個別の地域での具体的な協力金収受を開始するなど、協力金を通じた利用者の国立公園管理運営への参加機会を設けることが重要です。

(3) 大雪山国立公園と周辺地域との連携

大雪山国立公園を訪れる者は、その前に、周辺地域の中核都市（旭川市、帯広市）に滞在したり、大雪山国立公園の関係市町においてもその市街地に滞在したりすることが一般的であると考えられます。これらの機会に、大雪山国立公園利用に関する情報発信が利用者に適切に届けば、国立公園利用の利便性が大きく向上するものと考えられます。

特に今後、上記（2）のような利用者の管理運営への参加を進める場合は、利用情報だけでなく、国立公園の魅力や取組などの多様な情報を、国立公園周辺地域にも届け、国立公園を利用する前の時点で取組に関する理解を得ることが必要です。

このため、大雪山国立公園周辺地域と連携し、インターネットや SNS も活用した情報発信が重要となってきます。

また、上記（2）の利用者の管理運営への参加に加え、より幅広い事業者や団体との連携も考えられます。例えば、大雪山国立公園で行われる活動の認定等（パートナーシップ）の検討も考えられます。こうしたアイデアは協力金や寄付の普及など、実施する効果が最大限高まる機会、内容を十分に検討して、実施していくことが重要です。

9. その他及び参考事項

(1) 管理運営計画の見直し

管理運営計画の運用状況について、大雪山国立公園連絡協議会に共有を図り各取組状況について評価を行い、その見直しに関しては、大雪山国立公園連絡協議会におけるビジョン等の変更、または、公園計画の見直しの機会を行うことを基本とし、部分的な変更については、地域の実情を踏まえ、必要に応じ随時検討を行うこととします。

(2) 関係資料

資料編のとおり。

大雪山国立公園における協力金取組方針（案）

令和4年 月
大雪山国立公園連絡協議会

1. 取組方針の位置づけ

この取組方針は、利用者に対して、大雪山国立公園の山岳地域において、山岳地域の荒廃、特に登山道の荒廃の課題解決を目的として①実施する協力金の取組を実施する際の理念を示すもの。

また、協力金の取組主体に対して、共通して取り組むべき事項に関する指針を示すもの。

【解説】

- ① 本取組方針における協力金の対象は、山岳地域の荒廃、特に登山道及びその周辺の荒廃の課題解決を目的としたものとする。

大雪山国立公園において既に実施されている施設の維持管理などのための協力金についても、利用者と管理者との相互の信頼関係の構築や収受率の向上につなげるため、本取組方針の考え方をもとに取組を行うことが望ましい。

2. 大雪山国立公園において協力金の取組を行う意義

大雪山国立公園において、山岳地域の荒廃、特に登山道の荒廃①が大規模に生じ、管理者による対応または自然の再生力だけでは限界②が生じている。

この課題を解決するため、利用者自身が利用する場の質を高める③との観点から、国立公園の管理運営への利用者の参加④を推進する。

協力金⑤の取組は、利用者が国立公園の管理運営に参加する重要な方法の1つとして位置づける。

【解説】

- ① 大雪山国立公園には、延長約300kmとも言われる登山道があり、そのうち約75%の区間は、利用により侵食が生じるなど保全上の課題があるとされている。その他、誘導標識、案内板、避難小屋等の施設の老朽化も課題となっている。

また、登山道の荒廃に伴う植生の衰退、周氷河地形など重要な地形の消失、野外におけるし尿排泄の問題、外国人を含む利用者への情報提供が不十分であるなどの問題がある。

- ② 登山道の管理者は、主に関係行政機関である。社会の人口が減少して高齢化するなど時代が変化する中で、関係行政機関における予算や体制の確保が困難になりつつあるが、引き続き、確保、拡充に努めることが重要。一方、山岳地域の荒廃は、関係行政機関における予算や体制をはるかに上回る規模、量となっていることから、管理者による対応だけでは限界が生じている。山岳地域の荒廃に対応するためには、関係行政機関による予算や体制以外にも多様な方法を検討する必要がある。
- ③ 大雪山国立公園を登山する者は、年間約10万人弱と推定され、全国民に占める割合は小さい点に、すべてを公的資金によるのではなく、利用者自身が課題解決に取り組む理由が見いだすことができる。また、普段利用している山に恩を返す取組をしたいという登山者、管理運営に関する活動に参加することを通常には体験できない特別な体験として捉え、価値を見いだす利用者が現れていることが大雪山国立公園の特色である。
- ④ 大雪山国立公園では、国立公園の管理運営に利用者が参加する手法の一つとして、協力金を位置づける。協力金は山岳地域の荒廃を解決することが目的であるが、その目的を達成する手段は協力金の支払いだけではない。例えば、ボランティアとして登山道の補修活動に参加することや、クラウドファンディングなどの手法もある。このため、目的を達成するのであれば、協力金に限らず、利用者の志向にあわせた多様な選択肢を用意することが重要である。
- また、大雪山国立公園では、管理者と利用者が協働して大雪山国立公園の課題を解決するという創造的な呼びかけにより、利用者が気持ちよく協力金を支払う状況を実現したい。
- ⑤ 税金のように強制力をもって収受する場合、厳格に公平性を確保するため、登山口全てに人員を配置する必要がある。この場合、収受のための人件費が収受額を上回るか、収受額の多くを占めてしまうため、利用者の理解が得られにくい状況になる。
- 一方、自主的な支払いについても協力金、募金、物品販売への上乗せなどの複数の選択肢があるが、受益者は利用者すべてに及ぶ（登山者の補修など）ため、すべての利用者に支払い意志を確認でき、支払いに賛同するすべての人が支払えることが重要であるため、協力金が妥当である。

協力金を使用することにより、公的資金を利用することに比べて、柔軟な執行による、よりきめ細やかなサービスの実現、利用者のニーズに合う予算運営計画の策定、利用者の意見を反映させた管理運営の取組の充実も期待できる。

3. 大雪山国立公園における協力金が目指す目標

協力金の取組を通じて、大雪山国立公園独自の①、新しい登山道管理運営のモデル（利用者と管理者が信頼関係に基づき協働する大雪山スタイル）を構築することを目標とする。

新しい登山道管理運営のモデルとは、協力金により、荒廃した登山道を補修する施工により課題を解決するだけでなく、あわせて補修などの高い技術を持つ人材を育成して質の高さと取組の継続性を確保し、それらの成果を分かりやすく情報発信して新たな大雪山のファンを獲得してさらなる協力金の収受に結び付ける②など、成果が明確で、費用対効果及び利用者の満足度が高く、発展し続ける③ことができるもの。

【解説】

- ① 既に他の地域において先行して取り組まれている協力金に関する課題を把握、検討することで、大雪山国立公園ではあらかじめそれらの課題を乗り越えたもの、したがって、他の地域にはない独自の取組を設計し、実施することができる。他の地域では、例えば、次の課題を抱えているものと考えられる。
- ・ 既存施設の維持管理を中心に協力金が利用されるため、課題が具体的に解決されたなどの成果が見えにくい。
 - ・ 協力金が、協力金を収受するための人件費に多く利用され、その分課題解決のために支出できない。
 - ・ 協力金が、公共事業における整備と同様の使い方（業務）として支出され、割高感があり、携わる人も業務（工事）が終了すればその場限りの関係で終わり、継続して関わることなく、人材育成の観点から発展性がない。
- ② 「大雪山国立公園登山道整備技術指針」に基づき、質の高い登山道整備、補修ができる技術者を擁し、情報発信ができる団体が実施していくことが重要。大雪山国立公園で実施されてきた補修活動、山岳地域における登山道補修イベント等の実績を踏まえて費用対効果が高いと感じられる手法について実績があり、これをさらに発展させていくことが重要である。

情報発信を適切に行うことにより、参加し保全したいという登山者ニーズの充足、参加を通じた新しい大雪山ファンの醸成、自然景観の貴重さに対する気づきと自然保護意識の深化が期待できる。

- ③ 発展し続けるためには、例えば「利用者（協力者）が来るほど、課題が解決され、保全が進む」など、利用者の心をつかむことができるわかりやすい説明やキャッチフレーズにより協力者を増やすことが重要である。

4. 大雪山国立公園における協力金の取組の進め方

大雪山国立公園では、条件が整った地域から先行的に開始する^①こととする。

協力金の取組は管理者と利用者の相互の信頼関係に基づくとの観点から、はじめに試行段階を設けることが重要。試行段階において、利用者の意見を十分に聴き、それを受けて改善を検討することを繰り返し、その結果を踏まえて本格的に実施することが望ましい^②。また、本格的な実施後も、その取組について常に検証し、改善していくこと。つまり、徐々に完成形を目指していく、いわば、「管理者と利用者でともに育てていく」という考え方が重要。

今後、先行的に開始した地域をもとに他の地域への取組の展開が可能な場合、または、大雪山国立公園内の各地域で複数の本格的取組事例ができた場合、各地域における広域的な連携、大雪山国立公園全体への還元を目指す^③。

また、各地域の成功や改善事例などを踏まえ、本取組方針に反映すべきことが見いだされた場合は、本取組方針を改定し、知見を反映させることとする。

【解説】

- ① 大雪山国立公園全体を対象として、一元的な協力金（いわゆる入域料）を構築することは、次の理由により困難である。そのため、条件が整った地域から先行的に開始することとする。
- ・大雪山国立公園には約 30 程度の登山口があるため、いわゆる入域料として収受する場合は、人員の配置が必要であり、上記 2. ⑤と同様に人件費が収受額を上回るなどの問題が生じる。
 - ・大雪山国立公園は広大であり、山域によって利用者数も大きく異なるため、協力金を収受した場所と、収受した協力金が利用される場所が大きく異なる、または不明確になるなどの問題が生じやすい。
 - ・協力金の収受の設定額には、一定の根拠や考え方を基にする必要がある（下記 5（2）参照）が、補修を要する登山道の荒廃の程度、補修を行う緊急性、利用者数や自然条件の違いによる荒廃の進行予測、補修すべき登山道の長さや工法、荷上げ

の距離などの諸条件が地域毎に大きく異なり、現時点で、補修に要する費用をはじめとした対策に必要な金額を大雪山国立公園全体で俯瞰的に捉えることは困難である。

- ② このような進め方によるメリットとして次の点が挙げられる。
- ・予測に基づく議論よりも、試行の経験から得た「学び」によって、形づくることができ、「大雪山国立公園ビジョン」の「3（4）3）みんなが学び成長し、将来世代に引き継ぐ国立公園」の実現につながる。
 - ・複数の地域において独立して試行することにより、地域の特性を活かした、より自由で創造的な発想が可能になる。
 - ・また、条件が異なる各地で、成功事例や問題の発生とその解決経験を得ることができ、後に実施する地域がそれらの考察を活かした実施計画を策定することができる。
- ③ 広域連携の方法としては、先行的に取組を開始した地域をもとに他の地域の取組へ展開を図ることにより、あるいは、複数の地域における本格的取組をもとに、大雪山全体において協力金の取組が行われているという機運を醸成する。そのための情報発信を促進することが考えられる。
- さらに、各地域で収受した協力金の一部を、大雪山全体の課題に利用することを検討する（具体的には、各地域で収受した協力金のうち一定の割合を大連協の予算とし、再分配する仕組みを設けるなど）。利用者の少ない山域では協力金の収受体制を整えることができず、その結果、荒廃対策が進まないことについても対応が必要である。

5. 各地域において協力金の取組を実施する際の共通事項

（1）協力金の管理運営主体

協力金の取組においては、組織体制および収受した協力金の受け入れ先を明確^①にする。また、当該地域における協力金の関係者を特定し、その関係者に対し協議の場への参加を求め、協議できる体制を整える。各地域の管理運営主体における組織体制および意志決定のプロセスは明確化する必要がある。

管理運営においては 収受した協力金を繰り入れる会計、適切な金銭管理を行うことができる体制、監査体制を確保する。

また、管理運営主体に関する情報については、分かりやすく整理して公開する^②。

【解説】

- ① 具体的には、各地域にある既存の協議会を母体にする場合、協力金の管理運営主体になる組織を新たにつくる場合が考えられる。なお、各地域において、強固な地域組織をつくることは、その後の広域連携を進めて行く上で極めて重要である。
- ② 管理運営主体に関する情報を利用者に示すことは、利用者の取組に対する信頼を得る上で重要である。

(2) 協力金に関する実施計画等の作成

協力金の管理運営主体は、実施計画、実施要領等、実施の根拠となる明文化した資料^①を作成し、それに基づき取組を実施する。計画等は、議論を十分に深めた上で、関係者間^②の合意形成をはかることが望ましい。

なお、試行段階においては、意見が分かれる場合でも特定の取組を試行的に実施し、その結果を検証し、合意形成に役立てるという考え方も重要^③。

【解説】

- ① 別添に掲げる、A. 目的、B. 対象者、C. 使途、D. 収受金額、E. 収受場所、F. 収受方法、H. 使途に関する情報提供、I. 収受した協力金の配分（個別地域以外への適用）、J. 管理、運営の体制、K. 管理、運営に関する情報公開などの項目について、各地域において、考え方を明確にする。

なお、B. 対象者については、協力金が登山道及びその周辺の荒廃の課題解決を目的とすること、目的、対象者、使途には一貫性が必要であることに留意した上で、検討する（例えば、協力金を用いて補修された登山道を明らかに利用しない者が特定できる場合（観光客など）は対象から除くこと、登山道の補修作業に従事することは協力金を支払うことと同じ意味を持つので、補修作業に従事する者は対象から除くことなどが考えられる。）

- ② ここでの関係者は、利害を有する人、関係行政機関、登山道施設を維持管理する人など、使途に関係する人の中から選定する。
- ③ これまでに取組の経験がないことから、関係者間で様々な考え方があり、そのいずれも妥当と考えられる場合など、予測に基づく議論では合意形成ができず、取組が進まないことも想定される。

協力金の取組は少しでも前に進めることが重要であるため、例えば、利用者の安全が確保されない、協力金の取組に対する信頼性を損なうなど重大な支障がなければ、意見が分かれた場合でも、特定の取組を試行することが重要。

(3) 収受金額の設定について

1人あたりに求める協力金の金額の設定理由については、利用者が納得できるように適切に説明されなければならない^①。

金額の設定は、原則として、定められた使途に関する取組を実施する際に必要な金額、予測された登山者数などをもとに行われる^②。

なお、他地域で既に実施されている協力金の金額も考慮に入れる必要がある。

【解説】

- ① 金額の設定方法については、地域により様々な方法があると考えられるが、はじめに課題解決のために必要とする経費があり、その費用をまかなうために利用者に協力を求めるという考え方は共通している。

協力金を収受する現場で、設定理由について質問を受けた場合、収受する者が適切に説明できる必要があり、管理運営主体のすべてが共通の認識を持つ必要がある。

なお、あらかじめ必要とする経費を試算することには次の利点もある。

- ・課題の把握および協力金使途の目的がより明確になる。
- ・金額設定根拠に関する利用者の疑問に答えることができる。
- ・求める協力金の金額（コスト）と実施内容（プラン）に関連性を持たせることができる。

- ② 例えば、設定した金額に対する支払い意志について調査等を行う場合は、先に金額が設定されることはあり得るが、協力金の場合はすべての利用者に十分納得できる説明にはならない。

(4) 収受目的、使途、成果に関する利用者への情報発信について

協力金を収受する目的、使途、協力金を利用したことによる成果については、情報をわかりやすく整理して、発信^①することが必要。

これにより、協力金に対する利用者の理解を求めるとともに、利用者の声を聴き、改善に役立てること^②が重要。

【解説】

- ① 協力金を支払う利用者の理解を得るためには、利用者が何に対して協力金を払っているのかを明確化する必要がある。利用者が納得して協力し、参加する状態をつくることが重要である。

情報発信については、インターネット（ホームページ、SNS など）を通じた発信により、大雪山国立公園の山岳地域に至る前に、当該地域における協力金の取組を理解

してもらい必要がある。また、協力金の収受を実際に行う場所においては、資料の掲出、関係者から直接説明するなど、わかりやすく、効果的な方法を追究する必要がある。

- ② 情報発信を適切に行い、かつ、利用者の声を取り入れることができれば、利用者の協力金収受に対する理解と、趣旨に対する賛同に繋げる大きな効果を得ることができる。逆に、これらが十分でないと協力金を支払う利用者の不満につながり、協力金の取組そのものの継続が困難になることに留意が必要である。

利用者の声を聞き、改善に役立てることそのものが、国立公園の管理運営への利用者の参加ということができ、極めて重要である。

利用者の声を聞く方法については、SNSの機能を活用する、アンケートを実施する、協力金を収受する者が利用者から聞いた声を記録するなど多様に考えられるが、どのような方法で利用者の声を聞き、評価するかは、あらかじめ十分な検討が必要である。

(5) 協力金の会計報告について

協力金の収入、支出の明細については、管理運営主体が、その会計年度ごとにとりまとめる^①とともに、監査を適切に行い、利用者の信頼を確保する^②。
それらの結果は、少なくとも、協力金を支払ったすべての者が、また、今後協力金を支払う可能性があるすべての者がいつでもアクセス可能な状態^③で公表する。
 これらにより、協力金における会計情報の透明性を確保する。

【解説】

- ① 会計情報の透明性を確保する上で最も重要な事項である。透明性がなければ、利用者の理解、協力を得ることは困難である。
- ② 監査体制の脆弱性により不適切な事例が発生した際、大雪山全体の利用者に対する信用リスクとなりうることについて、十分に認識する必要がある。
- ③ 協力金を支払ったすべての者に知る権利がある。この条件を満たすためには、少なくともインターネットのホームページにおける公表は必要である。

6. 大雪山国立公園連絡協議会の役割

大雪山国立公園連絡協議会では、各地域で実施する協力金に関する情報^①を整理、ホームページで発信するなど、大雪山国立公園で進む協力金の取組に関する情報を一元的集約、発信する役割を担う。

また、各地域で進める協力金の取組に対して、別の地域で得られた知見を紹介するなど、各地域の取組を検証し、助言する役割を担う^②。

さらに、「4. 大雪山国立公園における協力金の取組の進め方」において、広域連携が進む際に、各地域で収受した協力金の一部を、大雪山全体の課題に利用することを検討、実施する主体となる。

【解説】

- ① 具体的には、「5. 各地域において協力金の取組を実施する際の共通事項」に掲げる情報を整理して、公表する。
- ② 各地域における窓口を明確化し、大雪山国立公園連絡協議会事務局との連絡、情報交換を密に行う体制を整える。

7. その他

協力金を用いて登山道の補修などを実施する場合、その実施に必要な関係法令に基づく許可等の手続きがすべてなされている必要がある^①。

【解説】

- ① 協力金の取組を実施する上で、成果を含め、情報発信は極めて重要であるが、関係法令に基づき必要な手続きを行うことは、情報発信を行う前提としても必要である。

別添 個別地域において協力金收受を行う場合に検討が必要な事項

各地域において協力金の取組を実施するために、管理運営主体において、次の項目について検討を行うものとする。

項目	検討課題
A. 目的	<ul style="list-style-type: none"> - 收受目的の明確化（荒廃対策、環境保全等） - 協力金以外の収入（寄付金、募金等）を組み合わせる場合は、その目的の整理
B. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> - 協力金の收受を求める利用者、求めない利用者の区別 ※登山者と観光客（見学者）、管理者等 - 收受対象エリアの選定 - 来訪者に限定しない協力金收受の検討
C. 使途	<ul style="list-style-type: none"> - 使途の内容および詳細 ＜例＞ ①登山道補修 ②し尿問題 ③ササ刈り ④植生保全（野生生物の食害対策、登山道周辺の森林保全 など） ⑤野生生物保護 ⑥外来種対策 ⑦安全対策 ⑧遭難救助 ⑨人材育成・教育 ⑩ボランティア運営経費 ⑪情報発信 ⑫利用者インセンティブ（謝品等） ⑬実施団体運営費 ⑭收受に伴う人件費 ⑮登山者に対するマナーの普及および啓発活動、⑯その他
D. 収受金額	<ul style="list-style-type: none"> - 設定理由の明確化 - 実施計画との整合性 - 利用者の意見との整合性（意見把握方法：これまでに実施されたアンケート調査、個別に実施する出口調査等） - 定額、任意の区分 - 収受対象エリアが山域を跨がる場合、他地域との協働収受方法 - 来訪頻度、来訪時期・期間、居住地等による金額設定のバリエーション（例：年間パスなどの事前収受割引）
E. 収受場所	<ul style="list-style-type: none"> - 登山中の拠点（登山口、登山道、山岳施設等） - 登山中の拠点以外 ①国立公園内利用拠点：宿泊施設、観光案内所、ビジターセンター他、観光関連施設 ②国立公園周辺：空港、駅、バス、ターミナル等の交通施設 ※登山中の拠点以外は、収受する場所と使途との間に必然性がないため、利用者の理解を得ることは難しいと考えられるが、登山口にほとんど施設がない地域においては、選択肢になり得る。 - インターネット経由、コンビニ等における事前・事後決済
F. 収受方法	<ul style="list-style-type: none"> - 現金、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、電子マネー等の決済方法の選定、実施するためのインフラの確認 - 有人・無人の区分および人員配置 - 事前決済・事後決済および決済確認方法

	- 收受コストの推定
G. 返礼品、サービスの提供	- 協力金の支払いに対する返礼品やサービスの提供の有無 - 返礼品の内容、サービスの内容 - 返礼品にかかるコストの収受金総額に対する割合
H. 用途に関する情報提供	成果を効果的に伝えるための媒体、コミュニケーションツールの選定（インターネット、ポスター、リーフレット等。必要ならばその仕様） - 対象とすべきターゲットの特定 （少なくとも、協力金を収受した、又は今後支払う者は情報にアクセスできなければならない。） - 発信する情報内容の選定 - 発信時期および期間 - プレゼンテーションツール（収受スタッフ用） - 利用者から質問が寄せられた際の想定問答集（管理運営主体用、収受スタッフ用） - 情報発信コスト
I. 収受した協力金の配分（個別地域以外への適用）	- （地域の任意による配分方法であれば）配分する金額の決定
J. 管理、運営の体制	- 組織体制（監査体制を含む） - 意志決定プロセス - 協力金の受け入れ会計
K. 管理、運営に関する情報公開	- 利用者への公開内容および方法 - 収受した協力金の管理主体に関する情報 - メディアからの取材に対する応答要領
L. その他	- 協力金を用いた取組に必要な関係法令手続きの確認、実施

白雲岳避難小屋周辺 登山道維持管理協力金の概要

実施主体：大雪山国立公園上川地区登山道等
維持管理連絡協議会

実施期間：6月下旬～10月上旬

収受金額：1,000円（任意）

対象者：白雲岳避難小屋
（周辺登山道を利用する方）

収受方法：白雲岳避難小屋にて
管理人が収受

協力金の使途：登山道の補修
補修技術の向上
情報発信 等

白雲岳 環境省直轄整備
避難小屋情報：2021年オープン（7～9月有人管理）
宿泊協力金 2,000円/人（小屋泊）
500円/人（テント泊）



協力金や登山道補修に関わる情報

白雲岳避難小屋周辺登山道維持管理協力金
（上川町ホームページ）

<URL>



協力金取組方針

<URL>



ヒグマ情報センター

<URL>



大雪山全体の情報

大雪山ビジョン
<URL>



大雪山国立公園連絡協議会
<URL>



発行
大雪山国立公園連絡協議会
2023年〇月〇日

大雪山国立公園における協力金取組方針

大雪山国立公園の 新たな保全の 仕組みを目指して

2021年の夏、大雪山国立公園の
白雲岳で、新たな協力金の取組
を開始しました。

対策が追いつかない山岳地域の
荒廃に対して、皆で守るモデル
的な仕組みを目指します。

大雪山の貴重な自然環境を将来
世代につなげていくため、
あなたにもぜひ知ってほしい取
組です。

大雪山国立公園連絡協議会

協力金の取組は何のために？

▲ 荒廃している山岳地域の課題解決のためです。
...特に登山道とその周りの荒廃を止めるための活動を行います。

課題解決のための新たな仕組みへ



登山道管理者だけでは解決が困難で、行政予算だけでは対応が追いつきません。

課題解決のために

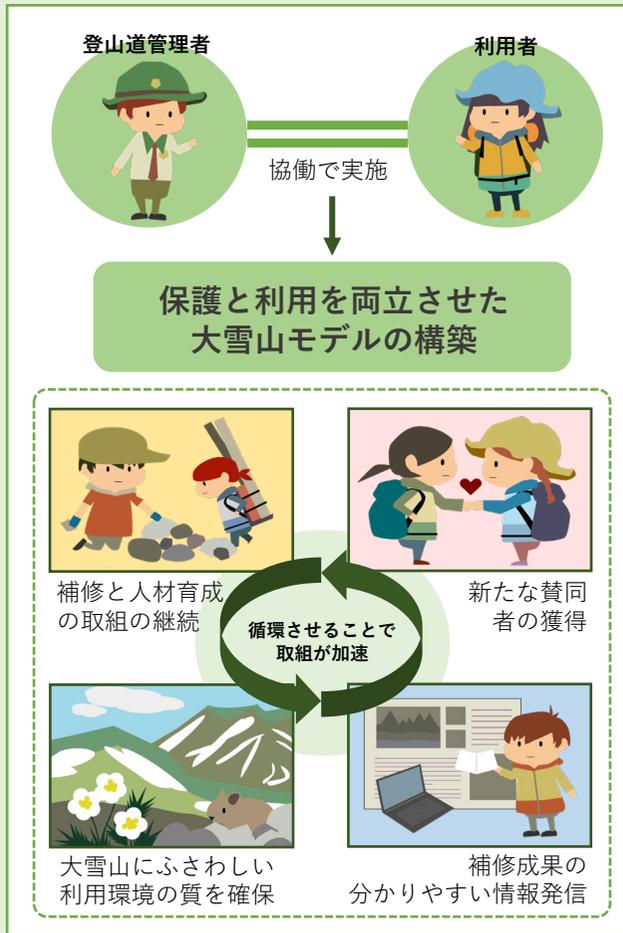
協力金の取組は、登山道を利用する利用者自身が保全に参加(※)する重要な仕組みになります。

※取組の趣旨に賛同する利用者が自主的に支払う考え方に立ち、強制ではありません。

何をを目指すの？

▶ 登山道の管理者と利用者が協働し、山岳地域を保全する新たなモデルを目指していきます。

登山道管理者と利用者の協働モデルへ

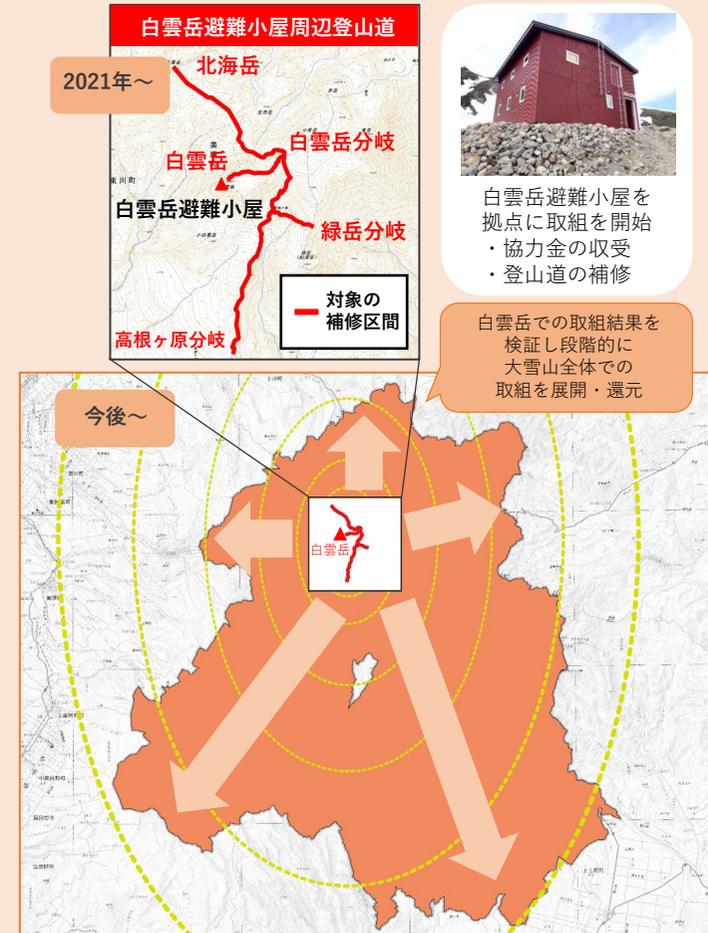


大雪山モデルの構築に向けて、定着させ、発展させていきます。

今後どのように進めるの？

▶ 白雲岳での先行地域を元に、大雪山国立公園全体に展開されるよう、地域連携を進めていきます。

試行的取組から本格的取組へ向けて



大雪山国立公園の価値を守り、将来世代に引き継ぎます。

大雪山国立公園登山道の維持管理に係る勉強会

開催趣旨

中岳裾合平線（歩道）事業の測量設計業務の設計・工法案を事例に、

- ① 過年度整備した施設の現状整理（効果検証、成果と反省）
- ② UAV 測量による、現在の登山道の荒廃状況の整理（UAV 測量の紹介）
- ③ 現状の荒廃状況等への必要な個所の選定
- ④ ①を踏まえた整備内容（ハード）、維持管理（ソフト）対策工法について検討を行い、大雪山国立公園の特殊な地形地質、登山道技術・整備方針等踏まえ、部会メンバーと意見交換をおこなう。

勉強会を開催する前に、有識者として、北海道大学渡邊教授、愛甲准教授、合同会社北海道山岳整備岡崎代表を招聘し、設計・工法案に対して事前に確認、ヒアリングしたうえで開催した。

日 時：令和 3 年 11 月 8 日（月）15：00～17：00

会 場：WebEX によるテレビ会議

1. 開会（司会進行）
2. 趣旨説明
3. 内容
 - （1）中岳裾合平線道路（歩道）の事例
 - （2）大雪山縦走線道路（歩道）の事例
4. 意見交換
5. 閉会

